

平成24年 第2回

身延町議会定例会会議録

平成24年6月 8日 開会
平成24年6月12日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 4 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 8 日

平成24年第2回身延町議会定例会（1日目）

平成24年6月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 芦 澤 健 拓 |
| 5番 | 松 浦 隆 | 6番 | 深 沢 脩 二 |
| 8番 | 草 間 天 | 9番 | 川 口 福 三 |
| 10番 | 渡 辺 文 子 | 11番 | 穂 坂 英 勝 |
| 12番 | 伊 藤 文 雄 | 13番 | 望 月 広 喜 |
| 14番 | 望 月 秀 哉 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 15番 福 與 三 郎

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|----|---------|----|-------|
| 2番 | 望 月 明 | 3番 | 河 井 淳 |
| 4番 | 芦 澤 健 拓 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	千須和繁臣
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○副議長（望月秀哉君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

福與議長より入院のため本会期中欠席の届け出がござっております。

地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務をとらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

平成24年身延町議会第2回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月に入りいよいよ暑さも増してまいりましたが、議員各位には何かとお忙しい中ご出席をいただきまして心から敬意を表する次第でございます。

さて本定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。議員各位におかれましては議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論が得られるよう、お願いを申し上げます。

これからは本格的な夏がやってまいります。各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

欠席の報告をいたします。

15番、福與三郎君は入院のため欠席の届け出がござっておりますので報告いたします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により、執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

2番 望月 明君

3番 河井 淳君

4番 芦澤健拓君

以上、3人を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、平成24年6月8日から6月12日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成24年6月8日から6月12日までの5日間とすることに決定いたします。

した。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項はお手元に配布のとおり各種行事等に参加いたしましたので、ご了承ください。

日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに平成24年身延町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにはご出席をいただきまして、誠にありがたく御礼を申し上げます。

月日の経つのは早いもので平成20年10月24日就任から3年と7カ月が経過いたしました。この間、私は私の理想と考えております「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」を目指して職員とともに頑張ってきました。

ご案内のとおり私どもを取り巻く経済情勢は、欧州におけるギリシャの財政問題や東日本大震災の復旧のための復興債の発行等、ますます厳しさが感じられます。東日本大震災はまさに国難であったといわれてもおります。そういう中であって復興に対し日本人の心が一つになったのが救いであり、収穫だったと思っております。さらに国内だけでなく世界各国から救援の手が差し伸べられ、米国の「トモダチ作戦」は心温まる行為でありました。しかし1年が過ぎた今、ガレキの受け入れ拒否に見る日本人の心の浅さを感じずにはいられません。

さて平成23年度一般会計および特別会計の決算処理についてであります。

このことについて平成23年度一般会計および特別会計決算処理が5月31日付けで行われ、全会計において黒字決算となり、平成23年度会計事務が良好に完結しましたことをご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては9月の第3回定例議会でご説明をいたしますのでご理解をいただきたいと存じます。

次に経済状況についてであります。

国の平成24年度当初予算は成立が遅れ、3月30日に平成10年度以来15年ぶりとなる暫定予算のスタートとなりました。その後4月5日に本予算が成立し、暫定予算を吸収する形で東日本大震災の復興費用を賄う特別会計を合わせ、歳出総額は96兆円を超え、過去最大の規模となりました。ただし赤字国債の発行に必要な特例公債法案は見送られたままで2年連続での財源の裏づけのない予算となっております。

本町におきましても極めて厳しい地方財政の現状および経済情勢を踏まえ、経費全般について徹底した節減、合理化に努めておりますが、平成23年度決算見込みでも町税は4年連続での減収が予想されるなど、地方財政は大変厳しい状況にあります。

このような状況下、一般財源の積極的な確保策を講じ、厳しい財政事情ではありますが、全

国的な経済危機に対応すべく効率的で持続的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に身延ショッピングセンターコマについてであります。

先の身延町議会第3回臨時会において身延ショッピングセンターコマを購入することについてご同意をいただき、その後5月23日、甲府地方裁判所において上申特別売却による購入の手続きを済ませたところであります。

今後、甲府地方裁判所から売却許可決定の連絡が入り次第、所有権移転登記のための手続きなど進めてまいりたいと考えております。

なお、本日の新聞では購入確定の報道がございましたが、甲府地方裁判所からは今現在、町に対しては売却許可決定の連絡がありません。このことを申し添えさせていただきたいと思っております。

次に中部横断自動車道への地域活性化インターチェンジ、身延山インターチェンジについてであります。

町民の皆様等しく待望しておりました身延山インターチェンジが去る4月20日、国土交通省より追加インターチェンジとしては関東で唯一建設が許可されました。これにより平成29年度開通に合わせ、県により建設していただく運びとなりました。身延山インターの新設が救急患者の搬送時間の短縮や身延山へのアクセスの向上、ひいては町の活性化につながるものと期待をしております。

また下田原地内に新設をお願いしております仮称、中富インターチェンジにつきましても県では建設の方向で努力をさせていただいておりますが、引き続き町民の皆様のお力を借りながら粘り強い要望を行ってまいります。

次に富士川舟下り100年ぶり復活についてであります。

平成21年11月、富士川舟運を100年ぶりに観光船で復活させようと峡南高校を昭和37年3月に卒業した町内の7人が集まり「富士川下り研究会」を発足し、その後平成22年7月にはNPOとしての活動をはじめ、10月には峡南地域中部横断道沿線地域活性化構想ブロック推進会議の中で、富士川下りは地域活性化プロジェクトにも位置づけられました。そして平成24年4月25日、盛大に富士川舟下りオープニングセレモニーが行われ、5月25日から本格運行を始めたところであります。そして一番舟にはたまたま観光でわが町においでいただきておりました島根県太田市の市議員のご夫妻らのグループ8名が乗船をされました。

今後、この富士川舟下りが本町の地域活性化の起爆剤となることを期待するとともに、舟下りの5町内の観光施設や宿泊施設に足を運んでもらえるよう、町もいろいろな面で協力していきたいと考えております。

次に下部地区公民館の竣工についてであります。

下部地区公民館の竣工式を5月20日、多くの来賓の皆様をお迎えして挙行いたしました。地域の皆様や建設検討委員会の要望は予算に反映させ、議会の皆様のご理解の中、開発センター解体工事から始まり敷地造成工事、建築主体工事までの公民館建設予算をご議決いただいたところであります。

本館は県産の木材を使用させていただくことを条件としましたので、木の香漂う板目の美しい環境によく調和した落ち着いた落ち着きのある建物であると同時に耐震設備が施されたホール、研修室、和室、調理室そして学童保育室など近代的で機能的な設備を備えた素晴らしい施設であります。今回の完成を機に地域の皆さんがこれまで以上に公民館に集い、さまざまな事業が活発に行わ

れ、各種団体、グループ、サークル等の自発的活動の拠点として大いに活用され生涯学習の輪が広がることを期待するものであります。

次に身延町地域福祉計画についてであります。

私たちを取り巻く社会環境は人口減少、少子高齢社会、地域の連帯感の希薄化など大きく変化する中で高齢者、障害のある人などの生活上の支援を必要とする人たちは一層厳しい状況に置かれております。

また青少年や中年層においても生活不安やストレスが増大し自殺、家庭内暴力、虐待、引きこもりなどの課題も社会問題となっております。このようなさまざまな福祉課題、地域課題に直面する状況の中、住民同士の触れ合い、支え合い、助け合いの活動を活発にして、町民、関係団体、行政が連携・協働して地域全体で解決することを目指した福祉のまちづくりを進めるため身延町地域福祉計画を策定しました。この計画は身延町総合計画を上位計画としてその基本構想に即して、地域福祉分野を推進するための基本的な計画としての性格を持ち、計画期間は平成24年度から平成28年度までの5年間といたしました。この計画の基本理念は町民憲章や総合計画の基本理念を踏襲し、助け合い、心の触れ合う開かれた町をつくるとし1.支え合いの地域福祉活動を展開する。2.安心して暮らせる福祉環境を整備するの2つの基本目標を定め、計画を推進してまいります。

今後は本計画に基づき町民、関係団体、行政が連携してすべての町民が住み慣れた地域において悩みや不安を解消し、福祉サービスを受けながら心豊かで安心して生活できる地域福祉の実現に向けて取り組んでまいりますので皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

次に児童手当制度についてであります。

次世代を担う子どもの健全な育成を社会全体で応援することを目的とした子ども手当の制度は平成24年4月から児童手当という名称に改められました。改正された点は、これまでの子ども手当では所得制限がありませんでしたが、平成24年6月分からは所得制限が導入され、児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として一律5千円の支給となります。

本町では児童手当所得制限未満が4,032人、特別給付所得制限限度額以上が88名、合計4,120人の児童手当支給対象者がおります。(人数については、延べ人数見込み数)

次に身延町暴力団排除条例についてであります。

全国的に社会全体で暴力団と対峙していくことが不可欠であるとの認識のもと、昨年10月までに全都道府県で暴力団排除条例が施行され、市町村においても制定するところが増えつつあり、山梨県においても昨年の4月1日に山梨県暴力団排除条例が施行されております。

本町でこの暴力団排除条例を制定することによって、暴力団による不当な行為、その他暴力団を利する行為を防止し、町の事務もしくは事業、町の区域における事業活動、または町民の生活に生ずる不当な影響を排除するために、必要な事項等を定めることにより社会全体で暴力団の排除を推進し、もって町民生活の安全と平穏を確保するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与することができると思え、今議会にお願いするものであります。

次に公共下水道事業についてであります。

公共下水道事業につきましては、平成17年度に事業着手しました身延処理区が平成23年度に事業が完了し、6月1日に波木井地区28.5ヘクタールと船原地区の2.03ヘクタールを供用開始いたしました。これにより身延処理区域129ヘクタールすべてが供用開始とな

りました。

また公共下水道の各戸への接続につきましては平成24年5月31日現在、身延処理区は加入戸数195戸で加入率が30.0%、下部処理区は加入戸数25戸で加入率20.7%、中富処理区は加入戸数988戸で加入率65%という状況でございますが、早期の接続をお願いするところであります。

次に平成24年第1回定例議会以降の主な行事の参加について申し上げます。

3月15日、静川小学校の卒業式。同じく17日、静川小学校閉校記念式典。同日、身延線全線開通式。20日、飯富病院を岡田副総理訪問。21日、町内小学校卒業式。22日、峡南衛生組合定例議会。28日、飯富病院定例議会。30日、峡南広域行政組合定例議会。4月2日、町職員辞令交付式。5日、町内小学校入学式。6日、西島小学校開校式、入学式、町内中学校の入学式。11日、久那土駐在所新築開所式。14日、ラジオ深夜便の集い。16日、議員全員協議会。27日、第28回国民文化祭山梨実行委員会。5月11日、町村長会議。12日、平成24年度県民緑化祭り。16日、身延町第3回臨時議会。18日、峡南衛生組合臨時議会。20日、下部地区公民館竣工式。25日、富士川舟下りオープン。28日、峡南衛生組合と南部町の調印式。6月1日、富士宮市70周年記念式典。6月2・3日、シーフェスタ・イン鴨川でございます。

なお、この間、各種団体の総会への参加および各種委員に委嘱状交付等を行ってまいりました。町では3月31日に定年退職者8名に中途退職者6名を加え、14名の退職者と4月1日付けで5名の新採用者を迎え9名減の人事異動を行いました。町の行政は異動や減員があっても一時の停滞も許されませんし、子や孫に負の財産を残さないよう職員と知恵を出し合いながらその先頭に立ってまいる所存でありますので、議員の皆様や町民の皆様の格段のご協力をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（望月秀哉君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告ならびに上程を行います。

報告第4号 平成23年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第5号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第6号 平成23年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議案第55号 身延町暴力団排除条例の制定について

議案第56号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第57号 身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第58号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 身延町下水道条例の一部を改正する条例について

議案第60号 平成24年度身延町一般会計補正予算（第2号）について

議案第61号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第62号 平成24年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第63号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第64号 平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について

議案第 6 5 号 平成 2 4 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 6 号 平成 2 4 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 7 号 平成 2 4 年度身延町広野村上外九山保護財産区特別会計補正予算（第 1 号）
について
議案第 6 8 号 財産の取得について
請願 第 1 号 取り調べの全過程の可視化を求める意見書の採択を求める請願
以上議案 1 7 件、請願 1 件を上程いたします。

日程第 6 報告第 4 号から議案第 6 8 号までについて、町長より提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回、提出しました案件は繰越明許費繰越計算書案件が 3 件、条例案件が 5 件、平成 2 4 年度補正予算案件が 8 件、財産の取得に関わる案件が 1 件の計 1 7 件となっております。

それでは個々について順を追って申し上げます。

まず報告第 4 号 平成 2 3 年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 3 年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告をいたします。

平成 2 4 年 6 月 8 日 提出

身延町長 望月仁司

次に報告第 5 号 平成 2 3 年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 3 年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告をいたします。

以下は省略をいたします。

次に報告第 6 号 平成 2 3 年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 3 年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告をいたします。

以下は省略をいたします。

次に議案第 5 5 号 身延町暴力団排除条例の制定についてであります。

身延町暴力団排除条例の議案を提出する。

以下は提出日と町長名は同じでありますので省略をいたします。

提案理由

山梨県暴力団排除条例の施行に伴い県の施策と歩調を合わせ暴力団排除を推進し、もって町民の安全かつ平穏な生活と地域経済活動の健全な発展を確保したいため、身延町暴力団排除条例を制定する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第 5 6 号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の議案を提出いたします。

提出理由

出入国管理および難民認定法および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行により、外国人登録法の廃止および施行に伴い関係条例を整備するため、外国人登録法の廃止および住民基本台帳法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第57号 身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第58号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康税条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

国民健康保険税の軽減額について変更したいため、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第59号 身延町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町下水道条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

財団法人山梨県水道公社が公益財団法人に移行したことに伴い、身延町下水道条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第60号 平成24年度身延町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

平成24年度身延町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,103万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億204万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第61号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成24年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,350万7千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第62号 平成24年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成24年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1億2,459万3千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第63号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成24年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ533万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,610万5千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第64号 平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成24年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,492万5千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第65号 平成24年度身延町下水道特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成24年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,556万5千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第66号 平成24年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成24年度身延町の下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ645万6千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第67号 平成24年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成24年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第68号 財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 財産の種類 土地
 2. 所在地 身延町江尻窪大洞地内
 3. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町江尻窪1396番地
遠藤嘉一ほか8名
 4. 取得の目的 中部横断自動車道建設発生土処理場用地
 5. 取得の方法 売買契約
 6. 地積 4万6,927.84平方メートル
 7. 取得価格 1,783万2,564円
- 平成24年6月8日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

中部横断自動車道建設発生土の処理場用地の取得のため、売買契約を締結する必要が生じた。については身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第3条の規定により当該財産の取得にあたり議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますが、議案第62号および議案第64号の2件の補正予算につきましては人件費のみの補正となっており、また議案第67号につきましては財産区の補正予算でありますので、詳細説明は省略をさせていただきたく存じます。

それではよろしくご審議の上ご承認・ご議決くださいますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○副議長(望月秀哉君)

報告第4号から議案第68号までについて、町長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

これから担当課長が詳細説明を行うわけですが、説明の順序は報告関係、条例関係、補正予

算関係、財産取得関係の順に詳細説明をお願いいたします。

なお、議案第62号および議案第64号につきましては人件費のみの補正であり、議案第67号につきましては恩賜林保護財産区特別会計でありますので詳細説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第62号および議案第64号、議案第67号の3議案につきましては詳細説明を省略いたします。

ここで、しばらく暫時休憩をとりたいと思います。

再開は10時といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時00分

○副議長(望月秀哉君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

担当課長より詳細説明を求めます。

報告第4号および議案第60号について、財政課長。

○財政課長(笠井一雄君)

それでは、私のほうから報告第4号 平成23年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についてとそれから議案第60号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第2号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず最初に報告第4号の繰越明許計算書でございます。1ページをお開きください。

4款3項簡易水道運営費でございますが、簡易水道事業特別会計の繰出金514万7,500円を繰越明許いたしました。これにつきましては、簡易水道事業で繰り越した事業の一般会計から繰り出す部分を繰り越しております。これにつきましては、すべてが一般財源でございます。

次に6款1項農業費でございますが、粟倉用水路の改良工事でございます。63万円繰り越しをいたしました。これにつきましてはすべて一般財源でございます。これにつきましては工事場所の資機材の搬入路が降雨のため崩落いたしました。それに対しまして不測の日数を要しているものでございます。

続きまして県営中山間地域総合農地防災事業負担金でございます。これにつきましては県営事業でございまして、県が繰り越しますものに伴いまして本町でも繰り越すものでございまして102万円繰り越しをいたしました。

そのうち既収入特定財源といたしまして70万円でございますけれども、これにつきましては公共事業債、起債でございます。残りの32万円につきましては一般財源でございます。栃久保水路の事業でございます。それから県営中山間地域総合整備事業負担金2,040万円。これにつきましては県で繰り越しをいたしましたので本町でも繰り越すものでございます。既収入特定財源といたしまして1,220万円。これにつきましては合併特例債でございます。残りの820万円につきましては一般財源でございまして、これにつきましては身延町の北部の水路、農道、鳥獣害の施設等の建設設置をするものでございます。

続きまして2項の林業費の林道和平法面改良工事101万8,500円、繰り越しをしたものでございますが、すべて一般財源でございます東電電柱の移設に伴い不測の日数がかかっているものでございます。

次に8款1項でございますが、土木管理費でございますが中部横断道の建設に伴う残土処理場の用地、それから立ち木の補償料等3,889万8千円を繰り越すものでございまして、これにつきましてはすべて一般財源でございます。

次に2項の道路橋梁費でございますが、町道下粟倉線法面改良工事6,060万円ということで繰り越しをいたしました。未収入特定財源といたしまして、国庫でございますけども3,939万円。これにつきましては社会資本整備総合交付金でございます。

それから地方債の1,500万円につきましては過疎対策事業債。残りの一般財源として621万円でございます。

次に町道大道市之瀬線の道路改良事業1,941万円の繰り越しでございます。起債、地方債の部分につきましては1,600万円につきましては過疎対策事業債。それから残り一般財源としまして341万円が一般財源でございます。それから町道古関丸畑線の道路改良事業につきましては747万円の繰り越しでございます450万円が過疎対策事業債、残り297万円が一般財源でございます。

それから町道飯富宮根線の道路改良事業でございますが、1,908万円繰り越しをいたしました。1,600万円につきましては過疎対策事業債、残りは一般財源として308万円が一般財源でございます。これにつきましてもすべて、電柱の移転等に不測の日数がかかっているものでございます。

それから6項の下水道費でございますが、下水道特別会計への繰出金208万6,500円でございますけども、これにつきましてはすべて一般財源でございます、下水道特別会計で繰越明許いたしますので一般会計も繰り越しをいたすものでございます。

次の2ページでございますが、10款4項社会教育費、下部地区公民館の建設事業でございますが、336万円繰り越しをいたしました。すべて一般財源でございます。これにつきましてはネットワークの構築工事、光機器の設置、それからIP電話との関係になります。それにかかる費用の部分のみを繰り越しをいたしましたものでございます。

それから次に11款の1項農林水産業施設の災害復旧費でございますが、農業用施設の災害復旧事業費として4,468万4千円を繰り越しいたしました。未収入特財といたしまして国庫3,634万7,362円につきましては農業用施設の災害復旧事業費補助金でございます。それから140万円につきましては農林施設の災害復旧事業債でございます。残り693万6,638円につきましては一般財源でございます。

次が林業施設災害復旧事業費でございますが4,488万4,400円ということで繰り越しをいたしました。国・県の3,893万8千円につきましては農林施設の災害復旧事業費の補助金、それから280万円につきましては農林施設の災害復旧事業債、残りが一般財源でございます。

次に2項の公共土木施設災害復旧費でございますけども、これにつきましては6,833万5,250円の繰り越しをいたしました。国庫につきましては公共土木施設の災害復旧事業費の補助金でございます4,143万8,506円でございますが補助金でございます。それから2,220万円につきましては公共土木の災害復旧事業債。残りが一般財源でございます。

以上、一般会計繰越明許費繰越計算書の詳細説明とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして議案第60号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第2号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

今回の6月補正につきましては一般会計および特別会計におきまして4月1日の定期人事異動に伴う給与の補正を各科目でさせていただいております。人件費の内容につきましては特別なところがない限り説明を省かせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それではまず5ページをお願いいたします。第2表 地方債の補正でございます。

追加でございますが緊急防災減災事業債を3,550万円、追加をさせていただくものでございます。これにつきましては相又の簡易水道事業に充当するもので繰出金として特別会計へ繰り出すものでございます。これは一般会計で起債をお借りし特別会計に繰り出すもので、事業の100分の55が一般会計で借りられる限度額でございます。この起債につきましては東日本大震災の関連で国が許可するものでございまして、国全体としては6,300億円を計画しているものでその一部でございます。東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災減災事業を対象とし財政措置をするものでございまして、補助事業でありまして交付税のバックが80%でございます。過疎債よりもいいわけで、これを使いたいということで追加をさせていただきます。

それから次に現年発生災害復旧事業債ということで660万円を追加いたします。これにつきましては町道大崩線の道路災害復旧工事に充当いたしますものでございまして5月2日、3日に大雨が降りました災害に充当いたしますものでございます。

それでは8ページをお開きください。歳入からご説明をまいります。

まず14款2項4目消防費国庫補助金でございます。1節139万8千円でございますが地域防災力向上支援事業補助金ということで、これは衛星携帯電話発電機を購入する費用、国の補助2分の1でございます。それから7目の災害復旧事業費国庫補助金でございますけども1節に1,334万円を計上いたしました。これにつきましては、先ほども言いましたが5月2日、3日で大雨が降りまして町道大崩線が崩れたということで災害復旧でございます。この補助金でございます。

次に15款2項2目民生費補助金でございますが1節に19万5千円。これは介護用の自動車購入助成事業の補助金ということでございまして県から39万円の助成をいたしますが2分の1がもらえる補助金としてくるものでございます。

それから次の4目の農林水産業費県補助金でございますけども、1節89万円、地域農業のマスタープランを作成することに対しまして補助金をいただけるものでございます。これにつきましては就農促進総合支援事業ということで89万円は定額で県内22市町村が実施をするものでございまして、次世代の農業をどう引き継いでいくか、人と農地のプランを作成するものでございます。

それから7目の消防費の県補助金につきましては、先ほどの国庫でもございましたけども、69万6千円。孤立集落通信対策強化事業費補助金ということで、衛星携帯電話と発電機を購入する部分で県の補助率は4分の1になります。

次の19款1項1目につきましては繰越金で今回の補正の一般財源に充当するもので769万7千円でございます。

それから20款の4項1目雑入でございますけれども16節に355万円雑入がございます。これはすべて中部横断道の建設に伴う工事用の道路を造るということで、それに対する補償費でございます。まず消防の消防団、身延第4分団第3部、塩之沢帯金の待機所、それから機庫の移設に伴う補償料が295万円。それから防災無線の屋外子局の移設費50万円、これも塩之沢のものでございます。それから大和公園のあずまの撤去費として10万円。これらを合計したものでございます。

それから25節につきましては、コミュニティ事業助成金ということで1,100万円でございますが、このうち1千万円につきましては当初予算に計上してございますが、町営バスふるさと号を購入することに対しまして、財団法人自治総合センターコミュニティ事業助成金が決定をいたしましたので、今回、予算計上をし財源組み替えをするものでございます。

それから100万円につきましては、企画費に今回計上いたしましたけども、梅平2区に祭り用の法被等を購入する補助金100万円でございます。

それから次に26節地域づくりアドバイザー事業助成金でございますが、16万5千円につきましては定住対策婚活支援事業に充当するものでございまして、財団法人地域活性化センター、地域づくりアドバイザー事業で助成をしてくれるものでございます。

それから一番下の21款1項の町債につきましては先ほど地方債の補正でご説明をいたしました。5目につきましては町道大道の災害復旧、それから7目の衛生債につきましては緊急防災減災事業ということで簡易水道へ繰り出すものでございます。

それでは次に歳出へまいりたいと思います。9ページをお願いいたします。

ちょうど真ん中あたりになりますけども、9ページの真ん中あたりですけども、2款1項1目の一般管理費の18節でございますけども、ここにふるさと号の購入費を予算計上してございました。今回この財源としましてコミュニティの助成事業が1千万円つきましたので、財源組み替えをさせていただくものでございます。これにつきましては共生の地域づくり助成金ということで山梨県では県内4市町村が手を挙げ、申請をしたところでございますが、本町のみが交付決定があったということでありまして。

それから次に一番下の4目の企画費でございます。8節報償費16万7千円につきましては先ほども説明いたしましたけども、アドバイザー事業の助成金をいただきまして定住対策の婚活支援事業のイベントファシリテーター、これは司会者とか調整役とかというようなことですけども、その講師料ということで16万7千円を計上させていただきました。それに伴いまして、これが補助金の対象事業になりますので、次のページの一番上にあります13節の委託料15万円。これにつきましては委託料では補助金の対象にならないということでございますので13節を減額させていただきまして8節のほうに講師の謝礼を計上したところでございます。

それから次の10ページの今の13節の下、19節になりますけれども、コミュニティ助成事業の補助金ということで、梅平2区に祭典用の衣装一式を購入する費用100万円の補助金でございます。

それから11ページの一番下になりますけれども、3款1項3目高齢者福祉費でございますが、28節繰出金が216万3千円。介護保険特別会計への繰出金になります。

次の12ページをお願いいたします。

4目の老人医療費でございますけれども、28節に50万9千円の後期高齢者医療特別会計の繰出金、これにつきましては、住民基本法の改正に伴うシステムの改修ということで分散処

理のシステムの改修費と、それから人件費の部分でございますけども繰出金でございます。

それから5目の障害福祉費につきましては19節に39万円、予算計上をいたしましたけども、介護用の自動車の購入等の助成金ということで身延町介助用自動車購入等助成金交付要綱に基づき支出するものでございますけども39万円の予算計上でございます。

次に13ページの真ん中、ちょっと下になりますけども、4款3項1目簡易水道運営費でございます。28節に3,016万1千円、簡易水道特別会計への繰出金を計上いたしました。これにつきましては、この中の3千万円につきましては人件費が533万9千円の減額でございまして、冒頭で説明をいたしましたが相又簡水への緊急防災減災事業債3,550万円が含まれております。

次に6款1項、次のページ、14ページをお願いします。

3目の農業振興費でございます。11節、12節につきましてはマスタープランの作成に対する補助対象経費、消耗品、それから印刷製本費、それから通信運搬費につきましてはパンフレットの郵送料等でございますけども、89万円がここに経費として計上してあるものでございます。

それから19節の32万円の補助金につきましては、身延町有害鳥獣対策協議会の補助金ということでサルの実態調査、サルに発信機を付けて実態を調査するという事で総事業費は63万円の町で32万円を支出いたします。県で残り31万円を出し事業を実施するものでございます。

次の4目の農業土木費でございますが、375万5千円でございますが重機の借上料これは台風12号、15号による水路の土砂の撤去費になります。

それから次に5目の山村振興費の15節でございますが130万円。これにつきましては湯町のホテル公園の公衆トイレの井戸が埋まってしまうました。台風15号で。それでいろいろ方法を伺いましたがポンプを新しく設置するという事で、この工事費で130万円の予算計上でございます。

次に2項の3目林業土木費でございます。14節に177万円、重機借上料。これにつきましては林道三石山線の崩落土の除去。それから小田船原の流路溝の土砂の撤去等でございまして重機の借上料でございます。

次の15ページをお願いいたします。

真ん中ちょっと下になりますが、8款6項1目下水道総務費でございますが繰出金に下水道事業特別会計繰出金215万1千円の減額。それから農業集落排水事業等特別会計の繰出金が59万3千円の減額でございます。

それから次に9款1項1目の非常備消防費でございますけども、まず15節の工事請負費でございますが798万円でございます。これにつきましては中部横断自動車道の拡幅に伴う消防の待機所と機庫の補償料をいただいて新しく建設をする部分でございます。コンクリートブロック作りの平屋建ての部分を取り壊しまして、今回新しく機庫37.74平方メートルと部員の待機所23.18平方メートルを建設する費用でございます。

なお、その上の13節につきましては35万円ですけども、この建設に伴う設計管理料を計上させていただきました。

次の16ページをお願いいたします。

3項の1目防災費でございます。15節の工事請負費に159万3千円でございますけども、

これにつきましては中部横断自動車道の工事用の道路にかかります防災無線の屋外子局の移設工事ということでございます。JR塩之沢駅の南側になります。

それから次の18節でございますけども、302万5千円ということで衛星携帯電話と発電機を購入するものでございます。なお、これにつきましては平成23年度の12月補正で予算計上をいったんし繰越明許までかけたものでございますけども、実は国が、国庫の事業が繰り越しができなかったということで23年度事業では実施できないということで、県とも相談をいたしまして新しく今年度の事業としてここへ予算計上をさせていただいたところでございます。国が2分の1の補助金で地域防災力向上事業補助金ということでございまして、県が4分の1、孤立集落通信対策強化事業の補助金ということでいただけるものでございます。

なお、8カ所につきましては前年度と同じように門野、大城、粟倉、丸畑、峰山、八坂、峯、山家の8カ所に衛星携帯電話と非常用発電機を設置するものでございます。

16ページが一番下になりますけども、10款2項1目の学校管理費、15節に504万円の工事請負費でございます。身延小学校の消火栓の配管改修工事でございます。飲み水につきましては大規模改修ですでに改修をしてあるわけですが、今回、消火栓の配管が漏水をし、それに対します修繕の工事費でございます。

次に17ページをお願いいたします。

4項の2目公民館費でございます。19節の補助金でございますが、集落公民館の整備事業補助金ということで、中山の集落館、畳を20畳入れ替えるということで総事業費は25万2千円でございますけども、3分の1の補助ということで8万4千円の計上でございます。

次に5項の1目文化財保護費でございますが19節に補助金として町指定文化財の一宮賀茂神社の本殿の保存事業の補助金ということで14万5千円を計上いたしました。これにつきましては自動火災報知器の設置ということで所有者が29万円を出し、町が14万5千円ということで事業費は43万5千円になります。町は3分の1の補助率でございます。

それから、19ページをお願いいたします。

11節の2項1目現年発災公共土木施設災害復旧事業費、15節に2千万円を計上させていただきました。町道大崩線の道路災害復旧工事費でございます。5月2日、3日に大雨が降りまして災害があったものでございまして、工事延長は14メートルの吹き付けやガードレールの工事になります。7月5日、6日に災害の一次査定が実施されるということでございますが、今回の補正につきましては5月の連休中に発生をした災害をスムーズに執行するための予算計上でありますのでご理解を願いたいと思います。

以上、一般会計補正予算(第2号)の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長(望月秀哉君)

次に報告第5号および議案第63号について、水道課長。

○水道課長(遠藤庄一君)

それでは水道課から2件の報告と議案の説明をさせていただきます。

まず報告第5号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、それから議案第63号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、2件の説明をさせていただきます。

まず報告第5号 平成23年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、

詳細説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

1款1項湯町簡易水道災害復旧事業の翌年度繰越額392万1千円につきましては、湯町導水管災害復旧工事と災害で被災しました湯町導水管既設管撤去工事であります。この工事につきましてはどちらもすでに完成しております。財源内訳としまして未収入特定財源の国庫支出金が150万4千円。地方債150万円。内訳としまして簡易水道事業債のみであります。その他としまして一般会計からの繰入金91万7千円であります。

2款2項身延中央簡易水道の翌年度繰越額6,283万4,500円につきましては、下水道工事に伴う負担金と西谷導水管布設工事であります。下水道工事に伴う負担金は波木井地内、波木井山付近の下水道工事に伴う工事負担金883万4,500円であり、上下水道工事につきましてはすでに完成をしております。また工事費につきましては、身延中央簡易水道事業の身延山西谷水源沈砂池から洗心洞門、信行道場裏までの導水管布設工事5,400万円であります。

下水道工事負担金に伴う883万4,500円の財源内訳としまして未収入特別財源の国庫支出金が226万1千円。地方債が380万円であり、内訳としまして簡易水道事業債190万円と過疎対策事業債190万円であります。その他としまして一般会計からの繰入金277万3,500円あります。また身延中央簡易水道導水管布設工事に伴う5,400万円の財源内訳としまして未収入特別財源の国庫支出金が1,414万3千円。地方債が3,840万円で内訳としまして簡易水道事業債1,920万円と過疎対策事業債1,920万円あります。その他としまして一般会計からの繰入金145万7千円あります。

これが報告第5号の詳細説明でございます。

続きまして議案第63号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について詳細説明をさせていただきます。

予算書4ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。

地方債補正の変更につきましては、簡易水道事業債ならびに過疎対策事業費の限度額、合計を2億2,480万円と設定しておりましたが事業内容の変更に伴い、簡易水道事業債を330万円減額し、限度額を1億910万円に。また過疎対策事業債につきましては3,220万円を減額して限度額を8,020万円とし、地方債限度額合計を1億8,930万円に設定変更するものであります。

続きまして歳入からご説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節の水道事業費繰入金3,596万2千円の増額補正につきましては説明欄のとおりであります。2節の公債費繰入金につきましては580万1千円の減額であり合わせて3,016万1千円の増額補正であります。

8款1項1目水道事業債、1節の簡易水道事業債につきましては330万円の減額。2節の過疎対策事業債につきましては3,220万円の減額であります。併せて3,550万円の減額補正であります。

次に歳出についてご説明いたします。8ページをご覧ください。

1款1項1目簡易水道管理費、2節、3節、4節また2款1項1目一般管理費の2節、3節、4節はいずれも人件費ですので省かせていただきます。

続きまして2款1項1目簡易水道建設費、15節の工事請負費につきましては財源組み替え

であります。簡易水道事業債を330万円の減額、過疎対策事業債を3,220万円減額し、建設費繰入金として一般会計から3,550万円の繰り入れをするものであります。これにつきましては国からの指導により事業内容の変更に伴い、相又簡易水道事業が公営企業緊急防災減災事業に変更となり事業債を一般会計にいったん繰り入れ、一般会計から水道会計に繰り入れとなるため財源繰り替えとするものであります。

続きまして9ページをご覧ください。

3款1項1目元金、23節償還金利息及び割引料についても財源組み替えであります。公債費繰入金580万1千円を減額し、一般会計として簡易水道使用料580万1千円を財源組み替えするものであります。

以上で議案第63号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

次に報告第6号、議案第59号、議案第65号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（樋川信君）

それでは私のほうから報告第6号と議案第59号、議案第65号について詳細説明をさせていただきます。

まずはじめに報告第6号でございますが、平成23年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明をさせていただきます。

次のページ、繰越計算書をお開きください。

1款2項身延公共下水道事業、管渠布設等工事の翌年度繰越額は2,112万1千円でございます。このうち下水道工事分が1,228万6,500円。水道工事受託分が883万4,500円であります。

繰越箇所と内容でございますが波木井地内、波木井山の周辺の町道への上下水道管移設工事でありまして施工延長は420.3メートルで、4月25日には工事完成しております。

財源内訳としましては未収入特定財源の国庫支出金が150万円。地方債が870万円。この870万円のうち公共下水道事業債が440万円。過疎対策事業債が430万円でございます。その他としまして1,092万1千円。このうち一般会計繰入金が208万6,500円。水道工事受託分が883万4,500円でございます。

以上で報告第6号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第59号の詳細説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては本条例の中で下水道排水設備の指定工事店の指定。許可を受けようとするものは排水設備責任技術者の資格が必要でありまして、この資格は財団法人山梨県下水道公社が実施するに認定試験に合格し登録されたものとなっております。ついては山梨県下水道公社が平成24年4月1日に財団法人から公益財団法人に移行したことによる名称変更に伴う改正でございます。

16ページの上から3行目でございますが、第2条第14号中の「財団法人山梨県下水道公社」を「公益財団法人山梨県下水道公社」に改め、設立された法人の次に「であって、平成24年4月1日に公益財団法人に移行したもの」を加え、第11条中の法人名につきましても「財団法人山梨県下水道公社」を「公益財団法人山梨県下水道公社」に改めるものであります。

以上で議案第59号の説明を終わらせていただきます。

次に議案第65号をご覧ください。

議案第65号 平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について詳細説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。先に歳出のほうからご説明をさせていただきます。

7ページ、8ページの歳出の各項目に計上してございます2節、3節、4節につきましては4月の職員の異動に伴う人件費の増減でありますので説明を省略させていただきます。

人件費以外の補正ですが、1款3項2目常金塩之沢下水道事業維持管理費の15節工事請負費110万3千円。これにつきましては、中部横断自動車道工事用道路拡幅に伴うマンホールポンプ制御盤移設工事費でございます。個所につきましてはJR塩之沢駅の南側、町道塩之沢椿線の踏み切りと県道市川三郷線、身延線のちょうど間でございます。そのマンホールの制御盤が道路脇の防災行政無線用の柱、パンデマストといいますが、それに設置してございます。その柱の移転に伴ってマンホールポンプ制御盤を移設させなければならないということから今回この移設にかかる工事費用110万3千円を計上させていただきました。

なお110万3千円の財源につきましては、国土交通省からの移設補償費が50万円、一般会計繰入金が60万3千円でございます。

次に歳入の説明をさせていただきます。

6ページでございますが、4款1項一般会計繰入金、1目と3目、4目、5目、6目の一般会計繰入金の補正額は4月の職員の異動に伴う人件費の補正であります。2目の80万7千円につきましては、先ほど歳出のほうで説明させていただきましたが、マンホールポンプ制御盤移設工事に伴う一般会計繰入金充当分60万3千円と職員の異動に伴う人件費20万4千円で80万7千円でございます。

なお、一般財源繰入金は合わせて215万1千円の減額補正であります。

6款1項1目雑入50万円につきましては、マンホールポンプ制御盤移設工事にかかる国交省からの移設補償費50万円でございます。

以上で議案第65号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○副議長(望月秀哉君)

次に議案第55号および議案第57号について、総務課長お願いします。

○総務課長(赤坂次男君)

それでは議案第55号 身延町暴力団排除条例の制定についてと議案第57号 身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

最初に議案第55号 身延町暴力団排除条例の制定についての詳細説明をさせていただきます。

本条例の制定の概要については6月4日に開催されました議員全員協議会で説明したとおりであり制定の目的等につきましては先ほど町長が行政報告の中で申し上げたとおりであります。

条例の制定状況を申し上げますと、山梨県においては昨年の4月1日に山梨県暴力団排除条例が施行されております。そして今年の3月定例会において甲府市、笛吹市、韮崎市、上野原市、大月市の5市と昭和町と忍野村が制定し、いずれも平成24年4月1日から施行されておりますが、峡南5町を含めて未制定の市町村もこの6月定例議会で制定の予定であります。

それでは条例の内容について説明させていただきます。

本条例は第1条の目的から第18条の委任までの18条で構成されており、附則において施

行期日を定め、平成24年7月1日から施行したいと考えるものであります。

最初に総則として第1条、目的。第2条、定義。第3条に基本理念。第4条に町の責務。第5条に町民の責務。第6条に事業者の責務までで第1条の目的は先ほど申し上げましたとおりであります。

第2条第1項第6号、町民の定義は町内に住所を有する者または通勤者、通学者等町内に滞在している者ということの規定しております。したがって町外からの通勤者、通学者、観光客等も町民という位置づけをいたしております。

第3条の基本理念は町内からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものであります。

暴力団の排除に関する基本的施策として第7条、不当要求行為に対する措置。第8条、町の事務および事業における措置。第9条、公の施設の利用における措置。第10条、町民等に対する支援。第11条、安全の確保。第12条、広報および啓発。第13条では県への協力まで、第9条の公の施設の利用における措置は公共施設が暴力団による義理かけ行事や各種興業等に利用されることを阻止するため、町や教育委員会、指定管理者が必要な措置を講じることが規定したものであります。

次に青少年の健全な育成を図るための措置として第14条の青少年に対する指導等は青少年に対して指導や助言等の講ずべき措置を規定したものです。

次に暴力団員等に対する利益の供与の禁止等として、第15条は暴力団員等への利益の供与の禁止を規定し、第16条は暴力団が利益の供与を受けることの禁止について規定したものであり前条の裏返しの規定であります。

次に祭礼等における措置として、第17条で祭礼等における措置は花火大会等の行事から暴力団を排除するため、行事主催者等の取り組みを規定したもので、1つとして暴力団を利用してはならないこと。2つとして行事の運営に暴力団員等を関与させてはならないこと。3つ目として暴力団員等であることを知りながら露店・屋台等を出店させないこと。また行事主催者等は町民、事業者、関係機関、関係団体と緊密に連携し必要な措置を講ずることを規定しています。

そして第18条の委任はこの条例の施行に関し、必要な事項は附則で定めることを規定したものであります。

附則は、この条例は平成24年7月1日から施行するものであります。

この身延町暴力団排除条例の制定の効果としては、暴力団排除条例の施行により1つとして町、町民、事業者等の暴力団排除意識の高揚が図られること。2つとしまして町の事務および事業から暴力団の排除が図られること。3つとしましては町の公の施設からの暴力団の排除が図られること。4つとしましては町内の祭礼等の行事からの暴力団の排除が図られることであります。

以上で議案第55号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第57号 身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

本条例の一部を改正する条例については民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、法人が未成年者の後見人になることが可能となりました。このことに伴い、法人が未成年者の法定代理人として申請するケースを想定し、所要の改正を行うものであります。

第6条第1項中「き損」のきの平仮名を漢字の「毀損」に改めるものであります。これは平成22年の常用漢字表の改定によるものです。

第13条第1項第1号、第28条第1項第1号および第36条第1項第1号「居所」の次に法人が未成年者の法定代理人になることが可能となったため、法定代理人が法人である場合にあってはその称号または名称および住所ならびにその代表者の氏名を加えるものであります。

以上で議案第57号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

次に議案第56号、議案第61号について、町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

議案第56号および議案第61号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

まず議案第56号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に成立しまして、施行は平成24年7月9日からとなりました。これによりまして外国人登録法は廃止され、外国人住民の方についても住民基本台帳法の適用対象になり、住民票が世帯ごとに作成されることとなります。また外国人と日本人がいる世帯につきましても1枚の住民票に世帯全員が記載されることとなります。

住民基本台帳法の改正によりまして、4件の条例の一部を改正することが必要となりました。まず第1条の身延町印鑑条例の一部改正について説明をさせていただきます。

2条ですが1項の中の1号、2号を削除しまして1項を改正するものでございます。改正後は住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記載されている者（満15歳未満の者および成年被後見人を除く）は1人1個に限り印鑑の登録を受けることができるというふうに改めます。

第4条は第1号に官公署の発行した免許証、許可書もしくは身分証明書であって本人の写真を添付したもの、または外国人登録証明書を提示させることとありますものを「もしくは」を「または」に改め「または外国人登録証明書」を削除いたします。

第5条は第3号「氏名」となっておりますものを氏名の次に「外国人住民に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ）が記載されている場合にあっては、氏名および通称」を加えるものでございます。

また第5条2項中、第7号を8号といたします。そして2項第6号の次に新たに7号として外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては当該氏名の片仮名表記を加えます。

第6条の1号には「住民基本台帳または外国人登録原票に記録され、または記録されている氏名、氏もしくは名または氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの」となっておりますものを「住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名もしくは通称または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの」に改めるものでございます。

2号につきましては「ほか氏名」の次に「または通称」を加えまして、職業、資格、その他

氏名、または通称以外の事項を表しているものに改めるものでございます。

また第6条に次の1項を加えて2項といたします。「町長は前項第1号および第2号の規定にかかわらず外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記、またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には当該印鑑を登録することができる」を加えます。

第12条につきましては第1項第2号について外国人住民であるものが法第30条の45の表の上欄に掲げるものでなくなったとき、「日本の国籍を取得したときを除く」に改めるものでございます。

4号は「氏名、氏または名」の次に「外国人住民にあっては、通称または氏名の片仮名表記を含む」を加えます。

第13条につきましては3項中を改めるものでございまして、第5条第2項に1号を追加して7号といたしましたために第6号を第7号に改めるものでございます。

9ページをお開きください。

続いて第2条の身延町手数料条例の一部改正について説明をさせていただきます。

別表中第14項、外国人登録に関する証明および第15項、外国人に係る登録原票の写し、または登録原票記載事項証明書の交付を削りまして第16項から第47項までを2項ずつ繰り上げるものでございます。

続きまして第3条、身延町下水道条例の一部改正の説明をさせていただきます。

これにつきましては第8条第3項第2号「法人にあっては定款および登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し、または外国人登録証明書」となっております。この「または外国人登録証明書」を削除するものでございます。

続きまして第4条、身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部改正の説明をさせていただきます。

これにつきましては、第3条1項の「国籍を有し、かつ外国人登録法により本町に登録されている者」を「資格を有する者」に改めるものでございます。

以上で、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第61号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

歳入のほうから説明をさせていただきます。6ページをお開き願いたいと思います。

3款1項2目事務費繰入金につきましては、主に歳出の一般管理費の計算センターへの負担金に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に歳出を説明いたします。7ページのほうをお開きください。

1款1項1目一般管理費50万9千円の補正でございます。これにつきましては人件費分、職員共済組合負担金1万6千円の減額、そして計算センターへの負担金52万5千円の増額でございます。当初予算におきまして計算センターで後期高齢者医療システム負担金としまして前年度より57万3千円増額の152万円を計上させていただいております。この当初計上の増額分につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴うシステムの改修費の負担金として46万2千円が主な内容でございました。

このたびの補正でございますが、後期高齢者医療システムの導入の経過を説明させていただ

きますと当時、制度自体の不確定要素や計算センター職員による開発ボリュームおよび期間、厚生労働省からの補助金等も勘案しましてパッケージシステムの導入を購入したという経過がございます。このため法律の改正等によりまして、改修が発生しますと購入先で開発したプログラム、いわゆる改修用パッケージソフトを購入して対応していかなければならない状況です。このたびの改正によりまして計算センターにおきましてはシステムの改修の契約のために仕様書の準備をはじめましたところ当初予算で計上しました46万2千円につきましてはシステム改修の作業費でございます。改修用のパッケージソフトの購入代金が含まれていないことが判明したところでございます。この改修用のパッケージソフト、身延町分が52万5千円ということの追加の負担金の要請がありまして、このたびの負担金の補正をさせていただいたという状況でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

次に議案第58号について、税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

議案第58号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。

国民健康保険税条例の改正につきましては、国民健康保険税の軽減額について変更する必要が生じたので今回条例改正をお願いするものでございます。

14ページをお開きください。

国民健康保険税の軽減につきましては、地方税法第703条の5の規定により前年中の所得が一定額以下の世帯に対して税額の負担を軽くする軽減制度が定められており、国保医療保険分、後期高齢者支援金分および介護納付金分の被保険者均等割額および世帯別平等割額が軽減の対象となります。

条例第23条に規定する被保険者均等割額および世帯別平等割額から減額する金額につきまして、それぞれ改正をお願いするものです。

上から4行目、第23条第1号につきましては国保医療保険分均等割額2万7,600円、後期高齢者支援金分均等割額8,400円、介護納付金平等割額8千円にそれぞれ7割を乗じて得た額に改正し、上から5行目、第2号につきましてはそれぞれ5割を乗じて得た額に改正し、上から7行目、第3号につきましてはそれぞれ2割を乗じて得た額に改正するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

次に議案第66号について、下部支所長。

○下部支所長（高野恒徳君）

議案第66号 平成24年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算について詳細説明をいたします。

先に歳出について説明をさせていただきます。予算書の7ページをご覧ください。

現在、一部の温泉受給者は主要施設が分湯槽より上流にあるため、分湯槽まで流下した温泉

を再度、上流に向かいポンプアップして使用しています。今回この不都合を解消するため送湯管から直接分湯するための分湯口設置工事費として1款1項1目温泉管理費、工事請負費に2口分の工事費32万1千円を計上させていただきました。

次に歳入ですけど、6ページをご覧ください。

この工事費に充てるため、繰越金に32万1千円を追加計上させていただきました。

以上よろしくご審議の上ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

次に議案第68号について、建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

それでは議案第68号 財産の取得について詳細説明をさせていただきます。

本年3月、第1回の定例会におきまして中部横断道の建設発生土の処理場用地の取得につきまして、14名の契約についてご議決をいただきました。今回お願いするものは残りの権利者、遠藤嘉一さまほか8名の契約の分でございます。

取得面積は4万6,927.84平方メートル。取得金額は1,783万2,564円でございます。これで計画をされておりました処理場の用地、すべての取得ができたこととなります。ご議決をいただきましたら登記事務や支払いの事務を進めさせていただきます。よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○副議長（望月秀哉君）

詳細説明が終了いたしました。

次に請願第1号について、紹介議員であります渡辺文子君より趣旨説明を求めます。

渡辺文子君。

○10番議員（渡辺文子君）

取り調べの全過程の可視化を求める意見書の採択を求める請願

請願者住所氏名 山梨県甲府市朝日5-7-2

山梨平和と労働会館内

日本国民救援会山梨県本部会長 広嶋喜栄司

紹介議員、私、渡辺文子です。

請願の趣旨ですが、無実であるにもかかわらず今もなお犯罪者の汚名を着せられ裁判を闘っている人たちがいます。検察、警察の違法、不当な取り調べを巡る問題が相次いで表面化をしています。

足利・府川の両事件とも警察署の取調室など密室において自白を強要され、それによって作成された嘘の自白調書が有罪の決め手となりました。また大阪地裁所長がおやじ狩りをされた事件で犯人とされ無罪が確定した青年たちが起こした国賠裁判で警察における暴力的な取り調べが違法と認定されました。密室での違法な取り調べが冤罪の温床となっています。取り調べの全過程の録音・録画（全面可視化の実現）は国民の世論となっています。

人権を守り冤罪を産まぬ司法へ可視化実現は待ったなしです。本議会においても取り調べの全過程の可視化を求める意見書を提出できますよう、全議員の賛成を求めて趣旨説明といたします。よろしくご審議ください。

○副議長（望月秀哉君）

提出議案の説明は終了いたしました。

お諮りいたします。

請願第1号につきましては議会会議規則第90条第2項の規定により委員会付託を省略し、採決を行いたいと思いますがこれに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数でございます。

よって、請願第1号については委員会付託を省略し、採決を行うことに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時25分

平成 2 4 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 1 日

平成24年第2回身延町議会定例会(2日目)

平成24年6月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	芦 澤 健 拓
5番	松 浦 隆	6番	深 沢 脩 二
8番	草 間 天	9番	川 口 福 三
10番	渡 辺 文 子	11番	穂 坂 英 勝
12番	伊 藤 文 雄	13番	望 月 広 喜
14番	望 月 秀 哉		

3. 欠席議員は次のとおりである。

15番 福 與 三 郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	千須和繁臣
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○副議長（望月秀哉君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

欠席の報告をいたします。

15番、福與三郎君は入院のため欠席の届が出されておりますので報告いたします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は7名であります。

順番に発言を許します。

まず通告の1番は望月広喜君です。

望月広喜君、登壇してください。

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

先に通告しておきました、主に4点についてお伺いいたします。

最初に西島小学校スクールバスの安全運行について、6点ほどお伺いをいたします。

スクールバスの優先道路規制について、静川小・西嶋小を統合して2カ月と10日余りが過ぎました。児童ははじめはだいぶ緊張していたが、または風邪をひいて学校を休む児童もおりましたが、今はすっかり元気になって楽しく勉強、運動に励んでいる。

静川地区31名の児童がスクールバスを利用している。夜子沢地区で1人、7時25分から始まり石畑が7時50分、西島小学校入り口に8時5分、45分間児童はバスの中で楽しく話をしながら通学しております。3人の児童は原則として歩きでございます。

県道遅沢・静川線、距離は600メートルほどで道幅が極めて狭い。狭いところでは3メートル20センチ。その上に家庭用の植木が覆いかぶさり道路に邪魔をしている。特に入り口が狭い。600メートルの狭い道路に「通学路スピードを落とせ」「この道はスクールバスが通行します。ご理解・ご協力をお願いします」という看板が小さく設置してあるが、一向に効き目がない。

地元の人たちは理解をしているが、通学時の朝、遅れては困る時間帯、問題が起きては困る時間帯、上り下りする時間帯に2台、3台の車に出会うと児童を乗せたバスがバックをして夜子沢の河原へ下りると。大変危険な思いをしているところでございます。遅れてはならない時間に限って、そういった危険な思いをする。時間のロスをする。時間を取り戻そうとすると、なお危険を生ずる。バスが上り下りする時間帯、特に朝7時25分、スクールバスが優先道路

として道路規制をし、出会った車が必ずバックをするという規制をする必要があると思う。

近隣の都市では交通量の激しい道路、国道でも通勤・通学時間帯には7時30分から8時30分まで、住宅地から駅に向かうほうはバス優先道路という時間帯をつくっている。取り締まりも厳しい。朝の通学の時間帯だけでもスクールバス優先道路の規制をする必要がある。道路法では道路バス等優先通行帯、第20条の2では道路バス等優先通行帯道路標識等により標識された通行帯は通行をしてはならない。またバスが接近した場合には、正常な運行に支障を及ぼさないように通行帯の外に出なければならないという法で定められている。スクールバス優先道路と規制する考えはあるか、まず1点、教育委員会にお伺いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えいたします。

ご指摘の道路事情については、教育委員会事務局でも承知をしているところです。スクールバスの通行運行時間帯に他の一般車輦に規制をかけることはできないかとのことですが、たしかに県の公安委員会に申請し、特定車輦のため、この場合はスクールバスのためですが、一般車輦の通行を時間規制することも考えられます。しかしながら公安委員会は一般車輦の迂回路や常時通行する方々の合意の有無など、客観的かつ総合的な判断をいたしますのでスクールバスのための時間交通規制は困難であると考えます。

ご指摘のとおりスクールバスには路線バスと同じく発進時などに他の一般車に対する優先権があります。地域の方々にはスクールバスの通行に際し、ご配慮いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

答弁をいただきましたが、ちょっと無理かなというようなことの中で、私として次の考えを述べさせていただきます。

すこやかセンターにバスを停めておいて、普通車で夜子沢、石畑児童の送迎はできないか。児童の通学は安全が第一である。通学児童の送迎は約束ごとになっている。どんな狭い道でも送り迎えはしなければならないが、夜子沢地区、石畑地区、児童が6、7人乗るという場合であればバスで送り迎えは当然しなければならないが、夜子沢地区で1人、石畑地区で1人であればスクールバスで送迎しなくてもいいのではないか。安全第一のことを思えば狭い道路は狭い道路なりの方法があると思う。そこですこやかセンターにバスを停めておき、普通車で夜子沢、石畑の児童を送り迎えする考えはあるかどうか、お伺いします。

○副議長（望月秀哉君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えいたします。

すこやかセンターにバスを停めて、その先の夜子沢、石畑地区に普通車で対応するというのであれば、同一のスクールバスの経路に実質的に2台の車を配備するということになります。

また冬には夜子沢、石畑に送迎に行っている間のスクールバスの暖気運転中、スクールバスが無人でよいのかという問題も生じます。スクールバスは始発から終点まで一筆書きの要領で運行することにより児童の通学時の負担を軽減することができますが、多くの児童に便宜を図ろうとすればするほど本町のような山間地では地形的要因から時間的ロスが多くなり、結果的に長時間通学という状況が生ずる可能性があります。今は運行を始めただけです。決定的な支障がない以上、しばらくは現状のまま状況を見守っていきたいと考えています。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

朝一番、夜子沢へ行って、そのときにはバスには誰も乗っていない、朝一番で夜子沢へ行って、普通車です。そのあと石畑に行って乗せてきて、そこへはじめて2人の子どもを乗せてそこからスタートしたらどうですか。そのくらいの考え方ができないんですか。答弁をお願いします。

○副議長（望月秀哉君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今、申し上げたとおり言葉を変えて申し上げますと車を変えて乗り継ぐことで時間的なロスが多少生ずるということです。あと車を2台配備するというロスもございますので、しばらくは状況を見てまいりたいということです。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

前向きに考えてもらいたい。あんまりしているとあとの時間に支障があるので次に進みます。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

石畑区内のスクールバス、Uターンする個所が狭い。拡張と整備ができないか。石畑地区700メートルほど、やはり道幅は狭いがすれ違いができる場所は何カ所かある。林の木の枝が通行に妨げをしているがスクールバス、Uターンする場所が狭い。拡張と整備する必要があると思うが現場を見て承知はしているか。また考えを伺う。

○副議長（望月秀哉君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

現地を確認したところバスが反転できそうな場所が2カ所ございました。そのうちスクールバスが現にUターンしている場所は対象児童の保護者の土地ということで、ご厚意により砕石を敷いていただいております。広さもUターンするに支障がないと思われました。

今後、道路改良計画があればご質問を契機に教育委員会でも申し入れを検討いたします。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

ちゃんと整備する考えはあるのか。

○副議長（望月秀哉君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今、申し上げたとおりUターンする場所といいますが、反転する場所につきましては碎石が敷いてあり私たちが確認したところではUターンするに十分な広さがある、支障はないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

たしかに現場を見ました。しっかりと整備する必要があるかと私自体は思っているが教育委員会でその必要もないというならこれしょうがないけども。次に移ります。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

関連として建設課長にお伺いいたします。

県道遅沢・静川線の拡張計画は。

県道遅沢・静川線拡張工事、地元の住民にとっては長年の懸案である。一日も早く拡張工事をしてほしいと願っているところでございます。数年後には工事が始まるという話も聞いているが、拡張の計画はあるかどうか建設課長にお伺いします。

○副議長（望月秀哉君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

一般県道遅沢・静川線、夜子沢地区の未改良区間、地元の皆さんの要望によりまして県で事業を進めていくために概略設計を行っていただきました。本年2月21日に夜子沢の集落センターにおいて説明会を開催し、地元の皆さんにその内容の説明を行ってきました。地元の方々のご意見や要望等の設計への取り込みや、道路と並行して流れている夜子沢川が砂防河川ということで、調整、それから協議等に時間がかかってまいりまして、現在に至っております。

本年度、24年度は板取久保の上り口から赤石神社の北側を通りまして、町道の前橋付近の交差点約260メートル間の工事が進められるという区間として、県で道路の詳細設計を進めていただき用地測量や用地交渉を進めていきたいと思っております。

町では、一日も早く工事に着手できますよう協力しながら事業の促進を図っていききたいと、こんなふうに考えております。よろしくお祈いします。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

次に石畑、夜子沢地区、特に夜子沢地区での家庭用の植木の枝が道路に茂り通行の妨げになっている。特に雨の日には茂ってくる。個人の持ち物であるために植木となると簡単に伐採できないと思うが、しかし道路にはみ出している場合、民法では根っこのはみ出している部分は許可なく切ることができるが枝の場合には許可なくは切れない。しかし枝がはみ出していてスクールバスに傷を付けた場合には持ち主が修理代を、木の所有者に請求をすることができるということが民法では定められている。木の所有者にお願いをして伐採をしてもらうという必要があると思うが現状を把握しているか。

○副議長（望月秀哉君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

石畑地区と夜子沢地区のスクールバスの運行経路、改めて学校教育の担当職員と確認をしました。石畑地区は問題ないかなというふうに考えております。夜子沢地区の県道沿いにつきましては地元の皆さんの配慮によりまして枝が一部伐採をされて、支障にならないというふうに考えております。

今後は通行の支障にならないように安全確保ができるように努めていきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

現状ではそれほどバスに邪魔になるというほどでもないようなんですけども、支障を来してくる。雨の日、またこれから冬になると雪ということになると、なお茂ってくるということが考えられます。そこのところは答弁はいりませんが十分把握はしておいてほしい。次に移ります。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

西島小学校でのスクールバスの乗り入れは、旧西嶋公民館駐車場へ乗り入れできないかをお伺いいたします。

西島小学校入り口に8時5分ごろ着く。迎えは4時30分。西島地区では7時半から8時半ごろまでは国道52号線が大変混雑し渋滞をする。役場入り口から峡南橋過ぎまで渋滞をしている。バイパスを迂回して西嶋地区の旧道、旧国道をものすごいスピードを出して通る車が多く、危険を感じている。児童の安全の確保が大変心配されているところです。西嶋駐在所の塩谷警部補は毎朝峡南橋入り口旧道横断歩道で見守り、バスが着く時間帯にはバスを降りる子どもの安全を見守るために児童の安全のことを思い駐在が見守ってくれます。児童の安全のことを思えば旧西嶋公民館跡地駐車場へバスを入れて児童の乗り入れをすることが安全だと思う。

京都市の亀岡で通学児の列に車が突っ込み死亡事故が起きた。旧道は交通量が少ないのでスピードを出しすぎた車が事故を起こしたという例もある。駐車場横の道幅は狭い。3メートル30ぐらい。だけど奥行きのほうは広い。電柱と駐在所のブロック塀を移転すれば駐車場に車

は十分入れて安心して児童の安全が守れる。駐車場へ入れて乗り降りできるかどうか考えを伺う。

○副議長（望月秀哉君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

旧西嶋公民館跡地は生涯学習課が現在、管理をしていますが、スクールバス運行に先立ち学校教育課の担当が現地を確認しています。旧道から跡地に向かう道路の入り口が狭いこと。また跡地には普通車が5、6台駐車しており、仮にスクールバス専用の区画を設けてもバスのとりまわしは困難ではないかと思いました。

ご指摘のとおり旧道に停車して児童を乗降させていますが、朝の時間帯は学校寄りの車線に停車するため児童が旧道を横断することはできません。道路交通法では路線バスと同じくスクールバスの運行にも一般車両が配慮することになっています。また何よりもご指摘のとおり交番の前なので乗降場所は現状のままで差し支えないと考えています。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

そういう返答がくると思っているんですけども、あそこで停める、万が一それが駄目であれば農免道路、JAふじかわ中富支店の前、私たちは農免道路と言うんですけども、そこは通行量が少ない。道幅も広く4メートル30以上はある。安全だと思う。降りてから学校まで行く道路は車が通らない安全な場所である。どう考えるか。また現場を見たことがあるか、お答え願います。

○副議長（望月秀哉君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

児童の安全に関しご指摘をいただくことにつきましては誠にありがたく思います。ご指摘の個所については車の通行量が少ない割に幅員があり、通学路から学校に近いという利点は認識しております。しかしながらJAふじかわ中富支店の先はなだらかな勾配の長いカーブがあり、やや見通しのよさに欠けるきらいがあります。これらを踏まえ、現在の運行経路を決定いたしました。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

だからJAふじかわ中富支店の前、あそこは直線であそこは広いと。またJAふじかわのあそこを借りればUターンもできる。そういう場所をなぜ選択ができないのか。ちょっとそういう頭を働かせるような考えも持たなければいけないのではないかなと思います。答弁はいりません。次に移ります。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

西島小学校にかかる器具整備について。

家庭用の放送をいつも聞いている。特に運動会の練習や、風向きが悪いのか聞き取りにくい。耐用年数も過ぎているがとにかく聞き取りにくい。また体育館内の放送設備も老朽化をしているがスピーカーが古くアンプや付属する施設、CDプレーヤー、ワイヤレスマイクなど古くなっている。聞き取りにくい。音質のよい放送施設に改修する考えはあるかどうか、お伺いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

西島小学校の音響設備全般の更新について、施設の実質的な管理者である学校長から特に要望があったわけではございませんが、今回、確認したところご指摘のとおり校外および屋内運動場の音響機器の劣化が進み聞こえにくくなっているとのことでした。実態の確認を急ぎますを整備するとしても次年度以降になると思います。

なお、今年度の運動会についてはすでに音響機器のリース料を当初予算に計上してあります。以上です。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

体育館などの入学式、また卒業式などにせっかく教育委員長や教育長からいいあいさつをいただくんですけども、聞き取りにくくて聞いていないという状況がありますので、そういったことも把握しながらできるだけ早く変えてやってほしい。次に移ります。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

中学校の武道・ダンスが必修科目となる。かかる費用、教材費、各学校でのバラツキ、高低差が出ると思います。全額教育費で負担するか、1点お伺いをいたします。

中学校は今年度から武道・ダンスが必修科目となる。武道は身延中、中富中は柔道、下部中は相撲と薙刀、久那土中は弓道で2学期から始まる。かかる費用が莫大にかかるのではないかとあって各中学校へ出向き校長さん、教頭、担任の先生から話を聞いた。話の内容では授業では問題がないとは言っている。心配はないが新しい授業で不安もありそうだと。専門的指導者がいる学校、これから研修を受ける学校、また指導者を地域の専門的知識者に指導を願う場合もあるということです。

身延中は柔道、これは道場もあるし、あんまり問題がないと言っている。ただ生徒数が多くて目が行き届かない場合もあると心配している。中富中は体育館にマットを敷いて柔道着を1クラス分だけ買って洗濯をして次の人にまわすというような状況。下部中は薙刀は用意できているが道着がある程度必要と思う。相撲は土俵をマットの上に丸を付けて土俵とすると。まわしだけは買うという。久那土中は平成12年から弓道が始まっていて用具、道場の用意はもうできていると。指導者は有段者の先生にもお願いする場合もある。武道のほうはあんまり設置、整備、用具、負担をできるだけかけないようにということを考えている。

ダンスも2学期から始まる。各中学校もフォークダンス、リズムダンス、創作ダンスを選択している。リズムに合わせてみんなで一緒に踊る楽しさや喜びを味わうようにお互いのよさを見つめあうということで指導していくそうです。指導の先生がフォークダンスなら大丈夫だけでも現代的なリズムダンスの指導にはついていけないという、そんな簡単なものではないという本音をこぼしている。リズムダンス、創作ダンスの指導する担任の教師はダンスのDVDを参考にしながら指導方法を検討していく。学校の先生だけでは十分な指導ができない部分があるので専門的な指導者にも指導をしてもらう。研修にもこぞって参加して指導をしていくというそうです。

指導面ではダンスのほうが大変なようです。武道、ダンスも緊急的な条件整備が必要で、かかる費用、教材費、各学校でのバラツキ、高低差が出ると思われる。施設、指導者また用具等にかかる教材費、一切の費用の負担と財源はどのようにしていくのかお伺いをいたします。

○副議長（望月秀哉君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

まずご質問の1点目、費用負担でございますが学校教育法に学校の設置者は法令に定めのある場合を除いて学校経費を負担するとありますから、教材として武道教育にかかる経費は全額町が負担いたします。

次に財源でございますが、一般的に教材整備の経費は地方交付税に財源措置がなされています。したがって武道等に要する教材費の財源も一般財源となります。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

この前、3月の渡辺議員の問題に例えばというようなことで教育長が答えたのかな。父兄には一切費用はかけないということをちょっとお聞きしましたが、それはそれでよしとします。次にいきます。

○副議長（望月秀哉君）

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

町長に伺います。任期満了に伴う町長選挙に立候補する考えをお伺いいたします。

私どもを取り巻く経済情勢、欧州におけるギリシャの財政問題や東日本大震災の復旧のための復興債などの発行などにより国の債務残高は平成23年12月末時点で過去最高を更新し、国民1人当たり約759万円の借金を背負っているとの発表があった。

国への財源依存度の高い本町においては大変厳しい財政運営が求められる中で債務残高は平成20年度末特別会計も含め187億6,500万円余りであったものが平成22年度末には166億8,300万円余り、20億8千万円余りの減額となりました。

反面、基金の面については平成20年度末37億5千万円余りあったものが平成23年度末では48億5千万円余りとなり10億円の増額となりました。これは4年前に町長選で町長が町民の皆さんに子どもや孫の代に借金のつけをまわすことは許されません。健全な財政の町にしますと約束したことの表われだと理解をしております。そしてそれに向けて職員ともども知

恵を出し合って、その先頭に立って努力している姿は大変頼もしく大きな拍手を送りたいと思います。

仕事面で、その目に見える経過は峡南橋だと思います。峡南橋については長年県道に編入していただいて県で管理していただくようお願いをしまいましたがなかなか実現には至りませんでした。望月町長が就任後、早速県道に編入をしていただき県で塗装や耐震工事を実施していただいております。そのほか中部横断自動車道への身延山フルインターの建設や国道300号線の改良、身延地区内の景観形成事業等が日の目をみようとしております。さらにソフト面では同じく4年前に約束した町民総ガイド運動についても商工会の協力をいただき観光ボランティアガイドの育成に取り組んで昨年までに47人のボランティアガイドを育成し昨年全国から身延山に訪れていただいた2千人以上のお客さまに対してガイドを行い大変好評であったと伺っております。

このように町長の言う「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」まちづくりに全力投球していただいている姿を見るにつけ、また秋の町長選に立候補し町の舵取りを続けていっていただきたいが、町民のためでもあると思うからここに立候補を強く強く要請するものがあります。町長どのように考えているか町長の所信をお伺いいたします。

○副議長(望月秀哉君)

町長。

○町長(望月仁司君)

ただいま望月広喜議員から私の就任以来の実績に対し一定の評価をいただく中で、任期満了後に町長選への立候補の要請もいただいたところであります。身に余る光栄と同時にありがたく重く受け止めさせていただきたいと存じます。

さて、そこで私は私なりに振り返ってみますと私の力及ばずや厳しい財政状況下でしたので町民の皆さんに満足していただけなかった点もたくさんございます。その点につきましては大いに反省をしているところでもございます。さらに自分で自分をはかってみますと私には大した資質や力もございませんが、今日まで生活する中で県議会の先生方あるいは県職員の皆さま、地域の町民の皆さま、さらには国の機関にもおおぜいの知人・友人がでございます。この知人・友人がこぞって私のために、ひいては身延町のために力を貸していただいているところでもございます。このことが私の一番の財産であり宝でございます。

そしてもう1つは健康であります。実は昨年自分の不注意からケガをしてしまい入院するはめになりました。その折には議員の皆さまをはじめ町民の皆さんにも大変ご心配をおかけしたことも事実でございますけれども、今現在はすっかり回復し元気でございます。

ただいま申し上げましたとおり、私にはおおぜいの知人・友人がいること。そして健康であることが私の財産でございます。そういう中でこの4年間、職員とともに知恵を出し合いながら町民の皆さんが住んでよかったと思えるまちづくりに努めてまいりました。さらに4年前の町長選に立候補させていただいた折の私を育てくれた身延町に恩返しをしたい、この気持ちは今もいささか揺るぎもございませんので、秋の町長選には立候補に対し前向きに検討をさせていただきたいことを申し上げ答弁とさせていただきます。

○副議長(望月秀哉君)

望月君。

○13番議員（望月広喜君）

今、町長の答弁をいただいて町長選に立候補すると理解しました。3月の定例会で同僚議員が一般質問で財政運営の健全化について伺った。財政課は合併算定替えが平成26年に終了する。このことにより交付税が段階的に減ってくるという答弁をした。これからの4年間、地方財政は大変厳しい時代になってくる。町長の技量が求められる。業績と実績が重要視される。長年培った経験と多くの友人や知人の力もいただき、まずは健康に留意されて頑張してほしい。私の質問を終わります。

○副議長（望月秀哉君）

以上で望月広喜君の一般質問は終結いたしました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時といたします。すみません。9時55分にいたします。訂正いたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時55分

○副議長（望月秀哉君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の2番、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

平成20年秋の世界同時不況それから昨年3月の東日本大震災等々の影響もありまして、先行きの見えない状況が現在進行しております。国も県もいろんな施策を打ち出してはいるものの、デフレの影響もあり景気が下振れする可能性を秘めた状況でございます。平成24年度の予算編成では効果の高い政策に重点配分をする財源の確保の指示があったとも聞いております。このように厳しい経済状況の中、本町では人口の減少が続いております。当然、人口の減少が及ぼす影響として町税等の歳入面での厳しい状態が続いているわけでもございます。今後もさらに厳しさを増すことも予想されるわけですが、これらを解消する手立てを前向きに推進することを目的に第3回の臨時議会に上程され可決されました住宅地造成事業の件、それから今後予想され、おそらく現実のものとなるであろうと予想されております歳入の減少の件等を人口の増加に転換でき、また安定した町政運営が推進できることを願いまして本町の将来展望について質問させていただきたいと思っております。

1番の定住促進の推進について伺います。

5月16日、臨時議会におきまして上程それから可決されましたコマショッピングセンター跡地を利用した住宅地造成事業計画の概要、このことは臨時議会ということもございまして町民の方々に周知が徹底していないのではないかという思いがございまして、そのため周知の意味もありまして、分かりやすくかつ簡単にこのことについて再度ご説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

身延ショッピングセンターコマの跡地の住宅用分譲地に供するため、5月16日の第3回臨時会において土地等の取得費用および、それに伴う経費を土地開発事業特別会計として、また議会に付すべき財産の取得についても議決をいただいたところです。

その際に事業計画の概要についてはとのご質問がありましたが、競売物件であるため町が取得できるか分からないので取得後、検討してまいりたいと答えさせていただきました。その後、町長の行政報告でも申し上げたとおり5月23日、甲府地方裁判所において上申特別売却による購入手続きを済ませたところであります。

そして6月9日の午後、甲府地方裁判所より売却許可決定が確定したとの通知が届きました。今後、町の所有にするための所定の手続きを済ませたあと、住宅用分譲地として販売できる具体的な計画をつくり、その後議会への説明とともに予算の審議等をお願いする予定でいますのでご理解いただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

順調に手続きのほうが進んでいると。そうすると、そのショッピングセンターの、コマショッピングセンターになっていますが、あそこを購入してそれで住宅地として造成をして売り出すということ、簡単に言えばそういうことだと思いますが、この事業に対して住宅造成業者というんですか、基本的に業者と町が組んでやるというような新聞報道がありました。そのこともやはり町民の方々からいろいろな誤解を招くような話も聞いておりますので、この場でぜひそのへんのことも合わせて真意をお答えいただきたい。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

この事業につきましては業者に委託等をせず一緒に共同としての事業を進めることもなく、町で土地開発事業特別会計という予算を組んで単独でやろうと思っています。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

単独でということなので新聞報道は誤りということで、そういう認識でいいわけですね。どうですか。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、実は私どもがお話をしたのは違った方向で出されまして、当然のことですけれども特別会計を組んでいただいたわけですから特別会計で処理をいたします。業者に任せますと業者は当然利潤を考えますので、町民の皆さんに私どもが分譲するより高くなるだろうとこういうこととお話ししたんですが、若干書き方がおかしかったものですから実はその翌日に私どもも抗議を申し上げまして、その翌日に訂正の文書が出ていたことも事実でございます。新聞社のほうで誠に申し訳なかったというのではなくて、書き方がちょっと不適切だった

たからということで訂正も出ていたことも事実でございます。そんなことで私どもは私どもですべて施工をし販売をしていきたいと、こういうように考えているところでございますのでよろしく申し上げます。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

次の日の訂正文というのは僕は見なかったものですから大変申し訳なかったんですけども、実際にそういう、僕と同じように訂正文を見なかったという方が結構いらっしゃったようで、そういう疑問を持っている方もいらっしゃいましたので質問させていただきました。

そうすると今、町長もおっしゃいましたように造成して分譲してできるだけ多くの方にできるだけ安く提供するという話をされました。業者に委託するとなると当然リベートが出てくる。そこで入居していただく方には安く入っていただきたいということなんですが、一番はその数と、それから分譲したときにどの程度の数が出てくるのか。戸数がですね。それとその戸数に向けて、戸数を基本的に今、町長がおっしゃったように完売しなければ話が始まらないわけですよね。やはり町のほうでもそれだけかけて購入して造成にもお金をかけて、それをできるだけ安く入居する方に提供して、なおかつその方々が買っていただければ町民として人口の増にもなる。そのへんはすごく分かるんですが完売しなければ始まらない。そのへんの戸数と、その完売に対しての方向と申しますか計画と申しますか、そういうのをちょっと説明いただきたい。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

臨時議会での土地開発事業特別会計予算の説明の中で上申特別売却により購入を予定しています敷地内に私有地があります。この私有地に関するもろもろの予算も計上させていただいて説明させていただきました。ショッピングセンターコマの跡地を町が取得できましたら、この私有地につきまして所有されています方のご意向等をお聞きする中で、もろもろの交渉をさせていただきたいと考えております。これらの結果を踏まえ具体的な戸数等も考えていきたいと思っていますので、今の段階ではまだ計画していませんのでご理解いただきたいと思っております。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

文書を読むのは分かるんですが僕が今聞いたのは、そのことは分かりました。戸数はまだはつきりしていない。だけど、ある程度の戸数だとかは分かっていますね。それと同時に完売しなければ意味がないではないですか。その完売することに対しての取り組みはどうなんですか。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

隣接地の売買実例等を勘案しながら、これから十分その販売価格等を検討してまいりたいと思っています。ただその努力、完売させるための努力はとにかく一生懸命やりたいと考えております。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

分かるんですよ。すごく分かるんです。完売させるために一生懸命努力するというのは、これは誰でも言うことだと思うんですよ。ただ、今そういうふうにして私有地が若干あると。私有地に対してもそこに交渉している。そういうふうな形で臨時議会で議決もされているわけですね。動いているわけですよ。県の許可も出た。その中で動くということは、ある意味で完売に向けたことまでも計画の中に入ってその取り組みもすでに決まっていなければ、ただ努力するではちょっと違うんじゃないですか。そのへんはどう考えますか。自分のお答えをお願いします。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

この予定地には私有地があることもたしかですが、もう1つ大きな課題があります。コマショッピングセンターの西側に県道があります。県道とコマショッピングセンターの間に今、緑地帯が設けられております。その緑地帯を道路敷きにしないと宅地分譲した際、それぞれの宅地に取り入れる道路が設置できない。もし、その緑地帯のままですと、今のコマショッピングセンターの用地の中に6メートルの道路を造らなければいけないと。そうしますと、かなりの戸数がその道路敷きにとられてしまう。今、そちらのほうも県との協議の中で進めております。特別会計予算を計上させていただいたということは、そちらのほうもとにかく一生懸命やりながら、これから計画をつくっていきたいと考えております。

また販売につきましても町内の若者の皆さんの定住促進と、あと町外等から入っていただけるような方たちにもできるだけ情報提供をしながら努力してまいりたいと思っています。とにかく今、それらの問題がありまして戸数についてはこれからの問題になります。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

その戸数に関しては先ほど答弁をいただきまして、まだ今、その緑地の問題、私有地の問題、そういうことがあるわけですから、それはしょうがないことです。ただ、それに対してはやはりこれから今まで以上の努力をしていただきたい。そうすることでやっていかなければいけないことなんです。私が言っているのは完売ということに関してはそれは最終目標でしょう。完売するというのは、最終目標の落としどころといたしますか、最終目標が決まっていなければ、それはたしかに戸数が分からない、何が分からないということがあるでしょうけども、そのところを最終判断として、最終目的として持っていくための施策を持っていなければ、計画を持っていなければ、これはなんか町民としても、また議会の一員としてもどうもちょっと納得できない部分があるということなんです。だからそれはそれでいいです。ただ、そういうことも今の時点、これからでも結構ですよ。やはりそういう部分を考えて、その緑地の問題、それから私有地の問題を絡めてやっていただきたい。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、おっしゃるとおり完売をすることが大きな目的でございます。しかしながら完売は私ども執行部だけでできる問題でもございません。議会の皆さんにも予算も議決をしていただいております関係から責任は2分の1、議会の皆さんにも持てとは言いませんけれども議会の皆さんも完売に向けてぜひご協力をいただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

今、町長から答弁というお話がありました。僕も先ほど最初に申し上げました。このことは臨時議会で周知がなかなかいっていないと。そして誤解を招いている部分があるということもありまして、あえてここで一般質問をさせていただいたんです。それは私も議会人の一員として、このことはやはり推進して町の人口を少しでも増やす。そういうことを考えて、私たちにも責任があるからということで、こういう質問をさせていただいて、なおかつその中でそういう最終的な目標もどうなっているんだと。そこでやっていただきたいということの願いの中で質問をさせていただいているわけですから、ぜひそのへんは町長にも政策室長にもご理解をいただきたい。よろしくをお願いします。

先ほど政策室長からこの町内の若者とか、それから町外からの転入者の方々にここに住んでいただきたいような、そういう話がありました。年齢層的にこの入居予定ということに関してはそういうふうな考えでいらっしゃるという理解でいいんでしょうか、お伺いします。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

臨時議会のときには、若者の定住促進のためと答弁させていただきました。その際、議員の皆さんからそれ以外も検討すべきではないかというお話もありましたので、今後検討してまいります。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

これは非常に、この事業は私はいいいことだと思うんです。反対しているわけではないですし、こういうことはどんどん進めなければいけない。ただ多くの方に定住していただく、それも私の気持ちとしては、欲を言えばなんですが本当に若い方々、子育て世代がどんどん入ってくれば、今、本町は学校統廃合とか少子高齢化ということで非常に問題になっているわけですね。そういうことを少しでも解決されればいいなとこう考えておりますので、私たちも一生懸命このことについては取り組んでいかなければいけないし、完売に向けてもやらなければいけないことも十二分に認識しておりますので、ぜひ町のほうでも政策室長を中心によりしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。2番の子育て世代の定住化推進との関連、このことについてお伺い

たします。

子育て世代の定住化推進への取り組み内容、このへんをご説明いただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

子育て世代の定住促進の取り組み内容ですが、私もすべて暗記していないので、ちょっと答弁書を読みながらさせていただきます。

助成制度として出産祝金として第一子に3万円、第二子に5万円、第三子に20万円の支給。子育て支援医療費の助成として出生から中学生までの保険対象医療費の全額助成。福祉教育学校等就学奨励金の支給として福祉教育学校等へ進学した場合10万円の奨励金を支給。就職奨励金として新規学卒者に3万円。転入就職者に3万円を支給するなど各種助成事業を実施しております。また保育料の保護者負担軽減として身延町では国の定める保育所徴収金基準額表とは別に身延町保育料基準額表を定め国の基準額との差額を町で負担することにより保護者の負担を軽減しています。例えば父の所得税額が5万円。母の所得税額が1万円の世帯が4歳児を入所させますと父母の所得税合計額は6万円となり町の第6階層に該当します。保育料は2万円となり国基準額の4万1,500円との差額2万1,500円がこれを町が保護者のために負担する仕組みになっています。さらに同じ世帯で2人以上の児童が同時に入所している場合1人目の児童は基準額ですが、2人目の児童は基準額の半額、3人目以降の児童は無料となります。このように定住促進のためにはさまざまな分野での対策を継続的に積み上げ、人口減少の幅を着実に縮小し、定住人口を確保していくことが重要だと思っております。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

今、出産祝金から始まりまして子育てに対するいろいろ補助金等々説明をいただきました。そういうふうなことも町内ではあるんだよということをもっともっとアピールしながらやっていくべきだと思いますし、それをアピールすることによって先ほどの造成住宅地への多くの方々に入っていただけのような施策といえますか、そういうものをこれからもどんどんやっていただきたいと思います。

今、子育て世代のみならず定住化を推進するにおいて課題が多くあるわけですね。その課題に対して少しでも町のほうで子育てしやすいような環境をつくるということで、今のような取り組みをしているわけですが、次にそういう中でも一番、私は交通網の問題、このことがあると思うんですよ。基本的にいろんな補助金やら制度があっても、やはり最終的には足の問題、足の確保というのが非常に大きな視野を占めるんじゃないかとこのように思うんですね。車の場合、今回の第3回の臨時議会のときも町長からの話で、車の場合、中部横断道のインターまで約10分くらいだと。両方のインターに10分くらいということで、それは非常に条件はいいなと僕も思うんですね。しかしながら子育て世代を、もしくはそれからお年寄りの方も入られるかもしれません。3世代で入られるかもしれませんがそういう方々、運転できない方、そういう方も一緒に同居なさる。もしくはお年寄りの世帯だけが入られるということも想定しなければいけないと思うんですが、そういう部分での交通網の整備、この取り組みについてお伺

いします。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

通告書の設問の中に大きく2番で、子育て世代の定住化促進に関する交通網の整備というように感じに読み取れてしまいまして、本当にすみません。この通告書からちょっと高齢者の皆さんに関するこの質問があるということはちょっと想像できなくてちょっと準備はしてありませんが、ただコマショッピングセンターのあのあたりは民間のバス会社に運行していただいております循環バスが走っております。さらに乗り合いタクシー等も利用できる場所にありません。距離的な問題で身延駅までも割と近いかなというような判断を私はするんですが、高齢者の皆さんには、ちょっと遠いかなと思う方たちには乗り合いタクシー等を利用しながら身延線まで行っていただいてJR身延線等を活用していただければと思います。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

僕も足がまだちゃんとしていますので身延駅まではそんなに遠くないなと、そういう感覚でいるんですが、ただやはりお年寄りになると、また体の不自由な方にしますと当然身延駅、われわれは近いなという感覚でいても、そういう方々にとってはやはり遠い距離になるかと思えます。その循環バスに関しても、今後そういうことが具体的に動き出してきたときには、やはり検討していただくような形をとるべきではないか。そのへんは一応、考えておいていただきたいと思えますし、先ほど室長から話がありました身延線の問題。私はこの身延線の問題こそ一番大きな問題ではないかと思うんですよね。この身延線の問題、今、大体ざっと見ますと1時間に1本から2本、利用者が多い時間帯は3本走っています。今の身延線の利用者数を考えた場合にはそのぐらいかなという、そういう気持ちもあるんです。あるんですが、学生が結構、甲府に通っています。おそらくここの議場にいらっしゃる執行部の方、また議員の中でも経験している方はいらっしゃるかと思いますが、夕方また夜、鯉沢止まりなんですよね。鯉沢止まりの場合は6時以降、1時間に1本だけ身延のほうに来るんです。あとは鯉沢止まりなんですよ。それ以降もそういう状態になっているんです。やはり身延の駅の近く、コマショッピングセンターのあそここのところにそういう住宅を構えるという、当然そういう足の問題は皆さん気になさると思うんです。車を持っている方はそれでいいですけども、車を持っている方でもお年寄り、子どもの通勤・通学、それを考えた場合にはそのへんも選択肢の1つの材料になるんだろうと思いますが当然、室長もそのへんは把握していると思いますが、どのように考えているか。まず把握しているかどうかということとどのように考えているかお伺いしたい。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

私も利用する一人として把握しております。この問題につきましては、私たち身延線沿線活性化推進協議会の一員でありまして、毎年5月上旬に協議会として東海旅客鉄道株式会社静岡支社へ要望書を提出しております。本町では特に鯉沢口駅から西富士宮駅間を運行する普通列

車の本数が少なく、高校生や通勤者に不便を来たしていますことから増便を強く要望しているところ。これからもその強い要望はしていきたいと思っております。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

要望は当然やっていただきたいんですが、実態を私は知っていただきたいんです。鯉沢口駅 7時2分と8時16分、鯉沢口止まり。この時間帯はおそらく学生さんの親御さんだと思うんですが、鯉沢口駅のロータリーありますね。あそこがいっぱいになるんですよ、車が。この間、僕も見まして、どのへんから来ているんですかという話を聞きましたら、たしかに六郷の方もいました。下部の方もいました。西嶋の方もいましたけども、一番遠いところは大城から迎えに来ているんですよ。これはやはり今、大城から行った方にいろいろ聞いたんですが、自分たちの住んでいる家、代々の家だからそこで今、子どもがどうしても甲府に行きたい、そういうことで私たちも頑張っているんだよと言われてます。だから、それはそういう昔から先祖代々受け継いだ土地で家でやっているからそうだと思うんです。新しく買う方はそうではないと思いますし、そういう条件の整備もこれからJRのほうにどんどん強力に要望をしていただきたい。JR、最近何かにつけて合理化を推進しているわけですから、その合理化も分かるんですがやはりそのへんを、利便性のいいところ、その全部をやってくれなんて言わないです。その部分だけでもなんとか推進していただきたいとこのように思います。

次の質問に移ります。

子育て世代にとって教育環境これは非常に気になるところです。先ほどもちょっと話をしましたけども、本町では小中学校の適正配置、それから学校の統廃合、このことが進められているわけですが、定住化を進める中であって、この学校統廃合問題、たしかに少子化になっていますから致し方ないところもあるんですが、この中身をいろいろ考えますと、相反する場面も考えられるなという部分があります。その町の教育環境との関連ですね。こちらのほうを今、定住促進でやろうとしているわけですが、町は少子高齢化、今本当に厳しい立場に立っているんですが、どちらの方向を向くのか。そのへんをちょっと町長に伺いたいと思うんですがいかがでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

もう一度ちょっとお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

通告は当然、定住化と教育環境整備の関連ということで出させていただいております。その関連の中で私はこの教育環境の問題と、それから住宅で人口を増減しようと。そういう考えと両方あるわけですね。今は、そこでいろいろ考えると相反する部分が出てくるのではないかと。そういう部分をどのように考えていますかということなんです。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

相反する部分があるということでございますので、そのへんを説明していただいて議員さんの意見を教えていただきたいなと思います。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

子どもたちが少なくなっている。今、実際に子どもたちが少なくなっています。子どもたちが少なくなっているから、学校運営も当然、厳しくなっている。その中で統廃合もせざるを得ない。そうすると当然、通学の時間が場所によっては今、統廃合のことが決まっているわけではないですから、通学の問題、そういう部分での教育環境が違ってくるわけですね。通学時間が遠かったりするわけですよ。そういう部分もマイナスの部分等、そこに住宅地を構えてこれから子どものいる世代を多く入れて、なんとか子どもを増やそうということの中でそういう環境部分、条件部分で違いが出てくるのではないのでしょうかということが相反する部分があるのではないのでしょうかということです。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それではお答えいたします。

ご案内のとおり学校統合をしましてそれぞれ通学バスで遠いところは対応しております。相反しないように今、頑張っているところでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

相反しないというのはそれは当然、相反しないような対応の中でやるということですが、子育て世代の気持ちになると例えば通学バスに乗っていくという、そういう部分。昔は当然歩いていきました。近くに学校があれば一番いいんですけども、通学バスに乗って長い通学時間をかけるということもある意味では子育て世代にとっては教育環境の中で負担がかかるということではないかと思うんですね。そのへんを今の学校の統廃合の部分も含めて、今後非常に厳しい選択をしなければいけないという場面もあると思うんですが、町にとっても一番いい方法、それから子どもたちにも、また子育て世代にとってもいい、賢明で、お互いに有益な選択を私はしていただきたいなという、そういう考えのもとでの質問なのでぜひそのへんはご理解をいただきたいと思います。

それでは続きまして、次の2番の本町における将来展望の中の予算の減額への対策について伺いたいと思います。

本町予算の今後の見通しについての概要説明についてですが、平成24年度一般会計当初予算、対前年比9.2%減の79億2,040万円の予算でスタートいたしました。この中で自主財源25.3%の20億397万円となっております。残り74.4%の59億1,642万円。この金額に関しては依存財源となっております。地方債残高も169億円ぐらいが見込まれているわけですが、非常に厳しい現実を多くの町民の方にご理解いただき、身延のまちづくりを願って質問をさせていただきたいと思います。

本町予算の今後の見通し、この概要説明をお伺いします。

○副議長（望月秀哉君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

今後の見通しということでございますが本町の一般会計の予算は合併後、平成18年の105億8,300万円をピークに今の90億円台から80億円台になり、もちろんその間、国の経済対策等がございましたので多少の増減はありましたが、平成24年度当初予算は79億2,040万円という予算額になったところであります。

世界経済や日本経済も先行きの不透明な将来の読めない時代が続いております。地方交付税に依存した財政運営をしていく本町といたしましては大変厳しいことが予想されますし、さらに平成27年度からは合併算定替えが終了し毎年交付税が縮減されてまいります。本町にとりまして交付税は歳入予算の50%を超える大きな財源でございます。この歳入が減っていくわけですから当然これに見合う歳出の予算をつくっていかざるを得ないと考えております。

これらのことから考えますと、町長の予算編成会議の指示のとおり歳入歳出の両面から事務事業の見直しを行い施策の優先度を厳しく精査し、限られた財源の重点的、効率的配分を行うなど最小の経費で最大の効果が得られるような予算編成また財政運営を継続していくしかないと考えております。これらを心がけていけばおのずと効率的で持続的な財政運営になり、予算規模も少しずつ減額されていくと考えております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

本当にそうなんですよね。先ほど言われましたけどもこれから縮減もされてきます。税収も期待できない。そのへんを考えた場合、今後どうするかということがこれからの本町の一番の課題だろうと思っているんですが今、説明の中に若干出てきましたから逆に重複する部分もあるかもしれませんけども次の質問の中でまた改めて質問させていただく部分があると思います。

2番の今後の予算の執行に対する町の方針、方向性、この中で質問させていただきたいと思いますが、内外の情勢や経済活動の低迷、電力供給の制約など今、非常に大きな影響で今後も町税収入が期待できない、そういう状態が先ほど答弁にもありましたけれども続くだろうと。また今後も今以上に続くのではないかというふうに見られていますが、そちらのほうに対する、今、具体的なことは言いません。大きな中で説明をいただいたんですが細かいところに関してはどういうふうな取り組み、具体的にありましたらお答えいただきたい。

○副議長（望月秀哉君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

町税の収入が期待できないということでございますが町税の収入に関しましては三位一体の改革の税源移譲を受け平成19年度の15億9,807万7千円をピークに景気の低迷による個人所得の落ち込み等の自然減で平成23年度末見込み額の税収額は14億3,965万4千円ということで税源移譲前の平成18年度の額よりも低い額となっております。

また今後もこのままいきますと税収は年々減っていくと考えられます。税収を増やしていく

には収入人口を増やしていくとか、あるいは企業を誘致する等でありますけども世の中の経済情勢を考慮してみますとすぐに効いてくる特効薬はないのが現状でございます。

今後、宅地造成事業やあるいは中部横断自動車道の開通を見越しての活性化に期待をするしかないのが現状でございます。したがってまして税の公平化に力を入れ、特に徴収強化で一般財源である税収を確保してまいりたいと考えております。

このことに関しましては平成20年度から山梨県滞納整理機構に参加する中ですでに取り組みしておりますが、さらに身延町収納対策連絡会議設置要綱に基づきまず収納対策連絡会議を年2回ほど開催し税や使用料等の徴収に関する情報交換を実施してきております。また昨年は平成23年8月31日に出張職員研修を開催し「債権管理術」という題名で市町村アカデミー客員教授であります大塚康男氏をお招きし未収納者に対するの対応や最終手段としてできることを身延町収納対策連絡会議に関する職員を中心に実施し研修をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

町税を、収入が期待できない中でいろんな取り組みをしていただいているわけですが、やはりこの公平性に関しては私もそのとおりだなと思うんですよ。その公平性に関してはこれから、ちゃんと納めている方、それからいろんな仕事の関係、たしかに経済的に不況の状態ですから税金が納められないし、納められなくて非常に厳しいという方もいらっしゃるかと思うんですが、それは公平性の点から言ったらたしかにちゃんと納めていただくのが筋だと思えますが、やはりそのへんは町のほうでよく相談にのってあげてうまい方法をなんらかの形で考えていただけるようなそういう形を私はとるべきだろうと思えますし、そのようにお願いしたいと思えますが、次の質問の中で納める側の町民側も当然そういう不況の中で非常に苦しい立場にあることは事実です。それと同時に本町の財政力指数、これが平成23年度において0.276ですか、県下27市町村の中で23番目と聞いております。これも非常に厳しい財政運営なんです、その中において財政の健全化に向けた人件費、扶助費それから公債費、この義務的経費ですか、こちらのほうの削減がある意味では求められるという部分もあるんだろうと思えますがその点に対するの取り組みというか考えをお伺いしたい。

○副議長（望月秀哉君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

義務的経費の削減ということでご質問をいただきました。

まず経常的経費につきましては平成24年度の当初予算編成にあたり町長から当初予算要求財源においては対前年度当初予算経常経費一般財源5%マイナスでの要求を職員に徹底させました。また昨年の9月2日に開催されました全員協議会でもご説明をいたしました。行政改革実行プランの中でも身延町公共施設見直し指針や身延町補助金の見直しに関する指針を作成し職員一丸となって行財政の健全化に向け取り組んでいるところでございます。

しかしながら義務的経費となりますと、その支出が義務付けられ任意に削減できない。極めて硬直性の強い経費であります。人件費、扶助費、議員さんがおっしゃるとおり公債費がこれにあたります。まず人件費につきましては定員適正化計画に基づき職員の採用を実施している

ところでありますし、定年の退職者以外、個人的都合で退職する皆さんについては計画にカウントすることはできません。また扶助費につきましては、法令に基づいた支出で、それがほとんどでございます。公債費につきましては直接削減できませんので、地方債を借り入れる段階で事業の精査と交付税バックがある有利な起債、災害復旧や過疎対策事業債、合併特例債を活用していくよう心がけていくところであります。また間接的ではありますけれども、繰上償還等も翌年度以降の公債費を下げる要因になりますので今後も繰上償還を予算の範囲内で実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

まさに今、答弁にあったこと私も思っています。公債費、今、人件費とか扶助費、これはなかなか難しい部分があるんだと思いますね。公債費は若干の今、話があったように有利なものを利用すれば、若干少しずつでもいけるわけですね。そういうこともこれからやっていかざるを得ないだろうと思うんですよ。先ほど話がありました経常的経費、これがマイナス5%ということでありました。やはりこういうことをやりながら、義務的経費のほうも見ながらやっていかなければいけないだろうなというふうに思いますので、ぜひ今後も非常に逆に言うと町民にとっては不満の部分も出てくるかもしれないんです。そのへんは実施せざるを得ない部分も町のほうでもあると思うので、そのへんはやはり取り組んでいただかなければいけないとこのように思います。

時間があまりありませんので、次に進ませていただきます。

平成16年9月13日に旧3町が合併しまして新身延町が誕生したわけですが、平成26年9月13日で、12日ですが、それで10年になるわけですね。合併後11年目となる3年後平成27年、これは先ほどもちょっと出ましたけども、合併算定替えということで出ましたけれども普通交付税額の状況、これが変わってくるわけですね。そのへんの内容をもうちょっと算定替えの内容も含めて概要説明をいただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

現在、身延町に交付されております普通交付税は合併算定替えにより算出した額でありまして平成23年度の普通交付税は46億4,006万2千円でございます。合併算定替えとは合併後10年間は合併前の旧3町で交付されていた交付税を保障する制度であります。しかしながら合併後11年目からは段階的に縮減し5年間で一本算定、合併後の新町の状況で算定した本来の交付税の算定方式に戻すこととなります。

本町の場合は平成26年度までは合併算定替えで算出した額、それから27年度から段階的に交付税が縮減され、平成32年度には一本算定で算定された普通交付税となります。この一本算定と合併算定替えの差額は平成23年度の普通交付税で算定いたしますと本町では実に9億4,546万4千円、約10億円近くになってしまいます。さらに毎年この差額が増えていくのが現状であります。

今後、現在の交付税制度が継続していく限り本町の当初予算の52.6%を占める交付税の

うち9億5千万円余りが平成32年以降にはまったくなくなってしまうということになります。この金額は今年予算の中で教育費の予算とほぼ同額でございます。人件費の3分の2に該当いたしますのでございます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

今、説明がありました。23年度でいきますと9億4,500万円、これが増加になっているということですね。これを27年度から平成31年度までのこの5年間ですね。段階的に縮減されていくわけですね。それはどのくらいになるんですかね。予想としては、

○副議長（望月秀哉君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

これは合併した町村はどこの町村も当然減らされていくものでございます。これにつきましては算定式がございまして、今言った本町で言えば9億5千万円くらい多くいただいているわけですが1年目にこの1割を減らされます。それから次の年からは2割ずつを減らされて4年間減らされて、最後の年に1割減らされるということで全額を減らされていくという形になります。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

そうすると今の話ですと9億5千万円の10%が27年度、28年度、29年度、30年度で20%という形になるわけですね。これは本当に厳しい状況になるかと思うんですが、ほかの市町村、合併したほかの市町村がありますね。当然、そういうところもこういう問題に直面しているわけなんです。そういう市町村との情報収集とか、それからその取り組みに対しての本町の形、流れというか、そういうものはどういうふうになっているんですか。

○副議長（望月秀哉君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまの質問ですが合併算定替えは当然、合併した町村はすべてあるわけでございます。10年後に段階を追って縮減をしていくということですが、それぞれの町によってその額が違いますので交付税に依存している町村であれば額は多くなりますし、不交付団体であればいくら減らされても全然構わないという話になります。

したがってまして統一的なものはほとんどありません。ただ、県としても準備だけはしてくださいということは言っておりますし、本町でも先ほどから申しているとおり基金を積み込んだり、あるいは繰上償還をするというようなことで準備をしているところでございます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

本町よりも当然早い段階で合併した町村もあるわけですね。そういうところでは、やはり同じような形で繰り上げとか、そういう対策でなんとか乗り切るような形で動いているんですか。条件は違うかと思うんですが。

○副議長（望月秀哉君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

この合併算定替えは平成15年度に法律として施行されたものでございまして、それぞれそれ以降、合併をした町村がそういう形で交付税も減ってくるということになります。まだ山梨県の場合、ほとんどの町村がそれ以降の合併ですので具体的に算定替え終了に直面をしている町村としてはまだないのが現状でございます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

まだないのは分かっているんですが、ただそういうところの情報等々は当然入れているわけですね。それを参考にしながら本町に合ったような形の中、当然、中身は全部違うわけですから、その市町村によって全部違うわけですから参考にならない部分もあるかもしれないですが、そういうものを全部情報として入れて、どういう形をとっているのかということぐらいは情報収集をしているわけですね。

○副議長（望月秀哉君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

もちろん情報収集はしてございます。ただ、先ほども申しましたとおり地方交付税の額がほとんど違いますし、そういう中で個々の町村それぞれ事情が違いますので本町としてはその繰上償還や基金の積み込みを一生懸命して備えるという形をとっております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。残り時間3分です。

○5番議員（松浦隆君）

時間がなくなってきました。そのへんはこれから、本当にあと3年しかないわけですからぜひ今から準備を整えていただいて、またいろんな考えを持ってやっていただきたいと思います。それでは次の質問に移ります。

最後の質問ですが今後の段階的縮減に対する取り組みと対策ということなんですが、実はこの間6月に出ました町の予算の使い道これが出ました。この中で一番最後の町長のあいさつの中に先ほど同僚議員からもありましたが、子や孫に負の財産を残さないと。財政の健全化の推進への町長の意欲が出ていました。このことは先ほどの同僚議員の話にもありましたけども、町長が現の町長に立候補するときもこれは公約という形で私もそのことに関しては非常に賛同をしましたし町長の意欲に感動しました。今そのことで一生懸命やっていることも理解します。そのあとに自分は町のため地域のために何ができると。町民への住民自治この提案がなさ

れておりました。このことは非常にいいことだと思いますし私も大変賛成すべきだなと思っているんですが、これはどこでなんかあれだなと思いながらちょっと資料を調べてみましたら平成17年12月に制定されました平成22年、それで3月に改定された身延町行政改革大綱、この第2次の行政改革の必要性、この中に同じようなことがありまして、このことはここにいる、おそらくほとんどの方が関連してこの身延町行政改革大綱をつくったわけです。関連していたわけですね。そのことは非常にいいことだと思いますし、今の質問をさせていただいた、これから財源が厳しくなる、縮減もされる、補助金が縮減をされる、町の財政を考えた場合にやはり、これは町だけでなんとかできる問題ではないと私は思うんですね。今の状況はどちらかという住民の方々、皆さん、町になんとかこういうことが、困ったことがあればすべて頼もう、町でなんとかやってもらおうというようなそういう気運の部分もあると思うんです。やはりそこを住民の方々にも、この予算の使い道のようなこういうものを使って今後の町の状況を周知して、そして住民の方にも理解していただく中でお互いに協働、ともに働く、そういう形の中でやっていただきたいというような提案をぜひやる方がいいんじゃないかと、このように考えます。時間がありませんので、そういうことも提案した中で私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（望月秀哉君）

以上で松浦隆君の一般質問は終結いたします。

次は通告3番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

私は3点にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目、安心して医療を受けられるためにということで国民健康保険について質問いたします。

この国民健康保険、住民の皆さん本当に心配をして2年連続して国保税が上がったと。これから先、一体どうなるんだろうか。そういう思いを持っていらっしゃる住民の皆さんたくさんいて、どうなっているんだろう、どうしたらおおぜい今、本当に払うのが大変で、でも保険証がないと困るということで必死に払っているという、そういう声をたくさんお聞きしています。その中で1点目に国民健康保険税の滞納世帯ですね。この数をお聞かせいただきたいと思いません。

○副議長（望月秀哉君）

税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

それではお答えさせていただきます。

ご質問の国民健康保険税の滞納世帯数ですが、平成23年6月1日現在で118世帯となっております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

23年の6月1日現在、世帯数2,627世帯の中の118ということで、この数ですね、当局としてはどのような認識をしておられるのか。それから住民の方からどういう声があるのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

現在、国保税の納税等につきましては納税の勧奨といたしまして督促状の送付、督促状ごとの納税勧奨、一斉催告、納税相談など徴収担当の地道な取り組みによりまして、税の原則である自主納付が少しずつですが浸透してきているというふうに考えております。この滞納世帯数につきましても年々減少しているというふうに考えております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

なかなか払うのは大変だけれども、やっぱり努力して皆さんも行政の方たちも努力してなんとか払っていただける、きめ細やかな努力しているということは理解をしています。その中で滞納世帯の中で短期保険証ですね、この世帯が資料だと22世帯ということであるんですけど、これでいいのかなのかということちょっと確認させていただきたいと思いますが。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

お答えします。

数字的には平成23年の6月1日現在という形でお答えさせていただきますけども、短期証交付をさせていただいた世帯数につきましては22世帯でございます。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

次なんですけども、この中で2点目、資格証明書を受け取っている世帯の数と受診の状況ということで伺いますけども、国保税を滞納しているために資格証明書を受け取っている人というのが22年度に比べて23年度がかなり身延町は多くなっているんですけども、この世帯数の数と受診の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

お答えします。

資格証につきましては、やはり同じ23年6月1日現在の数でございますが、110世帯交付しております。23年度に増加しているということでございますが、22年度までにつきましては特別な事情がなく保険税の滞納が続いている世帯に対しましては、保険税の納付に対する納付相談のご案内をその都度行ってきました。そしてその後、納付相談に見えた方、特別の

事情がない方に対しましては希望者ということで被保険者の資格証明書を交付しておりました。しかし23年度からは納付相談および納付指導に応じようとしない方、または滞納額が増加している方や納付計画および分割納付等の約束をしているのですが、それにもかかわらず、なんの理由もなく納付をしていただけない方に対しまして交付しているということで、22年度と23年度ではだいぶ増えているというのがそのへんの事情でございます。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

22年6月1日で資格証の交付世帯が5世帯ですね。それに引き換え23年6月1日の交付世帯が110ということでこの数の捉え方なんだと思いますけども、今、理由はいろいろ伺いました。しかし資格証明書というはお医者さんにかかるときに10割、全額ですね。どうしても具合が悪くてお医者さんにかかりたいとってかかっても全額を支払われなければいけないという資格証明書です。国保税を滞納している人がこの10割、全額を支払われるものかどうかということは単純に考えたって大変な思いをされている方がいらっしゃるというのはもう分かると思うんですね。その国保税を滞納している人の中には承知をしていて、支払い能力があるにもかかわらず、支払いをしないという方はないとは言いませんけども、それはやっぱりほんの一部で、多くの人たちは支払いたくても支払えない、そういう困難な状況だというふうに私は理解をしていますけども、そここのところは町としてはどういうふうに理解をされているんでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

やはり中には本当に困っている方がいることは事実でございます。それにつきましても、できるだけ納税相談、そしていろんな形で役場に来ていただくようなことでお願いしているということでございます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

もちろん役場に来て、いろんな事情を説明すればいいと思います。しかしやっぱり滞納している人の立場に立ったときに、いろんな人から話を聞いたときに滞納しているという負い目があって、なかなか役場には来られない。そんなに、なかなか行けないという話もお聞きをしています。やっぱり普通に支払いのできる人たちはいいですけども、そういう人たち、困難な人たちにどういうふうに寄り添っていくのかということを考えていかなければいけないと思うんですね。相談に来ればいいのかということで、解決は私はできないんじゃないかというふうに思います。

そういう意味では、民医連の発表で経済的理由で国保税を滞納して無保険状態になるなどの理由で受診が遅れ死亡した人が2011年22都道府県の加盟病院、診療所で67人いたということです。山梨県は去年は3人でしたけど、21年は6人で全国で2番目に多かったという発表がありました。やっぱり資格証明書を発行されたらもう病院に行けないんだと。病院に行っ

でも窓口負担ができないということで、お金がないということで命の危機にさらされている人たちがいるということを考えますと、やっぱり安易に資格証明書を発行するということは私は考えを改めるべきだと思います。

やっぱり相談もあるんですけども、その滞納している人たちの立場に立ったときにどういうことがいいのか。私、前に提案したと思うんですけど、やっぱりこっちから出向いていく必要もあるだろうし、いろんな相談をこっちから行く、もちろん来てくれるのが一番いいんですけども、なかなか来られないという人たちが多く中で、もちろんこの資格証明書を発行することによって来てくれるという方も中にはいらっしゃるって、短期証に結びつくというケースもあるとは思いますが、なかなか来られないという状況の中で無保険状態になっている人たちが多数いるということを考えると、資格証明書ということはやっぱり考え直すべきではないかなというふうに思いますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

立場としては、やはりいろんなものを理解しながらご相談等、積極的に行っていく形を今以上にとっていきたいと考えております。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

今以上にというのがどういう形で、今までみたいに来れば相談にのるよというような姿勢だと違うのではないかなというふうに思うので、そこのところどういうふうに改善されようとしているのかというのが1点と、それから資格証は今後もこういうふうに機械的に発行する予定なのかということをもう1回お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

具体的な取り組み状況というのはまだないのでございますが、やはり今までもそうでしたが、役場と人と接するというのが一番大事かなとは思っておりますのでそういうこともしていきながらやっていきたいなと思っております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

その資格証明書の世帯の受診の状況ですね。これをちょっと、言い忘れたみたいでお願いしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

受診の状況につきましては、町の立場でございますと医療機関が資格証明書を使った医療費をすべて特別療養費というふうに呼んでいるのですが、それを国保の連合会に請求をしております。

ます。それが全部の医療機関が請求をしているわけではないようなのでございます。そのへんの把握ができませんので困難な状況でございますが、参考まででございますが、医療機関が国保連合会に請求した分につきましては集計を行いました。23年の4月から24年の3月までの診療分でございますが、12人で11の病院とか薬局等を利用しておりました。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。110世帯の中で12人11施設ということで、この11施設の中には薬局も含まれているということなので、病院にかかっているというのはごくわずかということと理解をします。

先ほど課長に資格証明書を今後もこの状況で発行し続けるのかということで質問をしたんですけども、やっぱりこういう問題は課長の段階ではお答えが無理かなというふうに思いますので、この件について町長に考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

課長から説明したとおりでございます。私どももそれなりに努力をしております。議員の皆さんも地域の議員活動の中で特に先ほどおっしゃられた役場に来にくい、そういう人が分かっているであるならば議員さんも議員活動の中で努力をさせていただいて、私どもと一緒に頑張っていき、こういう方向をお願いをしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

それは町長に言われなくても私たちの仕事ですから当然やっています。その中で本当に困っている人たちがいるということでこの資格証明書、これをどうするのかということで町長に考え方を伺っているということです。この資格証明書についてお答えをお願いしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど担当が話をしたとおり私どもも検討しておりますので、そのとおりでございます。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

この資格証明書について検討という話はちょっと私は理解できないんですけども、今後もこういう形で1年以上、滞納した人には機械的に資格証明書を、ほかの町村は減っているにもかかわらず身延だけ110なんていう数字が出ているんですけど、これは今後も続けるおつもりですかということで町長にお聞きしているんです。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

そのとおりでございます。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

ではそういう住民の負担ということは考えないで町の方針で機械的に資格証明書を今後も発行し続けるということで理解をしました。

それから国民健康保険法第44条の減額免除の条例ですね。これは前にも一般質問で伺ったんですけども、やっぱり先ほど亡くなった方の中にも窓口の負担が保険料は、なんとか払うんだけども、窓口の負担がなかなかできなくてお金がなくて病院に行けなくて命を落としたという方がいたということで、これは44条の条例化ですね。これについてはだんだん検討をし始めているということで、前回3市1町ということで町では市川三郷町がこの条例ではなくて要綱でしたか、要綱の設置をしているという話を伺ったんですけども検討するという前回の答弁でしたけども、その後どのような検討がされたのかということで、これは命に関わることですから、ぜひ私は早急に検討すべきだというふうに思っていますので、その後どうなったのかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

ご質問の国民健康保険第44条の医療費一部負担金減免制度というのがあります。これは特別な理由がある被保険者で保健医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対しまして措置をとることができることとされております。窓口の負担ということでございます。前回、昨年もちょうと説明をさせていただきましたが、特別な理由があるというのは一部負担金の支払い、または納付の義務を負う世帯主、または組合員が罹災、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡し障害の状態となり、または資産に重大な損害を受けたとき。また干ばつ、凍霜害等により農作物の不作等により収入が減少したとき、ならびに事業、または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき等いずれかの事由に該当したことにより、その生活が著しく困難な場合におきまして、保険者は一部負担金の減免の必要があると認めるとき、その者の申請によって行うことができるとされております。

今まで昨年からの取り組みというようなご説明をさせていただきますと県内の状況を把握しました。要綱を制定してあるところは2市1町でございました。また県内の市役所の状況等を伺ったところ都市国保研究会というのがありまして、そのような市の国保のグループ内におきまして国保の一部負担金の減免等についてという研究等を行ってきた経過がありました。平成24年度におきまして要綱を制定する市があるということをお伺いしております。先に要綱を制定してありました2市1町からは参考にということで要綱をいただいております。

今後新たに要綱を制定した市などからいただきまして、庁内の関係部署内での検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

検討検討ということで本当に困っている人たちがこれで救えるのかなというのが今聞いていただけでも、ちょっと私は疑問なんですね。本当に命に関わることで毎年やっぱり県内で増えているという状況、これは民医連の調査だけです。ほかの病院、施設なんかを加えると本当にこれは氷山の一角ではないかなというふうに理解しているんですね。そういう意味ではこの44条が住民の命を救うために私は必要だというふうに思いますけども、町長これについてはいかがでしょうか。お気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

今、課長が説明をしたとおり、この目的は自然災害等によって収入がなくなったことを主に本来は考えてきたところということのようでございますが、その後、当然そこにも一部書いてありますが、事業の関係等も入ってまいりまして、そういうことでございますが、内容等々をよく検討して考えていきたいなということは前にも説明をしたとおりでございます。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

検討をされるということなんですけど、いつごろまでに検討されるのか具体的に言っていないと検討検討だけでは先に進まないと思いますね。本当に困っている人が多いですし命に関わることです。どのような目途で検討されるのかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

早急に進めていきたいと考えています。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

早急に検討ということで、これ以上言ってもしょうがないですから早急に検討していただきたいと要望して3点目は終わりたいと思います。

次4点目ですね、国民健康保険税の住民負担軽減をどう進めていくのかということで、本当にこの国保の問題、担当者も本当に大変な思いをされているということは理解ができますし、運営審議会の中でも本当に侃々諤々の議論があったと。本当にみんなで知恵を出し合って解決していかなければいけない問題だなというふうには思っています。この問題については私、何回も今まで質問をしているんですけども、1点目には2つの方向があると思うんですね。まず1点目にはまず予防に力を入れて医療費の軽減を図ることが1つの方向で、これにはやっぱり早期発見・早期治療ということで検診を受けやすくするということが1つだと思うんですね。住民検診いろいろな努力をされて、かなり受けやすくはなっているというのは理解しているんですね。だけどやっぱり費用の問題でなかなか住民検診へ行けないという方の声も聞いています。そういう意味では市川三郷でやっているように住民健診、特定健診は無料でそして一緒にガン検診をセットで受けると。ガン検診も無料になるということで早期発見・早期治

療に力を入れて受診率のアップをして医療費の削減を考えているというふうな町村もあります。そういう意味ではやっぱり早期発見・早期治療、このためにもやっぱり費用が負担でなかなか健診を受けられないという方をなくすためにも誰でも受けられるような工夫が私は必要ではないかなというふうに思っています。

それから生きがいデイサービス、これは多くの方たちに喜ばれ続けているんですけども、これがなかなか利用者が減ってきているということで、これを社協だけに任せておくということではなくて、やっぱり町全体としてどう盛り上げていくのか、どう利用しやすくさせていくのかという問題と、それから生きがいデイサービスに行くのではなくて、もうちょっと身近でミニデイサービスを集落でやるとか住民の皆さんに協力してもらってやるとか、それから保健師さんに来ていただいて健康相談をすとか、やっぱりそういう住民の中に出て行くというような保健師さんの、一生懸命、保健師さんたち頑張ってくれているんですけども、なかなか事務量が多くて住民の皆さんのところになかなか顔を出せないというところがあるということも聞いていますので、住民の皆さんの中にやっぱり実際に入ってみんなと一緒に考えていくということも必要ではないかなというふうに思っています。

それから町民1人1スポーツということを町長提唱されていますけども、スポーツを気軽にできるとか、それから文化面での趣味を生かすとか、やっぱり多彩ないろんな展開をさせていく必要があると思うんですね。その中には乗り合いタクシーを使って、こもっているのではなくて、いろんなところに出て行けるようなことも必要だということで福祉保健課とか生涯学習課、それから町民課、税務課、その人たちを中心にいろんな役場の中でどうしたら予防に力を入れることができるのか、予防で医療費を削減することができるのかということをまず1点、考えなければいけない問題で、これは前から私ここに力を入れてやっていただきたいということで何回も提案をしている経過がありますけども、この点についてまず1点どうでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

医療費抑制という形で本町の医療費が高いということで説明をさせていただいてありますが、原因というものを保健師さんから聞いてきました。まず1つが入院費が高く、1人当たりの医療費は40歳から60歳代が高いということ。そして2つ目としましてはやはり40歳、50歳代の特定健診の受診率が低い。3つ目としましては糖尿病、高血圧、脂質異常の生活習慣病が30歳から40歳代で発症して、55歳で急激に重症化してくるということが統計的に調べられております。

保健師さんによる健康教育、訪問指導そしてジェネリック医薬品への利用促進、生涯学習の一環としての健康教育、医療費節約に関わる広報等、実施してきておりますが、やはり医療費が高い状況にあります。本年は「健康は運動習慣と食生活」というようなキャッチフレーズをつくりまして、保健推進の会、ボランティアの会などの席におきまして健康診断への積極的な参加、バランスの取れた食事の必要性などのお話をさせていただきました。健康づくりを推進していただくようお願いしているところでございます。

先ほどもお話がありましたとおり、いちいち運動という形で町民の皆さんに広く実践していただいております。町民の皆さんが日ごろから運動に親しんで体を動かし、また何か趣味を持つことにより、生活に癒しと生きがいを取り入れていただくことが医療費の高騰を抑制し、ひ

いては住民の皆さんの負担軽減につながるのではないかと考えております。また現在、国保に加入している皆さんはもちろんですが、社会保険等のほかの保険制度に加入している若い世代の皆さんにもこれらを実践していただくことが重要なことと考えております。

先日、関係各課4課でございますが、対策会議というようなことで開催をいたしました。今後の医療費に向けての具体的な方策等を検討して実践していくということで町民課、税務課、福祉保健課、そして生涯学習課とで横とのつながりというような形で進んでいきたいなということですので、そのような状況ということでよろしく申し上げます。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

この4課の連携がやっと実現し始めたということで、これは早急にしていただきたいというふうに思います。それから40から60歳代が多いということで、働いている世代の人たちをやっぱり取り込んで、なんか対策をとらなければいけないということで課題も出ているわけですから、早急にこの人たちの対策も含めて検討をしていただきたいというふうに思っています。

それから2つの方向があるということで、1つ目は予防に力を入れて医療費の削減を図ること。2点目は今ある負担をどうしたら軽減できるかという私は前から言っているように一般会計からの繰り入れで減らすしかないのではないかなと。いろいろ考えてもやっぱりそこしかないのではないかなということで何回もこの問題については提案をしていますが、なかなかこれまでにはそういう結論には至っていないんですね。この前、町民の中でもその一般会計の繰り入れを違法ではないかという声があったんですけども、この件について違法か違法ではないのかということでちょっと町の判断をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

一般会計からの繰り入れにつきましては総務省から事務通達というのがあります。そしてあと総務省の自治財政局調整課からの事務連絡という形で示されておりまして、決められた経費以外は行うべきではないと通達等でされてございますので、それに従っていくということで考えております。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

では通達があってやるべきではないという通達はあるけれども、違法ということではないということで理解してよろしいですか。そこの確認をお願いしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

やはり通達は重要なことと理解しておりまして、職員、公務員として通達に従うのが義務だと捉えています。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

通達はもちろん国や県の強い通達があると思います。しかし国保の運営責任者は町ですから、町がその町の住民の健康や命をどう考えるかということで一番に考えなければいけないのではないかなというふうに私は思っています。それで国保新聞の3月1日の新聞に国保への一般会計からの繰り入れが全国的に増加をして、山梨県も21年度は16億円だったのが22年度は20億円になっているというような報道もありました。やっぱりどこも国保は大変でその大変な負担を住民に課すのか、それから一般会計から繰り入れるのかということはやっぱりその町の町長の、望月町長の考え方だというふうに私は思っていますので、今まで町長、同じ答弁なんですけども、今回やっぱり住民の不安が大きいということで再度この件に関して、これからのこともありますので、町長からこの件に関して答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ご承知のとおり私どもの町でも一般会計から国保会計へは繰り入れをしております。しかしこれは繰り入れできる範囲の最高額を繰り入れていることであって、それ以上は先ほど課長が申し上げましたとおり、通達その他によって繰り入れることはできませんということでございますので、私どものこれは繰り入れの限度額まで全部しなければ駄目ということではございません。国保が運営できればしなくてもいいわけでございますので、それはそれとして私どもの町では大変ですから繰り入れてもいい限度額は100%繰り入れをしております。そのほかについては、これ以上は繰り入れできませんとこういうことでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

もちろん法定内についての繰り入れはどこもやっていることなんですけど、法定外の繰り入れを住民負担を軽減するために22年度山梨県でも20億円という、ほかの町村でこれだけやっているというところがあるわけなんですけども、町としては通達のとおりできない、やらないということでそういう答弁だということで理解してよろしいですか。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これは前にも渡辺さんが質問をする中で、一般会計から借り入れるのも事務上では繰り入れになっているんですよという説明をして了解をしてもらっているはずなんです。したがって借り入れは借り入れでいいんです。借り入れは返さなければなりませんから。しかし繰り入れはこれはできませんので、私どもでも借り入れは今年も予算が組めませんから借り入れも若干しなければなりませんから借り入れております。そのことだけを申し添えておきます。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

借り入れと繰り入れとは違いますよね。借り入れと云ったらやっぱり返さなければいけない

ではないですか。赤字で大変な、では誰が返すんですかといったときにみんなで返していくか
ないではないですかね。また負担が重くなるという、ただ私は借り入れとは言っていないん
です。一般会計からの繰り入れをしてくださいということで、借り入れをしてくれなんて言っ
た覚えはなくて、繰り入れをしてくれということでずっと言ってきたんですけども、いいです。
そういうやらないという返事は分かっていますので、そういうことなので、この国保の問題は
これで安心して医療を受けられるためにということで町の方針が分かりましたので、1番目は
終了します。

2点目ですね。下山地区の公民館建設についてということで質問をします。

この下山地区公民館建設については今年度の第1回定例会で調査、測量および基本設計等業
務予算が可決をされました。設計計画が下山地区の住民に示され8年にも及んでいます。この
問題について何回かの同僚議員からの質問や住民との懇談会などで話を聞き実際にお年寄りた
ちからも話を聞きました。お年寄りたちは公民館が遠くになってしまうと本当に自分たちは行
けなくなってしまって本当に困っているというような話をたくさん聞いています。どうしてこ
ういうふうになったのかというふうを考えて、まず質問をしたいと思います。

時間もそんなにないですから、建設予定地選定の経過について簡潔にお願いしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

ではお答えします。

身延地区公民館下山分館は合併前の身延町において昭和45年度に建設された公共施設でござ
います。平成15年の12月に下山公民館建設についての陳情書が下山地区公共事業推進協
議会から町へ出されて、これを契機に下山公民館建設に向けた協議を始めました。そしてす
でに8年以上が経過しております。当時は中富、下部、身延との合併協議中であったことから事
業の推進は合併後となることが予想されたために身延町新町建設計画として位置づけまして、
これまでにその予定地について協議を続けてきたところであります。

建設からかなりの年数を経過している公民館でありまして陳情の内容は避難場所機能、そし
て多目的利用機能を備えた公民館の建設と、その予定地は旧北小学校跡地にとの要望がありま
した。町としては検討を重ねた結果、建設予定地は今後の地域の防災拠点としての位置づけ、
また現国道52号線の道路状況、緊急時のヘリポートの確保さらには将来的な学童保育との連
携等さまざまな諸条件を考える中で現下山小学校駐車場に建設できないかということの旨をお
願いしてきたところであります。その建設予定場所がなかなか確定に至らずに建設を進められ
ずにおりました。

このような状況の中で平成22年9月の定例議会におきましては教育厚生常任委員会の委員
により建設予定地として旧北小跡地と下山小学校駐車場の双方の現地視察をしていただいたと
ころでございます。町ではこのまま今後の展望が不明確な状況では公民館建設に関わる作業を
早急に進めることは困難であると考えまして最終的に今後の町財政状況等も踏まえまして、ま
た下山中学校解体に伴い、その跡地の一部を公民館建設予定地として確保できたために再度建
設に伴う住民説明会を開催いたしまして、早期建設に向けて町の最終意向をお願いしてきたと
ころでございます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

今、簡潔に言っていたんですけども、やっぱり住民がここにほしいという建設予定地と町がいろんなことを考えてここにしたらいいではないかというところがなかなか折り合いがつかなかったということで8年も経ってしまったということなんですけど、やっぱり今、公民館を利用している人たち、地元の人たち、それからお年寄りの方たちが利用しやすくなければ建設をする場所として適当ではないかなと。町ではよかれと思っているんな災害のこととか、やっぱり広いほうがいいだろうということだったと思うんですけど、公民館というのは地元の人たちの意見、それからまず今、現実には老人クラブとか習字とか手芸とか、本当にお年寄りの方たちいっぱい使っているんですね。そういう方たちがあんな遠くだったら行けないよという声があるわけですから、そういう声をどういうふうに聞いてきたのかなと。それでこの選定地に反映してきたのかなというところがちょっと私は見えてこないんですけども、そういうお年寄りの人たち、地元の人たちの意見というのはどういうふう考えたんでしょうか。すみません、時間がないので簡潔にお願いします。

○副議長（望月秀哉君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

先生は老人クラブとかお年寄りの方と言いますけど、老人クラブの方々はこういうことを私に言いました。ありがた迷惑であると。一般質問をしてくれるのはいいんですけども私たちは早く造ってもらいたいということで私たちが悪者になっているので、それは誤解しないでくださいと、わざわざ私の教育長室へ言ってきた老人もいます。ですからすべてがすべて、そうではないと思います。今、先生が言われたこともすべての人ではないと思います。私もそれは老人クラブの人たちが言うわけですから、本当のことでしょう。そういうことも念頭に入れながらいろいろと物事を進めてきているつもりでございますし、また地域の方と申しますけども地域の方々も平成19年度、下山地区公民館の建設場所について1年間かけて各区から代表を選んでやった経緯がありますね。その結果、建設場所は下山小中学校の周辺とするという答えが出ているんですね。

これらのことを私は今日、初めて言ったわけですが、そういうことも念頭にないと、議員さんが勘違いしているようでございますので、そういうことを私たちは網羅しながらいろいろなことの準備を、うまく運びながら誤解のないようなつもりでやってきたつもりでございます。今言われたようなことに関しては重々承知はしております。ですけど私たちに言われてきた、住民の皆さま方が私のところへ訴えてきたことも、これも承知してもらわなければ困るわけですね。これについては私、今日初めてこれを言ったわけですけど、ここまで言わないと誤解が解けないのかなというのもございまして、今までなるべく言わないでおったんですけども、このへんのことをどうぞご理解を願いたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

もちろんいろんな方がいて、いろんな意見があって当然だと思います。だけどこんなに8年もの間、ごたごたしてしまったのかということをやっぱり考えたときに、本当に住民の方たちの思いに寄り添って教育委員会は考えていたのかなというところが私は疑問だったんですね。それで貴重な町の財政の中で建設する公民館ですから、やっぱり地元の人たち、そして一番多く今、利用しているお年寄りの方たちがここにほしいというところをやっぱりどうしたら建設できるのかということをも、あっちにいいところがあるではないかではなくて、ここに建設してほしいというところに努力をしていくことが私は町の仕事ではないかなというふうに思っていますので、いろんな意見があるとは分かりますけれども、やっぱり下山地区の皆さんや特に高齢者の皆さんの思いに沿って努力をしていくことが私は行政の仕事だというふうに思っていますので、これ以上言ってもしょうがないので時間ももうありませんので、この問題については納得はできないということで次の質問に移りたいと思います。

身延乗り合いタクシーについて質問をします。

1点目、現在の運行状況についてなんですけども、時間がないので運行状況、かなりいいということで増えていて1日平均も上がっているということで理解をしています。そういう運行状況の中で住民の方たちやっぱり改善をしてもらいたいという多くの意見がありますけども、こういう意見をどういうふうに町としては集約をしてどういうふうに改善をしていこうと思っていられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

身延乗り合いタクシーの運営は町も一員であります。また政策室が事務局を行っています身延町地域公共交通活性化協議会が行い運行を3つの町内のタクシー会社に委託しています。同協議会には国交省の山梨陸運支局や峡南国土出張所、県の交通課や峡南建設事務所、南部警察署、民間ではJR東海や富士急山梨バス、山交タウンコーチ、それに各タクシー会社さらには商工会長、老人クラブ連合会長、校長会会長、それに各地区地域審議会会長や3地区からの利用者の代表などが参加しております。いろいろな立場で身延乗り合いタクシーの運営に関わっていただいております。

住民の声の集約についてですが、この協議会で出されました話や予約センターへの利用者からの要望、直接、政策室へ寄せられる要望などがありますが、町ではその都度対応しご理解を願っている状況です。

なお実証運行が終了する前に利用者を対象としたアンケートも実施しております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

運行前にアンケートがあって、多くの方が希望しているというデータがあって始めたんですけども、やっぱり始めてからいろんな住民の方たちの声がかいていると思うんですね。いろんなことを聞いているというふうにおっしゃっていますけどもその中でやっぱり改善する、今度どういうふうに改善していくのかということについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

改善という方向なんですけど、乗り合いタクシーは申したようにいろんな協議会に参加しているいろんな団体の皆さんと協議しながらやっております。そういう中で町民の皆さまには町営バスおよび民間の電車、バス、タクシー等々と乗り合いタクシーを上手に組み合わせてご利用いただければ幸いに思います。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。

○10番議員（渡辺文子君）

改善がちょっとよく分からなかったんですけど、では今、利用できない人たち、行かない集落ってかなり結構私、挙げてみたんですけどあるんですけど、どのくらいの集落のところに行っていないのかということと、その人たちもやっぱり利用がすごく増えていてとてもいいという声を聞いているんですね。そういういいものをなぜ自分たちは利用できないのかという声もすごくあって、それはどうしたら改善できるのかということをやったり考えていただかないといけないと思うんですけども、その行っていない集落の対応についてはどうでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

現在、乗り合いタクシーが行っていない地域は全部で24集落に及んでいます。こちらの集落への運行に関しては当初、乗り合いタクシーを運行するにあたって集落へ行ったりしましていろいろな状況を判断する中で、こういう地域ができてしまいました。ただ乗り合いタクシーは町民の皆さんが乗り合いで利用していただく公共交通機関でありまして民間タクシーと同じような対応ができないということをまずご理解いただきたいと思います。

またご利用いただけていない地域の皆さんなんですけど、乗り合いタクシーが乗り入れている地域の場所にそこまで各自で工夫しておいでいただいご利用いただければと思っています。またエリア内の皆さんにおいても指定された場所までおいでいただきながらご利用していただいております。特に乗り合いタクシー、県内でやっているのは8市町村になるわけです。町でやっているのは2町村でほとんどが市の運行になっています。大きな市では2カ所、実証運行をやってきたんですけど、ちょっとこれには向かないということでやめた市が2つあります。町もほかの町ができないのは非常に経費がかかると。非常に大変だということをやっているんですけど、身延町の場合はほかの公共交通機関を工夫しながら乗り合いタクシーに踏み切りました。これを堅持しながらこれからも運営していきたいと思っています。行っていない地域の皆さんには乗り合いタクシーではないほかのことを議員さん、もし提案がありましたら一緒に考えていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

渡辺君。時間3分です。

○10番議員（渡辺文子君）

町長が交通弱者対策ということでお年寄りから子どもたちまでやっぱり足の確保ということ

で決断をされて今に至っているんですけども、本当に困っている山の中に行けないというのが私ちょっとおかしいことだなと思っているんですね。もちろんデイスサービスの車が行くのになぜ乗り合いタクシーは来てくれないのかという地域もありますし、最初そういうふうの設定をされたということなんですけども、やっぱりそういう中で24集落、本当に山の中の集落が残ってしまっている。本当に住民の足の確保には利用されてすごく便利だと言っている方も多くいらっしゃいます。だからそういう声を聞くから自分たちのところになぜ来てくれないんだろう、本当に病院にも行けないし買い物にも行けないし、どこにも行けないと本当に困っている方たちいっぱいいらっしゃって下部地区なんかは境畑から二分をされて行きたいところに行けないというような問題もあります。これからもやっぱりいろんな方法を考えていただきたいと思うんですけども、これについて特に24集落なんとか近くまででも行くような努力をしていたいただきたいというふうに思いますけど、町長この乗り合いタクシーについて答弁をお願いいたします。どういうお考えなのか今後。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

もちろん私も24集落へ行っていないのがいいといっているではありません。しかしまだ始めて1年ですので、そこらへんの検証をする中で予算もかかることも事実ですから、それらも含めた中で何をするのが本当に、乗り合いタクシーをそこまで入れるのか本当に有利なのか。あるいはまだほかの方法もないだろうかということを検討しながら当然これからどういうふうに解決していくかということを考えていきたいなというふうに思っています。

○10番議員（渡辺文子君）

時間がないですね。はい。ではもっとしたかったんですけど、時間がきましたので以上をもって私の質問は終わりました。ありがとうございました。

○副議長（望月秀哉君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

議事の途中ですが昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○副議長（望月秀哉君）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

一般質問、通告の4番は野島俊博君です。

野島俊博君、登壇してください。

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問の要点ですが交通網の整備、特に中部横断自動車道の開通に合わせ国道300号の整備、加えて南アルプス市展望台の整備の話も聞くところでもありますけども、それがなされたときの大規模な周遊ルートとして地域活性化が期待できるのではないかと。あるいはそれまでに間に合

うべき施策があれば、それを含めて期待される効果および目的達成に向けての戦略を聞くものであります。

まず平成22年3月12日金曜日ですね、身延町で開催された県政ひざづめ談議が中富地区公民館西嶋分館にてテーマ「活力ある農業・農村を目指して」と称し開催されております。議事録からですが、もちろんテーマは活力ある農業農村を目指してであり地域農業の活性化に向けて方策等についての意見交換会ですので農業関係のことが主ではありますけども、その中国道300号整備についての話がなされておりました。これを取り上げさせていただきました。

さて対話が始まりますと参加者から集客、誘客を図るには観光ルートとしての国道300号の整備が必要との要望が出されました。そしてこれに対し知事は富士北麓と下部温泉、身延山などは観光周遊ルートになる。来年度から、ひざづめ談議は2010年ですので2011年ということになりますでしょうか。本格的に国道300号の改修を行っていくと話しております。もう少し詳しく談議の中身を見ますと農事組合法人の下部の特産物食品加工組合から直売所の下部道の駅の話になりまして、参加者から今一番ネックになっているのは300号の道の悪さであり観光バスのお客さんが来ないんですと言っております。そこで知事いわく、中之倉のところがヘアピンカーブがあるものだから運転手が嫌がる。だから観光ルートにはならない。本当は富士北麓と身延山と下部温泉、これが十分観光周遊ルートになるんだけどもと話しております。したがって中之倉地区のヘアピンカーブを改修することにより、大型バスのすれ違いもスムーズになり、観光客も寄るようになるのではないかとの話がありました。

そして最後に知事は地域のために懸命に取り組んでいる様子がよく分かった。何にしても苦労や問題があるが地域を明るく元気にして少しでも前に進んでいく努力というものが地域を明るく元気にしていくと思うと話されております。中部横断道の整備によって、この地域も大きく変わってくると思うがよりよい地域が形成されるよう頑張ってもらいたい。行政としても最大限応援していくなどと感想を述べて終了をされております。

県のトップに大変勇気づけられ、ありがたい言葉でもあり、みんなで力を合わせ、なんとかしなければという気持ちにもなるところであります。そこで質問をいたしますけども、まず国道300号整備の背景をお聞きしますので答弁をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

国道300号は富士北麓地域と峡南地域を結ぶ唯一の幹線道路であります。緊急輸送道路として、また富士山火山や東海地震など災害時における避難路や輸送路としての機能を持っておりと考えております。さらには地域振興や観光振興を図る上で、その整備は重要だというふうに考えております。

すでに古閑地区から国道52号の上沢の交差点までの整備についてはバイパスや拡張工事等が進められてきました。本栖湖から中之倉の間、非常に地形が急峻で高低差があって道路の線形が悪く急カーブが連続しております。観光バスなどの大型車両は反対車線にはみ出すなど非常に危険で通りにくいヘアピンカーブが何カ所かあります。また法面の崩壊や落石の危険箇所等が多く点在をしており未整備区間となっております。県の配慮によりまして中部横断道の開通に併せて改築をしていただくということになっております。

以上でございます。

○副議長（望月秀哉君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

よく分かるように説明をいただきました。そこで次に整備期間事業概要、内容等はどのようになっていますか答弁をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをします。

整備期間はもうすでに概略設計を行い、地元説明会を行っています。設計に必要な地質調査、それからトンネルや橋梁、それから道路の明かり部分の詳細設計を今現在、行っております。

今年度は用地の調査や用地交渉を済ませまして、年度末には一部工事に着手できるように沿線の皆さんや地権者の皆さんにご理解とご協力をいただき、町も協力をしながら平成29年の中部横断道の完成を目指して進めていきます。

また工事の概要ですけれども、改築工事を進めていく区間は中之倉地内の約5キロの区間でございます。道路の基本幅員としましては3.5メートルの2車線で全幅が7メートルの道路ということでございます。ヘアピンカーブの解消や縦断線形の解消で大型車両が安全に通行できる道路として、また先ほど申しましたけれども緊急輸送路ということですので災害に強い道路としてトンネルや橋梁が主体という道路だと県のほうから説明を受けております。

以上でございます。

○副議長（望月秀哉君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

そうするとヘアピンカーブのところはトンネルと橋梁で運転しやすくやるというような形で解釈をいたしております。そんなようでもよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

次に峡南地域の活性化を図るため中部横断道の開通に合わせて世界的に知られている富士山と周囲の地域資源、富士山世界文化遺産登録等、本年は勝負の年だと知事も言っておりますけれども、そこで県民運動を盛り上げる中において富士北麓と下部温泉、道の駅下部、クラフトパーク、身延山、新東名、中部横断自動車道、東富士有料道路、国道300号ひいては清水港、富士山静岡空港等大規模な周遊ルートとして期待が持てますけれども、これをどのようにつなげていくかが課題と思います。

そこで質問いたしますけれども中部横断自動車道の開通と国道300号整備により期待される効果による地域活性化の戦略があればお聞きをいたします。よろしく願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それではお答えいたします。

ご案内のとおり中部横断自動車道が開通いたしますと上信越自動車道、中央自動車道、新東名高速道路の3本の高規格道路と接続をされます。言うところのミッシングリンクの解消にな

るわけでございます。したがって日本海および太平洋、臨海地域、長野県、静岡県との連携や交流が促進されるとともに安心して暮らせる道路、ネットワークの構築、物流体系の確立や広域的観光の開発が期待できます。また災害時は災害復旧や災害支援等の強化が図られるところでもございます。

本町を通過しているところの幹線道路は52号でございます。この52号につきましては地形等の関係から大雨時の雨量事前規制による通行止め区間がございます。そしてその交通止めになった時点で孤立される人口は国の発表によりますと約1万4千人といわれております。中部横断自動車道が整備されることで孤立集落の解消が期待されます。また仮称、六郷インターチェンジから仮称、富沢インターチェンジの区間は新直轄方式で整備されますので無料でございます。そこで私の力だけではなんともなりませんから議員の皆さん全員でそれぞれ委員になってくださいということでそれぞれの皆さんが先生方等々に直接お会いしたときには、2つの活性化インターの要望についてぜひお願いしますというお願いをしたところでございます。そういう中であって2カ所の活性化インターのうちの1カ所、ご案内のとおり仮称、身延山インターでございますが、これにつきましては連結許可が国土交通大臣から許可をされました。したがって、これはもう県で施行していただいて、中部横断自動車道が開通時にはオープンできる、こういう方向でございます。

次に仮称の中富インターについてでございますが、これも行政報告の中でも申し上げましたけれども県でもやっていただく方向で頑張らせていただいておりますが、これからも皆さんのお力を借りて強く要望をしまいたい。そして実現をしていただきたい、こういうように思います。

次に移動時間が短縮されます。したがって、通勤圏が広がることによるメリットは多少大きいだろう、こういうようにも思いますし言われております。身延町に住みながら甲府市や静岡市への通勤が容易になります。そういう意味で、わが町の人口減少にブレーキがかかることが期待をされます。また第三次医療施設への救急患者の搬送時間、これにつきましても短縮をされますので救急率の改善、ひいては医療砂漠の解消も期待ができるところでもございます。

次に国道300号の整備についてでありますけれども、富士北麓と峡南地方を結ぶ唯一の幹線道路であることは言うまでもございません。したがって、緊急輸送道路として災害時には避難路にもなるわけでございます。また地域振興や観光振興においても富士山や富士五湖への観光客は富士山の世界文化遺産登録なれば、さらに増加することが予想されるわけでございます。そしてそのお客さんにわが町においでいただくのは300号の改築が先決でございます。このことに対して国のご理解等をいただく中で、特に山梨県のご配慮によって中部横断自動車道の開通に併せて完成をしていただくことになっております。

なお整備区間の中には県下でも珍しい延長754メートル、高低差約20メートルのループトンネルが建設をされることになっております。このループトンネルそのものが観光資源にもなるのかな、こういう期待もございます。大型観光バスの安全の運行が確保できますので入り込み客の増加が期待をできるだろうと、こういうようにも思います。

そういう中であって地域の活性化の戦略はここにありますが、道路が整備をされて移動時間の短縮等の利便性が向上することから、先ほど申し上げましたように静岡市や甲府市への通勤が可能になりますので若者も入ってくるだろうと。そして若者が入ってくるとするならば若者が定住できるような宅地分譲も必要な、その環境整備も推進をしていきたいとこういう

ように思っているところでございます。

さらに過疎化が進んで私どもの町では空き家が大変目立っています。これらの所有者の理解をいただく中で田舎暮らしとか、あるいは農業体験施設等々に利用をしていきたい。これらについても交通の便がよくなりますと皆さんがおいでいただけるのではないだろうか、というようにも思います。

いずれにしても、知事さんもおっしゃっていたということをお聞きしましたけども、下部温泉、身延山さらに最近始めました富士川舟下り等、観光資源へのアクセス向上が期待ができるということで、なお一層PRに努めていきたい、というようにも思っております。

○副議長（望月秀哉君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

大変、本当に身延町のトップから戦略をお聞きしました。細かいところまで戦略を聞きました。私が考えている以上に周遊ルートとしての期待があちらこちらに希望が持てる答弁をいただきましたが、これをやはり私たちも一生懸命、先ほど町長がおっしゃいましたように、みんなで一生懸命これに取り掛かって、やっぱり地域活性化を進めていかなければならない。そういうところで私たちにちょっとまとめてみたんですけども、いろんな資料を見て、まとめてみました。特に平成23年度中部横断道地域活性化構想推進協議会開催日が24年3月26日になっていますけども、このまとめを見ますと実に明確に新しい感覚で課題、提案、意見が述べられており分かりやすく取り上げておりました。

まずその一端ですけども、高速道路の車は飛行機のようなものだ。着陸させるには地域の魅力を増やすこと。ひなびた風景は旅人にとって懐かしい原風景でありますけどもスピードアップするとマイナス面だけが目に付く。また新しい物語を下部温泉や身延山、南アルプスにつくる必要がある。10年後といわず、すぐにでも取り組んでこの地域のリピーター、ファンづくりが不可欠とあります。

そしてさらに沿線地域の立地条件に富士山静岡空港、身延山、富士山をどうつなげていくかが大きな鍵とありました。さらには富士山静岡空港からの誘客、首都圏からの誘客策、富士五湖の観光客1,500万人の足を伸ばす施策の検討、展開とありました。また身延山、富士五湖といった知名度のある観光地等を結ぶルートがほしい。富士五湖観光客の1,500万人の集客を当地域に誘導するために本栖湖から国道300号線が必要とありました。静岡空港、仮称、身延山インター、国道300号から富士五湖へ、また富士五湖から東富士有料道路を經由して東京のお客さんが静岡、御殿場へ抜ける道。あるいは世界的に知られている富士山という魅力を使って300号を安全で快適な道として整備するとありました。そしてインターから観光地までのアクセス整備、観光客向けの道路標識整備をします。そういうようなこともありました。さらに御殿場から富沢までの南麓道路の開通に期待とあり、活性化の課題のほとんどを網羅している内容がありました。あとは地域がこのことにどのように答えられるかが鍵となることも記載があります。

このようにいろいろ調べていきますと見えない部分までがよく見えて中部横断自動車道の開通に関する地域活性化策、中部横断道開通と300号の整備、富士北麓と東富士有料道路、新東名、中央道、国道52号、身延山、下部温泉、クラフトパーク等これらの大規模な周遊ルー

トの構築を急がなければならないし、また見せる化、情報公開を急がなければならないと思うところであります。

以上でこの件につきましての質問は終わりにさせていただきます。

続きまして質問2ですけれども、町ではこれまでの2年間、定住促進対策といたしまして空き家の実態調査や田舎暮らし体験ツアー、身延暮らしセミナーなどを実施いたしまして、24年度国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、空き家を改修するとともに周辺の遊休農地と一緒に貸し出す事業を計画し、町内の若者の定住促進と地域活性化のための政策といたしまして、人財育成研修事業で提案のあった婚活支援事業について当初予算に計上したとありました。町長の方針を職員が一丸となって目標達成に向けて努力している様子が手に取るようでありますけれども、そこで質問をいたします。

定住促進対策、最も有効と思われる策は今のお考えはどのようになっていますか。答弁をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

最も有効と思われる策はとの質問ですが、今までもいろいろな対策を講じてきていますがもっとも有効な策は定かではないように思います。定住促進のためにはさまざまな分野での対策を継続的に積み上げ人口減少幅を着実に縮小し、定住人口を確保していくことが重要だと思います。例えば結婚祝金や出産祝金、出生から中学までの保険対象医療費の全額助成や保育料の保護者負担軽減など各種助成制度の実施や婚活支援事業。定住できる環境の整備としての上下水道の整備や周辺地域へ通勤するための道路の整備、子育て世代への医療・教育環境の整備、若者定住のための宅地分譲事業やUターンのための情報の提供等が挙げられ今後も継続的に事業等を進めてまいりたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

分かりました。本当に今の質問は難しい質問と思われますけれども、今やっているところありますので一応聞いてみたんですけれども私もそういうふうに思います。

したがいまして次の質問に移りますけれども、山梨県では平成24年度はじめ知事の訓示要旨の中で3つの新たな重要課題が挙げられております。1つは人口減少、少子高齢化という中で山梨県の経済社会、県民の活力を維持していかなければならないこと。そしてその取り組みといたしまして1点目にさまざまな産業を興して、経済の活性化と雇用の確保を図っていかなければならないこと。そして本県の産業構造を多様化していく大事な時期にきていると認識し、県庁を挙げて取り組んでいると、そんなふうに語っております。

2つ目は人口定住の促進にふれておりまして本県の人口は平成12年の89万人をピークにその後減少に転じ年を追うごとに減少が加速している。原因の1つは自然減が年々拡大。加えて社会減についても年間およそ2千人程度の人口が大都市圏へ流出していると、こんなふうにも書いてあります。

人口減少は地域の活力低下の一番大きな原因であり、社会減を極力止める必要があるとしております。そのために産業を興し雇用を創出することが大切で従来からのIターン、Uターン、

さらには2地域居住といった都会の人口を山梨に呼び込む方策とともに若者が都会へ出て行くことをできるだけ抑える方策を知恵を絞って進めていかなければならないとしております。人口定住の政策づくりに県庁を挙げて取り組んでもらいたいとも話しております。

そこで質問いたしますけども、本町において定住促進に向けての解決すべき最大の原因は今のところなんだとお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

最大の原因はなんだと考えるかとの質問なんですけど、やはりそれを解決するための課題も多く、最大の課題は何かと問われれば、それが分かれば定住促進が図れるものと思われれます。正直分からない状況にあると答えさせていただきます。

ただ、過去の一般質問の中で人口減少の原因を問われたときに住民基本台帳での人口推移を調べたところ、まず出生に比べお亡くなりになる方が非常に多いこと。そして平成21年度転出する理由のうち第1位は住宅事情で20.9%、第2位は就職で13.9%、第3位は結婚等で13.4%でした。平成22年も第1位は住宅事情で18.6%、第2位は結婚等で15.2%、第3位は転勤で10.8%でした。さらに平成23年度も第1位は住宅事情で20.3%、第2位は結婚等で11.4%、第3位は就職で10.4%でした。

以上の状況からいずれの年も転出する理由のうち第1は住宅事情です。持ち家がほしいのか、安価なアパートで暮らしたいのか詳細な理由は定かではありません。そしてそのあとに結婚等や就職が続きます。これらの課題を解決することが定住促進につながるものと理解しており、その解決のため町は各種施策を行っていますし、これからも行いたいと考えています。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。2つにわたって難しい質問をさせていただきました。また一生懸命答えていただきました。県のチャレンジ12、住宅項目一覧に知事政策室、定住促進対策の具体化とありまして産業労働部に産業振興ビジョンの推進が挙げられておりました。特に知事政策室として定住促進対策具体化ということで、これは知事の政策室長としての方針、それをちょっと紹介させていただきますけども、「私は暮らしやすさ日本一の県づくりを推進するため県民の理解と参加を得ながら責任を持って職務を遂行し、次に掲げる政策事業について重点的に実施します。今後、目標達成に向け組織が一丸となり取り組んでいきます」とあります。まさに先ほども言ったとおりトップの方針をもらって、それを部署としてどのように目標達成に向けて取り組んでいくか、室長なりの決意を述べたものが挙げられております。

また定住人口確保対策の具体化等、また平成24年度に達成すべき目標および重点施策事業等が挙げられておりまして労働産業部においては産業振興ビジョンの推進ということで部局ごとの課題に応じ目標年次を定めた重点項目として、ものづくり産業の振興とともに雇用吸収力を持った新しい産業を興して図っていくということがあります。

実はこれはなみなみならぬ決意のほどが伝わってくることでありまして、私たちも一県民としてやれることはやはりやるという意欲も湧いているところであります。県庁内が垣根を超

えて一丸となって目標に向かっていることがより素晴らしいと感じるところでもあり、どのような考えで何をどうするかということを見せる、またよく見えることも評価できるところでもあります。まさに会社で言えば各課共通の課題として取り上げ、社長も部長も社員もまたその家族も含めて同じ目標に立ち一丸となってまい進する状況がうかがえるほか、利害関係者とか社会へ考えを公表し協力をお願いしていることに似ているように見えます。

それでは次に移りますけども多様な交流の力を生かす協働のまちづくり、区市町のみならず地域団体、民間企業等が協働により歴史、文化、自然等地域資源を生かして地域全体として受け入れ態勢の構築または現在取り組んでいる都市部への情報発信などの移住、定住者策をさらに展開するとともにそれぞれの役割を理解しながら相互に連携を強化し取り組みを進めることが重要であると考えます。

そこで質問いたしますけども、役割分担、町、地域団体、民間企業また県との連携強化をどのように考えているか答弁をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

本町では合併後、町民や各種団体の交流、情報の交流と相互理解の促進に努めてまいりました。町外の地域との交流については鴨川市と姉妹都市協定の締結がなされ、教育文化産業の交流を南部氏とのゆかりから青森、岩手、山梨3県の関係9市町村で平成南部藩としての交流の継続を、沖縄県八重瀬町とは青少年の交流事業を行っています。また青垣クラブや句碑の里を育てる会など地域住民みずからの工夫による都市住民との交流や精力的に活動している農事組合法人や町民有志が地域の特産品の販売、施設の運営を始めたり、遊休農地を大手企業の社会貢献活動を利用し復活させたグループが表われるなど新たな動きが始まっています。

このように多様な交流の展開は身延町を訪れる人々を拡大し、観光関連の事業の振興、地域消費の拡大につながります。さらには町民の皆さんがみずから町内に眠っている資源であった富士川を活用した株式会社富士川クラブのラフティング事業や富士川舟運株式会社による富士川舟下りなどはまさに新たな観光事業の創出として今後の活動に期待しています。町では町民の皆さんがみずから町内に眠っている資源を活用するために知恵を出し合って取り組むコミュニティビジネスを応援するとともに新たに起業しようとする町民の皆さまには町も同テーブルについて最大限の協力を行い雇用・就労の場をつくり出すとともに定住促進につなげていきたいと考えています。

また景気が思うように回復していない状況や円高による企業の海外進出等を行われている中で企業誘致は厳しい状況にあります。しかしながらすでに誘致企業として活動している企業の皆さまや町内のさまざま民間企業の皆さまには今後もいろいろな面で協力していきたいと考えていますし、厳しい状況下でも町内に進出を考えている企業がありますから最大限に協力するとともに各種助成事業の導入についても積極的にお手伝いしたいと考えております。

○副議長（望月秀哉君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。連携の強化あるいはまた場の力、県への支援要請、地域団体への支援、受け入れ態勢の整備、地域団体、NPO等、町が行う取り組みと連携いたしまして新しい

公共を担う存在として独自の取り組みをやはり協働でやっていくということが最も必要ではないかと思うところでございます。

時間がありませんから次へ進みますけども、次の質問に移ります。

経営品質については多くの企業で実施されております。これは企業で実施するもので行政には関係ないと思われがちですが、企業、官公庁のものさしは顧客であり住民であります。したがって顧客、住民あつての事業ですので考え方は同じであると私は考えます。

見える化とは一般的に企業などにおける目に見えない活動の様子を目に見える形にしようとする取り組みを表す言葉でございますけども、組織の見えない、見せたくない部分を見せることによって最前線の現場に根っこから改善を図り、競争力を高めることで使われます。見える化、見せようとする意思と見えるようにする知恵の2つの工夫で業務全般が見えてくるようにすることでもあり、小さなことから見える化を推進する必要があります。そしてこれを公開することによって町民と職員相互に対して本町全体の計画指針等が見える化を図っていくこともこれも重要かと考えます。

そこで質問をいたします。

町民に見える化策がいつごろ期待できるか、これもまた大変難しい質問でありますけども、ぜひ答弁のほうをお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

町は定住促進対策としていろんな施策を行っており、それらは広報みのぶやお知らせ版、町のホームページで町民の皆さまにお知らせしています。しかしながら多くの情報が流れている日々の生活の中で必要な情報を上手に得ることは難しいと思われませんが、ぜひ広報みのぶおよびお知らせ版、さらには区長、組長さんを通じての町からの情報をご覧いただきたいと思えます。また、このように議会の一般質問での答弁が議会広報等で掲載されることで町民の皆さまにお知らせできることもあります。マスコミの報道等を通して情報を提供できる場合もあります。町は今後もいろいろな方法で情報の発信を行いたいと考えていますのでご理解いただきたいと思えます。

なお、今年度初めての試みとして町の予算の使い道を32ページの冊子として提供していますのでご活用いただきたいと思えます。また議員のご意見から各課等で行っている定住促進対策を体系的に見せる必要があるように思えます。これを今後検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

本町においても今言ったとおり情報の共有で職員を挙げて、また各課の垣根を越えて各分野別に情報提供をしていくところがあります。これもよく分かります。それで現に皆さんは若手を中心にした研究会等を立ち上げて部門の介在はなんなのか、求められているのはなんであるのか、定住促進対策等いろいろな課題に向けて戦略等、議論を重ねたところでもあると思えます。時には縦割り行政の弊害で他部門にわたる課題も当然、出てくるはずだと考えます。そういう中で町の取り組み、県の取り組み、また中部横断道沿線地域活性化構想における定住促進

にはあらゆる面で課題が挙げられていますが、それらが別々でなく1つの情報として共有できればと思うところであります。ぜひこういうところも頑張っていたきたいと、こんなふうにしてこの定住促進対策についての質問を終わらせていただきます。

次に移ります。

組織において各種施策の展開にあたって人材育成の観点に立ち取り組みを進めておりますけども、思うに人づくりは一朝一夕に成し得るものではなく持続的・継続的に進めていくことが大切であり、成し得たとき組織は永遠の命を保って発展する。そんなふうに思います。この意味で人を育てる教育を行うことは企業や官公庁、学校ほかすべての人々に共通の課題でもあります。会社・官公庁を問わず社員・職員は一番大切な宝、教育とはその宝を担うことだと思っております。会社で言えば顧客、行政で言えば住民、そしてそのニーズも高度化・複雑化しており、お客さんも住民も相当の知識を持っております。それに答える技術、業務、知識等の習得も大変重要であります。またいろいろな分野に分かれているため、それぞれ特有の業務知識に精通したスペシャリストを育成し、求められる質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することが求められているのが現状でもあります。

したがって質の高い行政サービスを拒むものの洗い出し、それを改善し町民から信頼される行政を目指して質の高い行政サービスの実現に向けて、あるいは誰が行っても同じようにできる町民へのサービス精神に満ちたものにしていかなければなりません。それには教育が不可欠。育成はスペシャリスト志向なのか、またはさまざまな分野を経験させるため人事ローテーションを積極的に行うのか。または外部教育が中心になるか、町の人材育成の特徴を聞きますので答弁をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

身延町人材育成基本構想につきましては社会情勢の変化、自治体に取り組むべき課題、職員に求められる能力変化等、時代の変化に対応できる職員を育成する必要性から職員一人ひとりの能力開発、積極的に取り組む意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し役場組織の総合力を高めることを目的に平成20年3月に策定をいたしました。その中で人材育成の諸施策の実施について検討を重ねる中で町が取り組むべき課題、町の将来あるべき姿を考え町の施策を実現するため、人材育成研修会、本町では材は財産の「財」の字をあてておりますが、それを実施してアイデアの発案、企画書のプレゼンテーションなど職員の政策形成能力等を習得する研修会を平成22年度から実施しております。

このような中で研修会で施策提案された事業についてプロジェクトチームを発足させ、本町の自然の豊かさなど地元のよさを知ってもらうように若手職員らが企画した婚活イベントが本年度予算化され3回の事業を実施する運びとなり、1回目は7月8日の日曜日に実施する予定になっております。このように職員みずからが発案し、町の将来を考え事業の実現に向けて職員が積極的に取り組んでいくことが、町の人材育成の特徴ではないかと考えております。

このことにより行政課題への迅速な対応、職員の行動改革はもとより効果的・効率的な行政運営、役場組織力の向上さらには住民サービスへの向上につながっていくものと考え、今後さまざまな角度から検討する中で工夫を凝らし提案力と実行力のある職員、町民から信頼さ

れる職員の育成を行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

私はかつて新入社員教育にあたりまして、これは民間企業ですので月給が仮に15万円であれば15万円の仕事しかなかった場合は会社には何も残らない。いずれそうなれば会社は国、県、町の税金を納められないし、利害関係者に配当もできない。だから自分の今月の働きが果たしてどのくらいあったかということ常を問うていくことが必要であるということ。もちろんこれはどの程度の働きが妥当であるかは一概には言えませんが、15万円の人は少なくとも倍以上、あるいは3倍の働きをしなければならぬだろうと思います。これは極めて大切なことであり、お互い毎日一生懸命仕事をしている、ただなんとなく一生懸命やっていたらよいというわけではありません。やはりその働きの結果が成果として表われ会社にプラスし、さらには社会に貢献しているということで、はじめてその働きとしての価値を求めるものだと思います。これは民間、官公庁であっても同じであると思います。

したがって日々、自分の働きを高めていく努力が必要になってくる。私たちは、あるいは新入社員、職員の皆さんはそれぞれ自分自身の目的というか動機を持って会社、役場に入ってきているわけでありまして、会社、官公庁の仕事、事業は世間大衆を離れては成り立ちません。直接、間接的にいろんな形で社会とつながっております。ですから会社の活動が良いか悪いかによって世間の人々に対して良い結果を与えるか、また悪い結果を与えるかということになってくるわけでありまして、会社を形成している社員、職員一人ひとりの仕事についてもこれも同じことだと思います。自分の一挙手一投足は全部会社を通じ社会とつながっているという自覚と責任において仕事をしていくことが求められます。もちろんそういうことに対する自覚は地位が高い人ほど強く持たなければなりません。新入社員、職員ともいえども、社会の公器である会社、行政の一構成員である以上その認識だけは持たなくてはならないと思います。特に新採用職員の皆さんはおおぜいの中から選ばれたわけでありまして、大変残念な思いで採用されなかった人たちのためにも、やはり町のためにも精一杯尽くしていくという姿勢も必要になってくると私は思います。

新町身延、平成16年9月13日合併し本年9月で8年。厳しい財政事情を抱え新しい町政運営の方策が切実に模索されつつあります。このような状況において従来のまちづくりの発想や手法を継承しつつ、また見直しながら新しい視点や問題意識が求められているところでもあります。

特に町民参加のまちづくりにおいては、行政と町民がともに支持し得るまちづくりのあり方が極めて重要になります。今から言うことはこれは私自身の人づくり戦略ということではちょっと言わせていただきますけれども、ふるさと身延を愛し、身延町民としての誇りと自覚を持ち、ふるさと身延やすらぎと活力溢れた開かれた町をつくる人材の育成。目指す人材像は各分野の課題に挑戦する多様な人材に共通して求められる比較力、情報収集力、行動に富み、常に先を見据える創造人間、チャレンジ精神が溢れる人材の育成を狙いとするとこのように思います。それ故に将来にわたって引き継いでいくべき誓い、町民憲章の果たすべき役割を明らかにすることは大きな意義があると私は考えております。

このあと同僚議員から他町からの通勤、住所を置きながら他町から通勤等について質問があると思いますけども、身延町民としての誇りと自覚を持つことの意義、これは大変に重要だと私は思います。

そこで質問をいたしますけども、新採用職員への町民憲章をどのタイミングで教育しているのか答弁をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

平成24年度の新任職員研修につきましてはすでに実施している研修もありますが、山梨県市町村職員研修所主催の新任階層研修を受講し年間で6回62時間の講習に参加をいたします。研修名につきましては期待される公務員、公務員の基礎知識、公務員倫理、文書の基礎、接遇の基礎、社会活動の6項目を受講いたします。

また町単独の研修として5月7日には日ごろ業務で活用する財務会計システム、文書管理システム、パソコンネットワークシステムについてそれぞれの担当職員が講師になり研修を行い、5月25日には各施設が行政にどのように関わっているのかを目的に町内の各施設等の視察研修を実施しております。現在、新採用職員は新任階層研修を重点的に受講しておりますので、住民サービス、定住促進にかかる研修につきましては新任階層研修終了後に予定されております能力開発研修の中で受講するよう指導していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

ちょっと私の質問にはあんまり答えていないようにも見えるけどちょっと時間がないので。私はやっぱり心からの人づくり、そういうものをしていただきたいなと思います。そういうところで、ぜひこれを頑張ってください身延町の町民であるということに誇りと自覚を持てるような教育づくりをぜひ推進していただきたいと。よろしくをお願いいたします。

次に移りますけども、人が育つには人を育てる人がいる。これなくして部下の成長は絶対あり得ないと思うところであります。また人を育てることこそ町民の期待に応えることであると思います。そこで質問いたします。リーダーの養成について特別な施策がありますか。答弁をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

リーダーの職務については、組織や職員の考え方を理解し、全体を捉えた仲間意識を持ち、協力・協働していく能力、組織を活性化するリーダーシップ力が求められていることから、リーダーの養成につきましては山梨県市町村職員研修所主催研修に重点をおきまして、さまざまな階層研修の中から職員が選択したリーダー階層研修を受講しております。その中でリーダーの役割と実践実施研修につきましては特にマネジメント（経営管理）、コミュニケーション（意思

の伝達)について演習を通し実践的に学び、受講内容につきましてはチーム目標を達成するために必要な仕事のマネジメント、チームを活性化するために必要なリーダーシップ、仕事を円滑に行うために必要なコミュニケーション、コミュニケーションの活用実践、組織の活性化および目標達成、リーダーのあるべき姿、事前研究等、個々で考えたりグループ討議をまとめた発表を行っております。

今後も課題に向かってチームワークに努め、リーダー一人ひとりの能力を引き出し、その能力が最大限に発揮できるようなシステムをつくり上げることを目標にリーダーの養成を行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長(望月秀哉君)

野島君。

○1番議員(野島俊博君)

あと3分よろしいですか。

ちょっとリーダーの日ごろから持っている6つの問題意識というものを私も考えてみたんですけども、それを言っていると時間がありませんので1つだけ言わせていただきますけども、今、特に私の専門はこれといったような自分好みの仕事に固執する態度は許されないと。一人二役の仕事をこなしていかななくてはならなくなった。

例えば町民の来庁時に担当者が留守あるいは病気中の場合、用が足りないなど窓口不満が生ずる場合もありますけども、一人二役が可能であれば窓口不満の意識は低減できてサービスの向上にもつながることが予想されます。また本人として仕事の幅が広がり仕事の味を知ることにもつながります。そしてさらには職員の有給取得向上にもつながってくると。そして心身のリフレッシュ、家庭サービスにもつながっていくことが考えられます。

今、自分がいなければ、私がいなければというようなことでは社会的信用は得られません。企業では誰がやっても同じ質の品ができる。またその他の組織においては業務遂行に支障を来さないよう部門をつくることはこれは当たり前の人材であります。そしてリーダーが組織目標達成のために人や仕事をうまく管理して真のリーダーとして周囲から尊敬の念を獲得するためにも夢と目標を持って人生に立ち向かっていただきたい。

以上これらのことを頭の中に制しておくべき基本的認識事項でこれはあると思いますけどもいかがでしょうか。そして町民の期待に応えていただくことをお願いいたしまして、ちょうど時間となりますので私の一般質問を終わります。

以上です。

○副議長(望月秀哉君)

以上で野島俊博君の一般質問を終結いたします。

次は通告の5番、草間天君です。

草間天君、登壇してください。

草間君。

○8番議員(草間天君)

光ブロードバンドについて、質問をさせていただきます。

災害などのときに多くの情報を通信するとき、また観光地としての下部温泉郷や身延山周辺は光ブロードバンドの施設が必要であります。山梨県下において光ブロードバンドの施設がな

いのは北杜市の一部、早川町、身延町であります。そこでNTTとの今までの経過をお伺いします。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

今年3月下旬に下部地区の有志の方々と商工会が光ブロードバンド回線の早期開通要請を株式会社NTT東日本山梨支社へ行うための署名活動を始めました。町はそのことを商工会から聞き、さらに商工会から町も一緒に活動を行ってほしいとの依頼がありました。そこで県内や町内の光ブロードバンドの状況を調べ、依頼のあった商工会と協議を行う中で下部、身延、中富地区のそれぞれの地域の状況に合った署名活動を行うことになりました。そして1カ月後の5月16日2,412名の署名を集めることができました。この活動に携わった町民の皆さまと署名をいただきました多くの皆さまに感謝申し上げます。

そして5月17日、町長みずから株式会社NTT東日本山梨支社を訪れ、町長と商工会会長名の要望書とともに2,412名の署名の提出を行ったところです。この活動の期間中NTTとは7回の情報交換や協議等を行ってまいりました。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

草間君。

○8番議員（草間天君）

今の政策室長の答弁は非常に分かりやすかったですけど、自分が今、その答弁は2番目の最近のNTTとの話し合いの答弁のように思われます。それでその前の段階のNTTとの交渉なり過程をお伺いしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

その前と申しますと、もしかしたら今年の3月下旬以前の話ということですか。この光ブロードバンドの関係につきましてはNTT東日本山梨支社の営業マンの方が身延町と関係がありまして月に一度くらい庁内を訪れることがあります。ただ、うちの担当者からは常に下山地区のADSLの問題、この光ブロードバンドの問題はぜひ町内に早期開通を要請してまいりました。ただ、いろんな今までのいきさつの中でちょっと町が消極的であったというような話をお聞きいたしました。そういうことを払拭し3月下旬から精力的にこのような活動をしてまいりました。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

草間君。

○8番議員（草間天君）

以前、町が消極的だったという話なんですけどそれは具体的にはどんなことなんでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

それは詳しくは私も状況を知り得ておりません。

○副議長（望月秀哉君）

草間君。

○8番議員（草間天君）

自分がよそからというか客観的に聞いた話によりますと、旧下部町のネットワーク下部に對することと事業が重なるのではないかという話もお伺いしまして、それで町が消極的だったのではないかということ聞いたことがあるんですけど、それはどうなのでしょう。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

そのようなことはないと思われま。

○副議長（望月秀哉君）

草間君。

○8番議員（草間天君）

旧下部町の37局地域ではNTTの光ブロードバンドが使用可能になっております。それで全部の町の、全体的にそれを広げていってもらいたいと思うんですけど、そのことに対して県の企画県民情報政策課とそのNTTにその光ブロードバンドのことについて県が働きかけてくれていると思います。町はその県の情報産業振興室との対応はどのようになされているのでしょうかお伺いします。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

今回の光ブロード回線の早期開通に関する要望活動には県の企画県民部情報政策課にも多大なご協力をいただいております。活動の期間中11回の情報交換や協議等を行ってまいりました。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

草間君。

○8番議員（草間天君）

大変ご苦労なされていると感謝しています。光ブロードバンドの施設が実現化する見通しになった場合の費用はどかが負担するのかお伺いします。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

もう1つ最近のNTTとの話し合いの結果もちょっとご報告させていただきたいと思ひます。株式会社NTT東日本山梨支社は当町から光ブロードバンド回線の早期開通に関する要望書を受け取ったあと本社との協議を重ねており、町の意向に沿うよう努力していただいているところ。

なお過日、株式会社NTT東日本山梨支社から町内すべての地域ではないものの本年度中に

利用が可能になる地域が生まれるかもしれませんとの一報が入っていることを申し添えます。

なお、この光ブロードバンドが実現した場合の費用の負担については株式会社NTT東日本が負担するものと理解しております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

草間君。

○8番議員（草間天君）

分かりました。それで今の質問は費用をどこが負担するのかお伺いしたんですけど、今それがなかったように思われますけどもそれはどこで負担なさるのでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

NTT東日本が負担するものと理解しております。

○副議長（望月秀哉君）

草間君。

○8番議員（草間天君）

NTTが負担するという事でNTTからの何か要望とかそういったことは何かあるのでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

もし光ブロードバンドが可能になった場合は多くの町民の皆さまがこの光ブロードバンドにご加入をしていただきたいと。もう1つはWi-Fiの関係で観光施策等に活用するために観光関係の皆さまを商工会の皆さん等に集めていただく中で、そのWi-Fiが利用できるような説明会を催していただきたいという要望は入っております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

草間君。

○8番議員（草間天君）

光ブロードバンドが身延町全域において一日も早く利用できるように県ならびにNTTに今以上に働きかけてもらうことを要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（望月秀哉君）

草間天君の一般質問は終結いたします。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は2時25分といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

○副議長（望月秀哉君）

それでは休憩前に引き続き、議事を進行いたします。

次は通告の6番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問を行います。

本日、新年度になってから初めての議会というか、なかなか景色が違うような気がしますけども女性が1人増えまして2人になりました。大変喜ばしいことだと思いますので今後ともぜひ女性の管理職の方を増やしていただければと思います。よろしくお願いします。

最初に夫婦で役場職員であるケースについて質問いたします。

平成19年の3月議会におきまして同僚議員が行財政改革についてという一般質問の中で職員の寡占化の傾向はないかという言い方で夫婦ともに役場職員であるケースについて質問いたしました。当時の依田町長は寡占化に歯止めをかけるため検討委員会等で論議していきたいと答弁しています。はじめ、この検討委員会等という表現が何を指すのか。また実際に検討委員会等でこの件が論議されたことがあるのか。それによって寡占化に歯止めがかかっているのか。現在夫婦で役場職員であるケースは何組あるのか、この4点について総務課長にお聞きします。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

平成16年9月の3町合併にあたり合併協議の時点でも職員の夫婦共働きについては、ずいぶん論議されたが最終的には結論を見出すことができなかったということは聞いております。

ご質問の中でこのことについて平成19年3月議会において同僚議員が一般質問し、当時の町長が答弁しているということですが、現在の課長等は平成20年度以降に管理職になった職員であり、当時の議会や課長会議には出席しておりませんので、その状況等は承知をしておりません。

平成19年3月議会の会議録を読みますと合併をした後にもこの問題は課長会議で話題となり、検討委員会を立ち上げて結論を出すということでありましたが、法的な問題をふまえると大変難しい問題でそれぞれの職員の倫理観で対処していくしかない旨が記されておりました。このことから1点目の検討委員会等の表現が何を指すかにつきましては、課長会議の組織がそのまま移行したものだと思っております。

次に2点目の検討委員会で、この件が議論されたことがあるかについては、先ほどお話ししましたように議論された経緯がございます。

3点目の寡占化に歯止めがかかっているかについては当時、一般質問されました議員さんの言う財力と権力を併せ持つことを寡占化という意味ではそのような認識は持ってありません。

4点目の現在、夫婦で役場職員であるケースは何組いるかについては、現在、夫婦共働き職員は12組おります。なお、12組のうちには合併後の平成16年9月から平成18年度までに結婚した3組が含まれるということを申し添えまして答弁とさせていただきます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

はじめに法的な問題でというふうに表示されましたけども、これは地方公務員法の条文にあるような、そういうふうなことで要するに職員がいろんなことで罷免されるようなときにはいろんな問題が起きてくる。公平委員会の条例等もございますけども、そういうふうな問題でということなんでしょうか。それともほかの別の法的な問題があってということなんでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えいたします。

法令とは憲法第14条の法の下での平等での不合理な差別をしてはならない。それから地方公務員法第13条の平等扱いの原則と考えております。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

いずれにしても役場の職員は非常にいろんな法律で守られているということは承知しております。そのために以前、私も怠業、サボタージュというか仕事が全然進まなくて困っているという町民からの苦情でそういう話をその人の上司に申し出たことがありますけども、取り合ってもらえなかったというか、そのまま放置されたというふうな状況もございました。

2番目というか数カ月前子どもが役場職員の試験に不合格であったという人から匿名の投書を私は受け取りました。その方の主張によりますとその職員の試験に落ちたという子どもの境遇から考えると夫婦で役場職員になっているという状況は著しく不公平であると。その主な理由としては経済的な問題で仮に年収が1人500万円ならば夫婦2人で1千万円になると。この不景気な時代には考えられないほど裕福であると感じられるというふうな考え方でした。

それから先日、行いました身延地区における町民と議員との懇談会の席上でもこの問題について町民から次のようなご意見が出されました。旧身延町におきましては合併以降も夫婦での勤務はできないという形で来ているが中富・下部地区では先ほど総務課長の話にもありましたけども合併以降も今までどおり夫婦での勤務がOKになっている。合併のときにきっぱりと夫婦での勤務はできないということにしておけばよかったと思うというものでした。またこれに続いて1人は辞めてもらってその分若い人を採用したほうが定住促進にもつながるという意見も出されました。

先ほど総務課長の答弁にもありましたように日本国憲法の第22条には何人も公共の福祉に反しない限り居住、移転および職員の選択の自由を有するとありまして、職業選択の自由が保障されていることはたしかでありますし、採用試験などで努力して得た地位でありますから、これは後ろ指を指される理由はまったくないと思います。しかし一般の町民からは先ほど申し上げましたように快く受け入れられていないということもまた事実であります。一般企業の場合は私も会社に勤めていたわけですけども、職場結婚などで夫婦になった場合、一方に辞めてもらうという企業もありますし、両方が勤めていても構わないけれども一方が管理職になったら片方のほうは辞めてもらうというような考え方もあるようです。当町ではどのような方針であるのか任命権者である町長にお聞きします。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

まず冒頭お話をしておきますが当町ではどういう方針であるかというようなことについては私も就任時、引き継ぎ事項の中にこの問題は一切含まれておりませんので、もうすでに話がついているものとかこういうふうに解釈しておりました。まず冒頭お話をしておきたいと思います。

それから町職員を採用するにあたって、本町ではご案内のとおり山梨県町村職員統一採用試験実施委員会に参加をさせていただいて、委員会において一・二次試験を経て町村職員として適任である者を採用している。このことはご案内のとおりでございます。また過去においても採用時に夫婦であるものを採用したことはございません。保健師や学芸員のような特別な資格を有する者以外は町内から採用しております。採用後、同じ職場に勤務しているものが夫婦になったからといって町が強制的に退職させることは法の下でできるものではなく、仮に退職するならば職員の自主的な判断に委ねるしかないと考えております。

夫婦共働きによる職場の寡占化を懸念されていますが、あくまでも町の職員としての資質の問題であって寡占化という概念は持っておりません。

なお、県職員では夫婦になった時点で、退職をお願いしていることはございません。教職員については、だいたい前には夫婦の片方が管理職になった時点で片方が退職する。このことは聞いたことがございますけれども、現在はそのような考えはなく、夫婦で校長、教頭職にある者もいることを申し添え答弁とさせていただきます。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

12組の夫婦で役場職員になっている方がいらっしゃるというのちょっと驚きだったんですが、先ほど旧身延町では夫婦での勤務はできないという、これは当然不文律というか法律的な問題とか条例とかというものではなくて、要するにそういうふうにしてもらいたいということできているんだと。中富、下部地区ではそういうものがなくて今までどおりでOKだというふうになっていると解釈しているわけですが、これは本当に職員として公平な立場で仕事をしているわけですから、特にどちらか辞めてもらうとか、あるいは2人のどちらかが管理職になったときにどうのこうのというのは問題にならないかも分かりませんが、一方が管理職になった場合、いろんな重要事項を会社の場合には当然そういう人事の問題ですとか、触れてはならないような問題が発生したときに片方が管理職である場合は非常にそういう情報が漏れやすいということもありまして、おそらくそんなことで片方に辞めてもらうというふうな不文律があったのではないかなというふうに考えますけども、それはまさに自由な立場で皆さんお仕事していらっしゃるわけですから、ここで私がどうこう申し上げる筋合いのものではないというふうに考えて次の質問にまいります。

他の市町村に住んでいる役場職員の処遇について質問いたします。

これも以前、懇談会で町民から質問されたことなんですけども他の市町村に住んでいる町の職員をどう考えるのかというものでございます。町の職員が町に在住しているのは当然である。あるいは町に在住している人間を職員として採用するのは当然である。先ほど町長の答弁の中にもそういうふうなお答えがありましたけども、そういうふうに考えていました。ですからこう

いう話を聞いたときにそんな人があるのかなというふうに逆にびっくりしたわけですけども、その町民の方のお話の中で町から、町民から給料をもらっている人間が他の市や町に住民税を支払っていること、それっておかしいんじゃないかという素朴な疑問だと思うんです。もちろん先ほど申しあげましたように、公共の福祉に反しない限り何人もその居住移転の自由を有するという事は日本国憲法で定められている、認められているわけですから法的にはまったく問題はないというふうに思うんですけども、町民感覚としてはやはりおかしいと感じられるんじゃないかと思います。ということでお聞きしますけども現在、町外から通勤している職員は何人いらっしゃるでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

町外から通勤している職員の実数は30名であります。内訳は男性職員が15名で町外に持ち家がある職員が7名、結婚により夫婦がそれぞれの職場に通勤するために職場の中間に借家している職員が7名、その他1名であります。女性職員は15名で保健師1名と学芸員1名は町外から採用された職員であり、残り13名は結婚により他の市町村に嫁いだ職員であります。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

またまたちょっとびっくりな、30名もいらっしゃるということは非常に驚きだったんですけども、今、理由をお聞きすると町外に持ち家があるとかそういうことで離れるわけにはいかないのかなというふうな感じで受け取りました。それもちょっと驚きなんですけど、最近仕入れた情報によりますと、町外に住んでいる町の職員の中にはその住所は身延町内に置きながら他の市町村に住んでそこから通勤している職員がいるという話がありましたけども、これは本当のことなのか。よそに住んでいても住民税を身延町に納めているんだから問題ないだろうというような理屈だろうと思いますけども、まずこういう職員が実在するのかどうか、そのへんについて総務課長にお聞きします。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

本町に住所を置き町外から通勤している職員数は7名おります。それぞれ家庭の事情等により致し方ないと考えておりますが、なるべく町内に戻るようお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

もちろんこういう状態が法的に問題がないという前提でお聞きしているわけですけども今、

総務課長のほうからもお話がありましたように、できるだけ町内に居住するようにということで指導されているようです。今回、先ほど同僚議員の質問にもありましたように身延のコマです。ね、身延ショッピングセンターの跡地に分譲地をつくってということがありますので、できるだけこういう、特に役場職員のように町に本当に住んでもらいたい人たちに優先的に斡旋して、ぜひそういうふうな方を増やしていただきたい。そういうことによって町も活性化するし、非常に町民の疑問になることもなくなるというふうに考えますので、そういうふうに進めていただきたいと思っておりますけれども、そういう考え方に関して総務課長いかがでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

先ほどから説明を申し上げますように、それぞれの家庭の事情等により致し方ないと考えておりますが、平成20年度からは山梨県町村職員統一採用試験の案内の受験資格として身延町内在住者または採用後身延町に在住できる者を条件として二次試験の面談による口述試験においてもこのことを確認いたしております。またこの3年の間に町外に居住していた4世帯で5名の職員が町内に戻ってきた経緯もあります。今後も職員には可能な限り町内に居住するよう促してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

ぜひ、そういう方針で進んでいただきたいと思っております。

次に5月20日に竣工式を迎えました下部地区公民館について質問いたします。

地盤の問題があったり、それに伴う建物の設計変更等の問題がありましたけれども無事に竣工式も終わりました地域の中核施設として利用できるようになったことは大変喜びにたえません。生涯学習課をいつ移転するのかという問題についてはちょっといろんな微妙な問題が含まれているということですので、これは取り下げることといたしたいと思っておりますけれども、議長ご承認いただけますか。

○副議長（望月秀哉君）

結構です。

○4番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございます。

次に下部地区公民館の中に学童保育の専用室があります。私が見学に行った5月末の時点ではいまだにまだ使われていないということでした。現在、下部地区の学童保育は下部保健センターの2階で行われているわけですが、指導員とか生涯学習課の課長等によりましていくつかの設備的な問題等があって、いまだにまだ使われていないということでした。どんな問題があったのか。あるいは今後それをどのように改善していくのかにつきまして新任の子育て支援課長にお聞きします。

○副議長（望月秀哉君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

下部地区公民館は5月20日に竣工式が行われ、現在、学童保育場所の移転準備を進めております。備品の搬入作業や備品の配置等、児童が放課後過ごしやすいように環境づくりをしておりますので現在、移転が遅れています。下部地区公民館において学童保育を行うということに對しましては特に問題はございません。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

問題があるわけではないということでしたので非常に安心いたしました。ところでこれはいつごろ開始されるのか、それが分かりましたらお答えください。

○副議長（望月秀哉君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

準備が整い次第、引っ越しをする予定になっています。日までの設定は特にしていません。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

本町の学童保育ということ自体は皆さんよくご存じだと思うんですけども、非常に古い制度らしいですね。もちろん小学校の学区別にこういうことの受け入れを行っていると思うんですけども地区別の施設名、それから今年度の受け入れ児童数および担当する指導員の数をお聞きします。

○副議長（望月秀哉君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

地区別の施設名ですが、正式な名前は身延町学童保育、例えば下部地区でありましたら下部保健福祉センターという名前で登録をしてありますが、今日は一般的な名前、通称、使っている施設の名前でお答えさせていただきます。

まず下部地区には下部学童保育教室、中富地区には西嶋学童保育教室と原学童保育教室があります。身延地区には身延学童保育教室と豊岡学童保育教室の5カ所があります。

今年度の受け入れ児童ですが下部学童保育教室は24名、西嶋学童保育教室は24名、原学童保育教室が26名、身延学童保育教室は77名、豊岡学童保育教室が29名、計180人の登録児童がおります。その中には夏休み等、長期休業や家庭が留守でないときだけの学童もその人数には入っております。それから指導員の数ですが身延学童保育が3名、その他の学童保育が2名の指導員が常時指導しております。任用は身延町全体で25名の指導員の任命をしております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

たしか身延には児童館というのがあると思うんですけど、この児童館は使っているんですか。

○副議長（望月秀哉君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

身延学童保育の児童が児童館へ行って交流をしたりとかそういうことはしています。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

私たちが子どものころにはガキ大将がいて毎日グループで野山を駆けまわって遊んだものですが、現在はそういう環境ではないということで子育て世代の保護者には大変ありがたい施設であると考えます。今後ますます充実させてほしいと考えますけども、せっかくの機会ですので担当課として本町の学童保育に求めるもの、あるいは施設設備については改善・検討があるかどうかお聞きします。

○副議長（望月秀哉君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村京子君）

学童保育に求めるものですが、特に求めるというか女性の社会進出や核家族の進行に伴いまして、今後さらに学童保育教室の必要性が高まってくると思います。その中で地域や学校や家庭が一体となって児童の安全を確保し、また保護者の皆さまにおいては学童保育の目的というものを再認識していただき、指導員と連携を密にしてこれからも放課後の生活を守っていけるように充実していけたらと思っております。

また設備等の改善点ですが、5つありますので、いろいろな施設があります。そこで改善する点等も多くありますが、子どもに危険を及ぼすような施設は改善していきたいと思っております。全部が満足していけるような施設というのは難しいかと思っています。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

就任早々でこんな質問をさせていただいてちょっと大変だったかなと思いますけども、今後も学童保育を充実させていただけるように希望して次の質問に移ります。

最後に身延町地域防災計画について質問したいと思います。

この下部地区で行われました町民と議員との懇談会の席上で出された話をヒントに質問したいと思います。

今年3月28日に差し替えられた通称、赤本といわれるこの身延町地域防災計画は内容を見ますと昨年12月1日現在というふうに書かれております。以前、飯富南ブロックの避難所になっている原体育館については危険な建物のため避難所から外すことになっているというふうに聞いたように思いますけども、依然としてこのまま避難所として掲載されております。また市之瀬にある下部地区町民体育館というのは、これによりますと市之瀬、北川、長塩を除く一色、和平、清沢、岩欠、杉山、大炊平、上之平の住民の避難所ということになっております。

以前、私の同級生の上之平の女性からあんな遠くまでどういうふうにしていけばいいのと聞かれました。明るい時間帯のなんでもないときに移動するのも年寄りには大変なのに、大雨が降っていたり、途中の道路がどんなふうになっているのかも分からないような状況を見ると、どう考えても無理だと思うけど、どういう基準で設定されているのか分からないという素朴な疑問が出されました。同じことが清沢、岩欠、杉山、大炊平というふうな地域の住民にも言えることだと思いますけども、もちろん居住地、災害の状況等を熟慮した上で設定されていると思いますけども、この避難所の設定基準についてお聞きしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

身延町地域防災計画において災害時に被災者の避難場所をあらかじめ選定しておくものと定められており、避難場所の選定にあたって避難地については災害に対し、安全な公園広場などをあて、避難所については災害に対し安全な施設であることはもとより給食施設を有するもの、または比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するように考慮するものとされております。

このようなことを踏まえ身延町地域防災計画では避難所を37カ所指定し避難地を75カ所指定してあります。しかし一部の避難所には裏山が急峻な場所にある避難所や、また現行の耐震基準に基づかない避難所、そして避難者を収容しきれない避難所も想定されております。

現状では地区住民の方々が避難できる公共施設等が地域によっては限られている場合が大半で、仮に避難所を変えざるを得ない場合にも代替施設を選定するにあたり非常に困難を要する状況にあります。

今後も施設の状況等の変化により避難所の選定にあたっては、地域の皆さまのご意見等をお聞きする中で選定を行ってまいりたいと考えております。

なお、ご指摘の原体育館につきましては解体されるため、避難所を飯富ふれあいセンターに変更することで飯富地区の区と調整が整っております。

以上でございます。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

本当に非常に重要な施設ですのでお聞きしているわけですが、この避難所のこういう表ですね。避難施設医療機関等関係というので避難場所一覧、避難所が37カ所、総務課長がおっしゃるように37カ所がここに掲載されているわけですが、今回質問するにあたりまして、1世帯あたりの面積がどのくらいなのかということちょっと計算してみましたところ、この一番広いところは中富青少年自然の里、ここは計算上は1世帯あたりが290平方メートルということになっております。一番狭いところはどこかということで、ここをちょっと私、間違えたんですけども、八木沢、帯金地区の帯金多目的集会場が3.0平方メートルですので、ここかなと思ったら、その下に下大島多目的集会場というのがありまして2.5平方メートルということで、ここが最小ですね。ということで1桁の場所、19カ所が10平方メートル以下というふうになっています。1世帯あたりですね。避難生活というのは当然、世帯別に行われることが予想されますのでここに世帯数を書いてあるのではないかと思いますけども、1世帯

あたり3.3平方メートルにも満たない、1坪にも満たないような場所で何日暮らせるのかなというふうな疑問がありまして、もちろん全員がここへ行くわけではないでしょうけども、そういうことをちょっと基本的な部分を考えますとかなり厳しいかなというふうに思います。

下部地区の懇談会で出席した方の話によりますと昨年の台風災害のときに下部ホテルに避難させてもらったという経験を述べた人がいました。このへんの中にも身延山久遠寺が清住町、東谷、西谷の避難所として掲載されています。旅館、ホテル、寺院、神社などの民間施設を提供してもらうことも考慮して、今後その避難所の見直しを行うということはいかがかと思いましてお聞きします。民間施設への避難所提供依頼について町長どのようにお考えかお聞きします。

○副議長（望月秀哉君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、先ほどの質問の避難所の制定等に問題はないかとの関連があるように思いますので、総務課長から回答をいただきます。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

今、芦澤議員が申されましたように現在37カ所ある避難所のうちで民間施設としましては身延山久遠寺を避難所に指定させていただいております。また平成18年10月1日には身延町長と社会福祉法人興邦会、しもべ荘理事長とにおいて地震その他の災害の発生により身延町内および興邦会の施設で被害が生じた場合において相互の災害救援対応を円滑にすることを目的とする災害時の協力に関する協定を締結しております。

災害時の協力の内容としましては、町は施設利用者の受け入れ先の確保、興邦会は要援護者等への国内外における避難場所の提供等であります。

昨年の9月には台風12号と台風15号が本町に最も接近し、特に台風15号においては時間最大雨量が52.5ミリという豪雨により4地区に避難勧告を発令し1地区に避難指示を発令した経緯があり、避難所の選定を含め重要性を痛感したところでもあります。最近、全国的にはホテルや旅館、遊戯施設など民間施設が災害時の避難所として都市部では検討がなされているように聞いております。本町におきましても指定避難場所が被災し避難所として使用できなくなった場合や、帰宅困難者や、本町を訪れた観光客等のさまざまな状況を想定する中で、今後民間施設を災害時の協力に関する協定等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

非常に前向きな答弁をいただきました。今後ますますこういうことが必要になってくると思います。いつ起きるか分からないといわれております東海・東南海・南海の連動大地震ですね。それから今、総務課長の話にもありましたように台風とか局地的な豪雨によりまして一日も早いそういう準備が必要になってきていると思います。これまでも何人かの同僚議員がお尋ね

しているわけですが、あまりにも対応が遅いのではないかとこのように考えます。もちろん国や県の防災計画を待つ必要もあるのかも分かりませんが、町は町であらかじめ対策を考えておかなければならないと思います。

身延町地域防災計画の全面改正が急がれているわけですが、これは最速でいつごろになる予定なのか。それから当然、これは先ほどちょっと話が、ほかの話でも出ましたが、町内の横断的な話し合いで多くの課長、室長等が参加して行ったほうがいいのではないかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

本町では平成18年3月に身延町地域防災計画を発行し、これまで平成19年、平成20年、平成22年と3回の見直しを行ってきました。見直しの経緯としましては山梨県地域防災計画が平成19年1月に改定され、さらに同年4月に町の行政組織の変更に伴い18年3月発行の身延町地域防災計画を大きく見直しをいたしました。

平成24年4月23日付けで県から山梨県地域防災計画の平成23年12月版本編および平成23年6月版資料編、それぞれの修正内容がようやく市町村に示されましたので本町独自に網羅すべき事項なども十分検討し、山梨県地域防災計画との整合性を図る中で本年中に全面的な見直しの予定であります。ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

本当に一刻を争うような話ではないかなと思っていますので、ぜひそのへんは早めの対応をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（望月秀哉君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

なお先ほど皆さん、メモをしていただいたと思いますけども、この通告書の6番、芦澤健拓君の項目の中で3つある丸の2つ目、身延中央公民館兼下部町公民館の現状はというところの生涯学習課はいつ移転するのかという部分については、先ほどお聞きのとおりご本人が取り下げましたのでそこを抹消しておいてください。

次は通告の7番、川口福三君です。

川口福三君、登壇してください。

川口君。

○9番議員（川口福三君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず第1点目の農業政策全般についてという質問ですが、町内を見渡すとところ荒廃農地、いわゆるイノシシも潜り込めないような農地が見受けられる。これも高齢化と同時に後継者不足や鳥獣害の被害により農家の、いわゆる農業に対する意欲を失い耕作放棄地が原野化するなど

農地への復元が困難な状況にあるのが町内の農地ではないかと。

平成21年の農水省の調査によりますと山梨県全体での耕作放棄地が7,059ヘクタール、この県全体の33.4%の耕作放棄地を有する身延町。身延町で2,364ヘクタールと、ほかの市町村に比べて県下で一番、耕作放棄地が多いと。2番目が北杜市の863ヘクタール。次に韮崎が508ヘクタールというような調査結果が報告されております。

身延町の放棄地のうち復元が困難である、いわゆる不可能であるというような放棄地、これが2,221ヘクタールと町全体の94%が復元が困難であるというような調査結果が報告されておりますが、こうした耕作放棄地の今後の対策について町長はどのようなお考えでられるかお伺いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

先ほど川口議員さんがおっしゃられた数字と私がつかんでいる数字が若干違います。それで答弁させていただきます。

農林水産省は平成20年度にはじめて耕作放棄地の全国実態調査を実施しました。状況ごとに草刈りや整地で耕作可能になる土地を緑、大規模な基盤整備を行うことで再生可能な土地を黄、農業利用が著しく困難な土地を赤に区分しました。県内の耕作放棄地、緑、黄、赤に区分した合計が7,353ヘクタールであります。耕作放棄地の市町村別で最多だったのは本町の1,804ヘクタールで県全体の4分の1を占めています。そのうち1,660ヘクタールが赤区分の農地回復が見込めない土地です。戦前までの山あいの集落で農業が行われていたことから、かつての山間部の畑が山林、原野化しているためと、高齢化が進み農家の担い手が減少し、耕作放棄地の拡大につながっていることが主な原因であります。自然的条件によるものなので農地転用の概念も薄く、また地目の変更の必要性もなく現在に至っている状況でございます。

農地として復旧できる放棄地と、森林資源として活用を探る放棄地に分けて両面で耕作放棄地を減少させたいと考えており、現在、農用地利用計画の全部見直し作業を行っているところであります。

赤区分の地目変更の方法としては として赤に該当すると考えられた土地について、その土地が農地にあたるのか、非農地にあたるのかの判断は農業委員会複数のものにより農地非農地判断基準により処理することになります。農業委員会は非農地証明願があった土地について非農地と判断した場合、総会の議決を経て所有者にその旨を通知し所有者は地目変更の登記申請をすることができます。

として地籍調査における非農地の認定であります。地籍調査の結果、登記簿上、農地である土地の地目調査結果に対して非農地証明願と同じく農業委員会の総会の議決を経て認定し法務局で地目変更がなされます。耕作放棄地のうち緑に判定された農地については農業従事者の高齢者、後継者不足、担い手の確保など農業を取り巻く環境が一層厳しさを増している状況であります。農事組合法人などによる積極的な農業参加が行われ、県の耕作放棄地再生利用交付金の支援を受けながら曙大豆の栽培、タケノコ畑として再生に取り組んでいるところであります。町は新たな担い手に対して可能な限り支援を行い産業振興に努めていく考えであります。

耕作放棄地削減の取り組みとして14集落との間で中山間地域直接支払制度を取り入れ、急峻な耕作地において5年以上農業生産活動を続けることを約束し集落と協定を結んだ農業者の方々に対して補助金を交付しています。また地域共同による農地、農業用水路等の資源の保全管理に取り組み活動を行う10集落と協定書を結び農地・水保全管理支払交付金により支援をしています。

農業委員会は農地貸借意向調査を平成23年、24年度の2カ年で実施し農地の実態や営農状況、今後の農地に対する意向などを把握するために町内に農地を所有する人を対象に調査を実施し、農地の貸借に対して有効活用を図ることにしています。耕作放棄地解消には農業基盤整備の充実も重要と考えています。

平成22年度から5年間、身延北部地区を対象にした県営中山間地域総合整備事業が導入され、農業用排水路、農道、獣害対策防止柵等の整備が行われているところであります。町の事業では県の耕作放棄地等再生整備支援事業補助金を受け農業用排水路、農道などの整備工事、鳥獣害防除事業補助金を受けての鳥獣害防除施設設置者に対して資機材への補助金の交付を行っているところです。

以上の施策により耕作放棄地削減への取り組みを行っているところであります。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

今、産業課長から答弁をいただきましたが、今、町内で実際に耕作面積、いわゆる行政でもって把握している面積はどのくらいになりますか。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

平成23年度末の身延町農用地利用計画に対する、要するに青地といわれている農業振興地域が689ヘクタール、それ以外の白地が294ヘクタールで合わせて983ヘクタールです。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

今、この実質的な耕作地と、いわゆる耕作放棄地、再生は不可能だというような地域に対して、今後町としてのいわゆる指導、また行政としての考えはどのような考えでおられるのか。先ほどのいわゆる、この23年度に農水省で出されました耕作放棄地の再生利用対策の概要が出ておりますが、もちろんこの概要書を見ると再生作業においては2分の1の補助だというような補助金も出ているわけですが、町独自としてこの放棄地の削減にどのような形で、今後いわゆる個々に地域を定めてやるのか、それとも全体的に取り組んでいかれるのかそのへんの考えを伺います。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えが重複するかと思われますけど、すでに耕作不可能な農地というものが、本町で1,660ヘクタールですから大部分を占めているわけです。これを今、地目が畑であるものを山林に変えるということになりますと先ほど言った、まず1の方法としては本人が非農地証明願を農業委員会に出されて農業委員はその現地確認をして非農地であるということを農業委員会総会で議決後に本人が登記申請で地目変更という格好になろうかと思えます。

あと1つの方法としては今、行われています地籍調査の結果、もうここは非農地であるということの調査結果が出ましたら、それを農業委員会は総会の議決を経て認定し法務局で地目変更ができる。この2つの方法しか今のところございません。

あと町独自としての耕作放棄地の削減ということは先ほどから申し上げたとおりソフト事業でいきますと、中山間地域の直接支払制度で農地を管理していただいて、そこへ補助金を出すとか、あとは農地・水保全管理活動を通して、そこへ補助金を交付して農地の保全管理に努めていただくということをやっております。また基盤整備では県営の中山間総合整備事業などを使っての整備、あとは町営でいきますと県単の補助金をもらっての施策でございます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

課長、先ほどその答弁をいただいたんですよ。中山間事業や、いわゆるその事業としてできるところはいわゆる再生可能な土地なんです。私の言っているのはいわゆる再生が困難なんだと。もうそうしたところを行政として、今後どう取り組んでいくかということを質問しているんです。分かりますか。ですから、いわゆる町にしても観光施策をはじめいろいろな面でもって行政の運営でもって計画されておるわけですが、当然、中部横断道が完成し観光客がいらっしゃる。先ほども300号の改修でもって観光客がおいでになる。いわゆるこの身延町は山と川この自然なんです。これが町の財産なんです。この財産を来たお客さんにどう見ていただくか。これはやはりいわゆる行政の運営、ましては産業課として荒れ果てた土地を、その中山間だけ開発利用できるような施策が講じられればいいんですが、すでにもう再生不可能だということ、いわゆる里山の整備事業とかそういった形でもって全町的に進めることは当然不可能です。ですから先ほども申し上げたように地区を定めて年度を定めて計画を持つのか、持たないのかということをお聞きしているんです。ですから中山間でできるところはこれはもう見れば分かるし、計画を持たれるでしょう。だけどそのことよりも本当に復元不可能だという地域の農地を今後町としてただ、今おっしゃるように農家の所有者がやれと言われてもなかなかやらないわけです。そこを行政がどういう指導をしていかれるのかということをお伺いしているんです。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

地区を区切った耕作放棄地の計画的な取り組みということですが、先ほど川口議員がおっしゃられたようなことは今のところ持っていません。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

今、その計画は持っておらないようですが、やはりこうした問題は今、考えてみるとこれだけ、その放棄地が多いということはわれわれが子どものころ、終戦後に野山の木を切って開拓をした。その農地までも含まれて、こういった数字になっていると思うんです。ですから、今、行政でもって耕作放棄地がとにかく689ヘクタールというような小さい数字になっていますが、それは分かります。ただもこの台帳面、いわゆるこの数字で出てくると良い結果が県下で何番目ならいいけども、発表されたワーストワンが身延町だったと。これは今後の、先ほども申し上げましたように観光一つにしてもいい材料にならないと。これはやはり今後こうした放棄地の問題は里山事業整備事業等を考える中でぜひともなんとか進めていただきたいなと、こう願うわけです。

次に移ります。農産物の補助金制度についてお伺いいたしますが、今、産業課で把握しておられる身延町内で農産物として生産されている品目どんなものがあるか、ちょっとお伺いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えです。

農作物の品目は野菜一般でありますけど、今、推奨されているのは曙大豆あとは水稻、麦、そば等でございます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

今4、5種類の農産物が挙げられましたが、この農産物においてよその町ではいわゆる作付け補助金、麦を1反歩蒔いたらいくらだよという形で農家に一応、放棄地にならないような形でもって多少なりとも補助金を出して農作物を作らせていただいているというような話も聞きました。先ほどの耕作放棄地と同時にやはり農家にとっては今現在、本当に何を作ってもサルにやられた、イノシシにやられたというような被害の状況は受けるんですが、本当に作ってよかったなという作物がなかなか見当たらない。私も実際子どものころ百姓の手伝いをしてその経験がありますから、議員にならせていただいてからよその土地を借り受けている作ってみました。何が目的かという、やはりサルやイノシシにやられない農作物はなんだろうなということで今、盛んにいろいろな作物を作っています。

そういった形で結局、町内の農業振興の上においても、行政の上でなんか奨励と同時に品種の選定を先に立ってすることも行政としての仕事ではないかなと思うわけです。ただ曙大豆が身延町のブランド品として味噌やほかのものに加工されている。もちろん、よそへも曙大豆として出荷されている。それも非常に結構です。ただそれだけに頼ることなく、やはりほかの商品もあるわけですよ。実際、私が作ってみてもサルにもイノシシにもやられない農作物もあ

ります。だからそういう指導を行政として、すべてこういう話をしますとＪＡふじかわさんへ、農協へこう言うんです。そうではないんですよ。いわゆる行政というのは何か。自分が体験している。それをもってはじめて町民の指導もでき人に伝えることもできるわけです。

ところが今現在どっちかという、いわゆるなんにしても計画して実行するのは丸投げです。言ってみれば、極端に言うと、やはりそこへ、では実際に休みの日でもなんでも飛び込んでいて自分が体験してこそはじめて、これからの事業が前へ進むか後戻りするか。町として補助金を出すからにはそれなりの、もっと振興するような施策を講じるのが皆さんの仕事だと言うのは思うんです。

いわゆる農業問題はばかりではなくて、すべての問題がそうした形でもって言えると思うんです。ですからこの補助金について、今後、多少なりともそういうお考えはあるかどうか、ちょっと伺います。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

町内の農産物出荷に対する奨励制度は大豆出荷奨励金があります。毎年１千キログラム前後の大豆が町内で生産され、ゆば製造者、道の駅しもべ、ＪＡ各支店に出荷され、出荷した農業者に対し１キログラム当たり１００円の奨励金を交付しています。特に大豆の中でも曙大豆は従前からブランド化された商品であり、また頻りにマスメディア等で放送・報道されたこともあり需要に供給が間に合わない状況となっております。増産できない理由として高齢化による農業従事者の減少と鳥獣被害による収量の減が一因と考えられます。枝豆についても好評を得ている状況であり需要も増えています。枝豆の栽培について消毒量の制限による病虫害駆除・摘み取りおよび袋詰め等の手間がかかることから今年より１キログラム当たり１００円の奨励金を交付することにしました。

国の制度として平成２２年度より農業者戸別所得補償制度が実施されています。この制度の目的は販売価格が生産費を常に下回っている作物を対象にその差額を交付することにより農業経営の安定と国内生産力の確保を図り食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持します。対象作物は米、麦、大豆、そば、菜種などで、交付対象者は対象作物の生産数量を目標に従って販売目的で生産する販売農家、集落営農者です。町では戸別所得補償制度の指導と事務処理に取り組んでいます。今、大豆の出荷奨励金のほかに考えはあるかということですが、今のところ町としては奨励金を出す考えは持っておりません。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○９番議員（川口福三君）

奨励金は計画がないけども、作物の町として、いわゆるこの作物をとって勧めようというなんか作物の選定の考えはありますか。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

今、曙大豆の産地フェアとかいろいろ曙大豆を使った、まちづくり的なことが盛んに行われております。今は曙大豆の奨励金以外は考えておりません。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

曙大豆以外には奨励金は考えていないというお話ですが、この中山間地域の総合整備計画ですね。身延の北部地区の鳥獣害のいわゆる防護柵、今までに8地区設けられて設置されております。この8地区内において今言う曙大豆・曙大豆と盛んに言いますが、この8地区内でいわゆる曙大豆の耕作はどのくらいの面積でもって作付けされているのかそのへん分かりましたら。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

今行っている身延北部の中山間事業の中の耕作地の面積把握というものはしておりません。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

これはもちろん産業課からいただいた資料なんですけど、いわゆる8地区において結局、総額で3億4,886万円という総工費がかかっているわけですね。このうちの、いわゆる町でもって負担している、出しているのが17.5%の地域が6地区、それが4,414万2千円。それからあとの2地区においては1,389万6千円。合わせて5,803万8千円という、いわゆる町の財源も使われて、この8地区の防護柵が設置されたと。

今後この計画これを北部地区でもって、この8地区実施したんですが、今後この計画がまだほかにも計画がされておるかどうか、伺います。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

ただいまの中山間の総合整備事業、身延北部の8地区といったのは鳥獣害の防護柵を設置した箇所ということで8地区ということで紹介させていただきますけど、23年度に下田原、八日市場、手打沢、矢細工、竹之島、古関、清沢芦原山口、大塩の8地区ということになります。平成24年度につきましては、今のところ計画に入っている地区へ、説明会にうかがっているところは大炊平、岩欠、宮の平、市之瀬、長塩、釜額、道、切房木、以上のところは説明会が済んでおります。今後について地元がこの事業にのるか、のらないかということ踏まえて今後のことでございます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

たしかこの地域においては、この柵をしたことによって直接的な被害はないと思います。ただ、あの柵は道路をふさぐことはできない、水路をふさぐことができない。ですからサルやイノシシですからどこから夜入ってくるか分からないと。そういうような状況の中で曙大豆をはじめ、ほかの作物も作付けされているんですが、結局あれだけの施設をしてせっかく作った大豆がやられたというようなケースも今後考えられると思うんですね。だからこの場合、やはりそれは大きな柵をしたからいいやというような考えではなくて、個々の意欲によってはやはりもう少し行政としてのでこ入れというか安心して作物が作れるような施策、安心して作れるような作物の選定、それを今後ぜひともお願いしたいとこのように考えております。

それでは次の地産地消の取り組みについてということで伺います。

現在、町内の農家等において生産されておられる農産物、先ほども盛んに話が出ております曙大豆をはじめ多くの農産物があるわけですが、これは町内でどのような形でもって消費されているか。産業課もしくは政策室等で分かりましたらお願いしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

地産地消とは地元で生産されたものを地元で消費するという意味でいわれています。近年消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取り組みが進む中、消費者と生産者を結びつける地産地消への期待が高まっています。町は消費者が生産者の顔が見え話ができる関係で地域の農産物を購入することで、農地の活性化に寄与するものと考えています。

地産地消の主な種別は直売所や量販店での地場農産物の販売、学校給食の食材、観光資源としての活用、特産加工品などが挙げられます。直売所関係ではみのぶゆばの里・とよおか、道の駅しもべ、大島農林産物直売所、富士川クラフトパーク、JA中富直売所などにより特産品の加工販売、農産物の販売が行われています。農事組合法人関係では下部特産物食品加工組合では小梅、きゃらぶき、味噌、緑茶等の加工販売を行っています。手打沢組合ではタケノコの1つである淡竹の収穫体験、水煮の真空パック、ニンニク、水稻、曙大豆の栽培に取り組み、淡竹については町内の直売所で販売を行っております。

結いの里しもべでは、山梨企業の農園づくりの受け入れ組織となり、結いの里が手掛けた耕作放棄地の再生圃場を提供し、企業が行う米づくり、さつまいも、落花生づくりの収穫までの圃場管理を行っております。ジャガイモを栽培しジャガイモの収穫体験まつりや曙大豆、切干芋、煎り落花生の栽培と加工販売を行っております。株式会社川口建設では農業への参入を手掛け耕作放棄地の再生を行い曙大豆、水稻の栽培と販売を行っております。株式会社レクラみのぶでは相又地区の遊休農地を利用して、個人グループまたは団体を対象に農地を貸し出して安心・安全な野菜作りと地域との交流を行う体験型農業を行っております。遊休農地を利用して曙大豆、水稻栽培と販売を行い、枝豆の収穫まつりを独自で実施しております。

収穫イベントとして町の特産である曙大豆をより一層宣伝し、地産地消の拡大と身延ブランドを図ることを目的として2つのイベントが開催されています。1つはJAふじかわが主催する曙大豆の枝豆オーナー制引き渡し式で昨年で11回を数え80区画の圃場に県内外のお客さ

ま約250名が収穫を行いました。

2つ目は10月の土曜、日曜、祝日を開催日として7日間、曙大豆の産地フェア、枝豆収穫体験が行われました。22年度までは商工会主催の1会場で行われましたが23年度からは商工会を中心に町内の農事組合法人、建設会社等が新たに参画し、それぞれ5団体6会場で開催し県内外のお客さま約2,800名が体験をしました。評判がよいことから年々参加者も増えていることから曙大豆のブランド化にはよい傾向に向かっているものと思われます。

学校給食では町内で生産された曙大豆、枝豆、サツマイモ、タマゴ、シイタケ、ゆばなどの限られた食材を使用しています。自給農家がほとんどで野菜の販売等が出回らないため給食の食材として使えないということを知っています。町では特産品を生かした地産地消への推進と耕作放棄地の解消につながるよう農事組合法人等の農業経営などへの支援に努めているところであります。

今後は特産品の品質の向上と統一した商品化に向けての研修会、講習会の開催を県の指導をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

今、説明をいただいたんですが結局、私の言いたいのはやはりそうした、本当に型へはめた形ではなくて商工会でも12、13の食堂がグループになってどんぶり街道なんていう、いわゆる事業を始めました。やはりそうした取り組みがこうした地産地消につながるんじゃないかと。かつて私もちょっとある講演で話を聞きましたら、ある温泉地でその温泉地の農家であっても、いわゆる一般の人であっても温泉へ従事しない人は3割ですよというような話も聞きました。ですからそれは本当に有名な温泉地ですが、この身延町においてもそうした取り組みも必要だと思うんです。いわゆるお任せではなくてグループになって、こうした地産地消にしてもなんの事業にしても進めるということが必要だろうと思うわけです。ですから昔から一次産業、二次産業なんていいますが最近は農業も六次産業だという時代になっております。ぜひともこの取り組みはそうしたグループ的な活動の中で、できるだけ地域、地産地消が実現できますように努力していただきたいと。時間もだいぶ経過いたしましたから次へ進ませていただきます。

私も何度か学校の統合問題は質問をいたしました、またかと言われるかもしれませんが、今度はまた学校教育課長も代わったところで答弁内容も変わるかもしれませんが、よろしく願いしたいと思います。

学校統合計画についてということで、まず後期統合計画についての考えはどのような考えでおられるか伺います。この4月に静川小学校と西嶋小学校が統合して一応、前期計画が終了したと私も理解したわけですが、今後後期の統合計画へ向けには全然、今まで絵にも字にも載ってこなかったと。言葉の上にも表われなかったというような状況で私だけでなく議員全員がそのような気持ちできたと思います。最後の絵がなくてここまでできてしまって、これから先どうなるかなと非常に心配しているところなんです、どのような計画を持たれているのかお伺いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

お答えします。

今までの経緯を繰り返すわけですが、平成20年の8月に身延町立小中学校適正配置審議会により、具体的に減ずる学校数にまで踏み込んだ答申がなされました。教育委員会は平成21年2月に身延町立小中学校統合計画・前期計画を策定しました。これにより豊岡小学校と身延小学校は平成22年4月に、それから23年4月に中学校の統合、下山中と身延中。24年4月に西嶋と静川小学校が統合をいたしまして前期計画は具体的な成果を挙げて終了したところでございます。

現在、管内の小学校7校、中学校は4校の計11校となりました。しかし児童生徒の減少傾向に改善の兆しはなく、いずれも小規模校、過小規模校の状態にあります。後期計画では引き続き小規模校であるために生ずる体系的かつ組織的な教育を阻害する諸問題の解消を図るため町議会の1中3小の意見書の議決を検討しつつ、多様で活気のある教育環境の整備を目標とします。後期計画の理念はおおむね前期計画を継承いたしますが、これまでいただいた保護者、住民、町議会の方々のご意見やアンケート結果を可能な限り反映させながら遅くとも平成31年度までには最終的な学校統合がなされていくよう努めていくものであります。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

今、教育長から計画の概略が話されたわけですが、この3月に静川小学校が閉校された。その時点において静川小学校の全児童で、いわゆる閉校式典の際、いわゆる小学校の歴史について寸劇がなされました。その状況を教育委員長さんもお覧になって、どのような形であの劇をお受けになったか。ちょっとお伺いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

教育委員長。

○教育委員長（千須和繁臣君）

子どもたちが自分たちの学校を愛している気持ちというのはどの学校においても劣ることはございません。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

たしかにそうです。あの劇を、いわゆる適正規模校と盛んにおっしゃいます30人、40人のクラスの子どもが例えば1年から6年生まで出たとします。そうすると、あの劇はどうなりますか。もうエキストラがない、みんな主役なんです。そうでしょう。全員が主役なんです。100人からになると、かなりものも言わない単なるエキストラがいる。やはり教育というのは教育の原点というのはなんだろう、私はそこを一番感じる場所なんです。適正適正。では適正というけども、文部省の通達はなんですか。適正規模ではないんですよ。適正配置が先に

っているんです。適正配置。これから進めようというのは適正配置。私は数は言いません。すべて行政にお任せします。適正配置。昔あった学校というのは分校もあり、いわゆる少数の学校がありました。それは適正配置のもとにそれぞれの教育施設があったわけです。ではまちづくりの原点はなんですか。まちづくりの。人づくり、人づくりはなんだと。教育でしょう。その教育の原点の小学校をなくす行政はこれからのまちづくりはどうなりますか。私はそこを一番問いたいです。後期計画において。

審議会ではたしか1中2小が出た。議会は多数の議員が1中3小という意見が多かったことは事実です。しかし305平方キロメートルの身延町に3つの小学校を適正配置ということになったらどうなりますか。やはりそこを一番基本において後期計画を立てていただきたい。別に静川小学校がなくなったからどうこうではないんです。これからのまちづくりの上において、地域づくりの上において、それが私の言いたい、いわゆる後期の計画についての意見です。あとは進め方についてはどのような形でもって進めていかれるのか伺います。

○副議長（望月秀哉君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

ご承知のとおり身延町立小学校適正配置審議会の答申は学校統廃合をおおむね10年間で達成するものとしたしております。前期計画では対象とした学校間の統合時期を延長しても、なお、これを3カ年で達成したので、後期計画は計画最終年度までの過程を前倒して行うことと考慮しつつ遅くも今後7年以内に達成したいと考えています。後期計画は必要に応じ、答申に変更を加えながら旧町の範囲を超えた学校統合に大きく踏み込むこととなります。学校の配置、管理および廃止は教育委員会の含む権限ではございますが、一気に全町にわたる最終的な設置校を示すわけですから、保護者、町民に与える影響は非常に大きなものがあります。町議会とも意見交換を進めながら、慎重な審議を行うものとしませんが、そのためにはそれを可能にする検討期間が必要であると思っています。

とはいえ、数年度を後期計画の策定に費やすわけにはいかないので、前期計画でいただいた保護者、住民、町議会のご意見や平成23年12月に小学生以下、0歳から12歳までの保護者を対象にしたアンケート結果をもとに、早急に後期計画を策定し、計画内容を広く関係者各位に周知したいと考えております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

概略、教育長のほうからお話をいただいたんですが、議会としても議員との各地域の懇談会において、まず出された住民からの町民からの意見、学校統合よりまちづくりの基本を考えるということをまず言われたんですね。そしてまた議員各位がいただいた、いわゆる統合に対するアンケートも私も読んでみますと、なんのための統合計画か説明してほしいと。学校統合計画を白紙に戻してもう一度練り直していただきたい。このような意見。それから旧町に学校が1つも残らないこんな地域ができる可能性もある。保護者ともっと意見を直接聞く機会、話し合う機会を設けてほしい。地域に残る若者は確実に減少していると思う。私自身も今後、家を建て替えようと考えているが将来のことを考えると学校もないところではと考え身延町より

ももっと通学や生活の便のいいところへというような考えにもなってきたと。統合は反対であると。こうした多くの統合に対する意見が出ているわけですね。これはもちろん、これから行われようとする下部地区、身延地区、それから久那土地区のアンケートですが、今後子どもの代、孫の代など長いスパンを考えると統廃合について簡単に判断することは賛成することはできません。人が少ないから統合しようといった現状を考えて統廃合を判断するのではなく、人が集まる町にするにはどうしたらいいか。行動を起こしてほしい。アンケートを取られたので、ぜひ結果を公表してほしいというような、いわゆるこのアンケートの中にも出ております。この統合問題についてはやはりこうした点を踏まえて、よく地域住民と父兄だけでなく理解が得られるように進めていただきたい。今までの経過で言いますと静川地区においては大方のお年寄りをはじめ地域の人たちは不満を抱いております。そんな点、この不満を抱いていながらも統合して廃校になった小学校の校舎の管理等についてはどのような状況が伺います。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

廃校になりました豊岡小学校の校舎およびプールは施錠したままの状態です。またグラウンドおよび体育館については社会教育施設として管理・運営している状況です。静川小学校につきましては豊岡小学校と同じような管理になると思われませんが、今度関係課とさらなる協議を行いたいと考えております。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

関係者とはどなたですか。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

このあとの校舎の利用計画等についてのところでお話ししようと思っておりますが、現在、政策室および財政課が中心となって総務課、学校教育課、生涯学習課と検討しております。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

それはもちろん財産は町のものであるかもしれませんが、しかし学校そのもの、いわゆる昔を考えれば、みんな勤労奉仕で小学校も建て、いわゆる教材もそろえやっていたのが学校なんです。あの学校にしてもそうですよ。それは校舎は今の時代だから県や町の補助金、国の補助金で建てたかもしれない。中の備品の中にも地域の人たちが寄附していただいた備品もあるにもかかわらず、この間行ってみたら全部解体した。私も言うてはなんですが、あそこへ寄附してあります。正門の開閉扉、裏門の開閉扉、扉はどっちでもいい。グラウンドと校舎の間の掲示板です。たいしたものではないんです。だけどそれは今まで静川地区で体育祭をやれば成績表を張り出した掲示板なんです。学校でも何かあれば使っていました。行ったらなんにもない。誰の許可でもってあれを解体したのか。それはどっちの部局になりますか。誰が許可を出した

のか。

○副議長（望月秀哉君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

ご質問の件でございますが、細かい点につきましては私たち教育委員会事務局が全部掌握しているわけではございません。その点はぜひご理解をいただきたいと思います。たしかに学校ということで教育財産ではございました。けれどもこれを学校ではない、教育財産ではないとした時点におきまして、処分につきましては町長部局のほうにお渡しをします。この処分というのはもちろん建物を取り壊すということもございますけども、用途変更それから譲渡、譲与、賃貸等を含めて有効活用を町長部局で検討していただくということでございます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

それは部局がどっちであっても閉校式が終わったからいいんでは困ります。いいですか。先ほども教育委員長さんがおっしゃるように学校はとにかくすべて思い出の残る場所とおっしゃったんですね。そのくらい、やはり人との付き合いにしても思い出があるんです。またあの小学校に長年お勤めいただいた先生が弾いたオルガン、それも全部解体した。行ってみたら、そこへ行って泣き崩れて座り込んでいるんです。あの姿を見たときに情けないなと。廃校ってこんなにみじめなものかなと。そんな思いをよその地域の小学校、中学校へ絶対させてはならない。いいですか。持ち物うんぬんではないんです。それだけ思い出、心がやっぱり学校にはあるんですよ。私がこれだけの、いわゆる普段から大きい声を出すけども、なお一層これだけ大きい声を出して言っているのは私だって思い出があるんです。それをいってみたら地域の人には何も話がない。私は閉校式のあと、これは学校とのお別れ会でも計画してくれるのかなと。そうしたら廃校になったところをよくテレビなんかで見ますね。廃校になった校舎へ自分で描きたい絵を描きなさいというような、いわゆる企画でもやるのかなと。とんでもない。企画どころではない。思い出をみんなぶっ壊されたと。これは今後ぜひともこんな廃校にすることは私は断じて反対します。

今後のこの学校の計画については、どのようなお考えでおられるか伺います。政策室。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

廃校校舎の取り扱いについては老朽化の程度、施設の規模、立地条件、敷地の面積または当該施設の利用希望の有無等、多くの要素があり維持管理や収支の見込み、後年の費用負担等を含めて総合的に検討する必要があると思います。こうしたことから役場内の関係課による検討を進め方向性を出すべきであろうと考えており、現在、政策室および財政課が中心となって総務課、学校教育課、生涯学習課と検討しており、できれば今年度中に方向性を示すことができるよう努めたいと考えております。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。あと3分です。

○9番議員（川口福三君）

今、政策室長からお話でしたが、地域の人たちはとにかくあの学校を人ができるだけ多く寄るような施設をなんとか考えてほしい。そんな意味合いで、私自身の思いつきかもしれませんが、シルバーつどいセンターとかお年寄りが、あそこは駐車場もあるし、いわゆるそういう中をちょっと改装すればお年寄りが集まって娯楽ができるような施設とか老人医療施設または児童館等、今後併用するような形で利用できればと思うわけです。

非常に言いづらいことも申し上げましたが一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○副議長（望月秀哉君）

以上で川口福三君の一般質問は終結いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時06分

平成 2 4 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 2 日

平成24年第2回身延町議会定例会（3日目）

平成24年6月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
- 追加日程第4 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第5 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 芦 澤 健 拓 |
| 5番 | 松 浦 隆 | 6番 | 深 沢 脩 二 |
| 8番 | 草 間 天 | 9番 | 川 口 福 三 |
| 10番 | 渡 辺 文 子 | 11番 | 穂 坂 英 勝 |
| 12番 | 伊 藤 文 雄 | 13番 | 望 月 広 喜 |
| 14番 | 望 月 秀 哉 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 15番 福 與 三 郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	赤坂次男
会計管理者		近藤正国	財政課長	笠井一雄
政策室長		丸山優	町民課長	佐野文昭
税務課長		笠井祥一	身延支所長	千頭和勝彦
下部支所長		高野恒徳	教育委員長	千須和繁臣
教育長		佐野雅仁	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		佐野勇夫	福祉保健課長	笠井喜孝
子育て支援課長		中村京子	建設課長	藤田政士
産業課長		竹ノ内強	土地対策課長	柿島利巳
観光課長		熊谷文彦	環境下水道課長	樋川信
水道課長		遠藤庄一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 秋山和子
録音係 遠藤基

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（秋山和子君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○副議長（望月秀哉君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

欠席の報告をいたします。

15番、福與三郎君は入院のため欠席の届け出がなされております。

報告いたします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

報告第4号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

深沢君。

○6番議員（深沢脩二君）

前にもこういうことを質問したことがあるんですけども、いったん、いわゆる予算を組んだ以上これが執行されなかったということはなんらかの原因があるんだろうと思います。その原因について実はいろいろと、天候の不順とかいろいろな理由があると思うんですけども、そういう理由をぜひ明らかにしていただきたいと思うんです。

ここにも報告、この明許繰越というものはおそらく前もって分かっているものが多いんだろうと思います。前もって分かっているものは3月議会で明許繰越がありましたので、それについてはわれわれも承知しておるんですけども、やはり6月議会においての明許繰越というのは、いわゆるすぐ時間が多少経ったものであろうと思いますので、これについてぜひ原因について簡単に結構ですから、これを全部お答え願いたいと思うんですが。

○副議長（望月秀哉君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

今回の一般会計、特別会計の明許繰越費繰越計算書につきましては昨年9月あるいは12月、3月に繰り越しをいたしましてそれぞれご説明をしまいたったものでございます。その財源の内訳を自治法で、この6月議会にお示しをしなければいけないということで今回、計算書という形で内容の財源等の説明を掲載しているものでございますのでご理解を願いたいと思います。以上です。

○副議長（望月秀哉君）

深沢君。

○6番議員（深沢脩二君）

たぶんここへ出ているのは、ほとんどが執行されたのちのことだろうと思うんですけども、でき上がった、例えば建設土木費なんかの中ででき上がっているところも現在の場合はあると思うんですけども、でもやはり繰り越しということについてもやっぱり同じ原因であるのか。それともほかの原因がある場合もあり得ますので、改めてどういう理由かということもお教え願いたいと思うんですけど。

○副議長（望月秀哉君）

深沢さん、もうちょっと聞きたいことをちゃんと言ってみてください。なんか受け取り方が難しいようで。

いいですか。財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

先ほど申したとおり繰り越しを3月議会あるいは12月議会でいたしまして、理由についてはそのときご説明をしているものでございます。それを地方自治法の施行令で内容の予算の財源内訳を議会に計算書として説明しなければならないということで今回ご報告をするものでございます。財源の内訳ということでございますのでご理解願いたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

報告第5号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑もないので、質疑を終結いたします。

報告第6号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

なお、この報告第4号から報告第6号につきましては地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでありますので、以上で終結といたします。

議案第55号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

1点、質問させていただきます。

まず、この条例の制定についてはまったく賛成できるものであって、内容についてどうのこうのはまったくございません。ただ、中に関連しまして例えば第5条、町民の責務が書かれております。こういう中身を見たときにこの条例制定が実効あるのみ、生きた条例として実効あるものにするにはこの条例の制定だけではまったく、具体的に暴力団の排除、利益を供与しな

いためのものにはなかなか得ない。町民の責務についても当然、暴力団関係のものは町民が主催する祭りその他に参加をしてもらうような事例があっても町民はそれを暴力団関係者かどうか分からない。聞くところはどこへ聞けばいいか、町へ聞く。町がいきなり問い合わせがあって分かる体制がつくってあるかどうかということに関わってくるのではなからうかと思えます。そのへんがこの条例を制定した上どういう対応をするのか。各項たくさんあるんですけども、例えば教育委員会がうんぬんということも書かれておるんですけども、例えば学校の運動会に縁日みたいな形の方が現われて校長先生に隅のほうでいいから店を出させてほしいという申し出があったとき、校長先生はそれが暴力団関係なんなのかはまったく分からない。問い合わせをするところは町しかないと思えます。それに対応できるような体制をどんなふうにつくっていくのか、そのへんをお尋ねします。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

ただいまのご質問ですけども、制定後はあらゆる機会を通しまして町民等には当然、広報等で周知しますし、事業所それから関係機関、関係行政機関等にあらゆる方法で周知を図ってまいりたいと思えます。

なお、ただいまの質問の中の学校等の行事につきまして、そのような団体の出店があった場合の措置でありますけども、そのようなことを町のほうに連絡をいただければ、そのことにつきまして身延町であれば南部警察署のほうに照会をして、その旨は団体のほうにお返事はしたいと思えます。そのような中でまた市内の、この制定後につきましては運用についても市内体制を図ってまいりたいとこのように思っております。

○副議長（望月秀哉君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

そういう体制ができていれば、町民としてもこの条例を周知されて条例に従った、条例違反にならないような形の行動と意識を持てると思えます。普段、私どもも国道52号線を車で走っていてもなんかお店が出されている。これら暴力団に関係している人なのかなんなのかというのはよく分からないですね。実際、だけでもいろいろ聞いてみると、大体すべて例えば植木屋さんがあっても植木屋さんがお祭りに盆栽なんかを持って参加していても、その植木屋さんが暴力団に関係して出しているという例も多いように聞いています。彼はどこの組の系統だという話がよく聞いてみると出てきます。それは営業していく上で暴力団と付き合わない、この商売ができないからやむを得ずやっていることだろうと思うんですが、そういうものもたくさんありますので、それをぴしとやれなんてことはとてもできないんですけども、やっぱり難しい点があるかなと思っておりますので、そのへんを実効ある条例にするためのご努力をよろしくお願いたします。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

この暴力団排除条例ですが、もとはと言えば山梨一家と、それからあそこから分離したというか、独立した佐野組との抗争が一番の原因だと思います。そこから県の条例が平成22年に出されまして、甲府市なども今年の3月30日に出して、はじめの説明によりますと甲府ほか5市と昭和町がこういう排除条例をつくったということを聞いておりますけども、当町の旧下部地区に生まれた4兄弟がつくっているのが佐野組という暴力団でありまして、そのへんを私たちも非常に重要な位置づけでこの暴力団排除条例を考えていかなければならないというふうに考えております。いまだにその4兄弟の同級生と付き合いがあるとか実際、暴力団佐野組に加入している人間も何人かおります。

そういうことも含めて、この条例をしっかりしたものにしていかなければいけないというふうに考えておりますので、今の穂坂議員と同じような考えなんですけども担当としてどこが、もちろん総務課のほうから出されているわけですから総務課長のほうでいろんなことを仕切ることになるとは思うんですが、特にこの条例の中で私が気になったのは第11条に警察官という言葉が1カ所出てくるだけで警察とのつながりというか警察官あるいは南部警察署によるバックアップがどの程度できているかというのが私たちには分かりませんので、その点をちょっと明らかにしていただきたいということと、今後先ほどの穂坂議員の質問の中にもありますけども、どんな体制をとるのかというのは要するに町民が暴力団、どういう人たちが暴力団なのかというのはまったく分からないと思いますので、この排除条例をつくったからといって暴力団を排除するためのというか、その人間が暴力団かどうかというのを具体的に知ることができるのかどうか。そのへんをよく検討していただいて、こういう団体の場合は暴力団に関係がありますよみたいなことまで周知していただかないと、的屋が入って、例えば前の一色のホタルまつりのときに抗争があったようにいろんな問題が起きかねないので、そのへんをはっきりと南部警察署のほうともしっかりした連携をとっていただく中で体制を整えていただきたいというふうに思いますので、その点について質問いたします。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

ただいまのご質問ですけども本条例の第3条に基本理念がございます。その2項の中に暴力団の排除に関しましては町、町民、事業者、関係機関、ここで言っています関係機関は警察を含んでおります。それから関係団体、この関係団体につきましては山梨県暴力追放運動推進センター等の相互の連携によって、この暴力団の排除条例を町としても推進していきたいと考えております。

それから先ほどの件ですけども、そのところにつきましては南部警察署等の指導を仰ぐ中で運用してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

というのは県の暴力団排除条例の第12条に警察による保護措置、ここでは警察本部長ということで名前が出ておりますけども、そういうふうなはっきりと警察がバックアップしてくれ

るんだよということを町民には知らしめておかないということと、それからこういう団体は暴力団関係ですよということをおある程度あらかじめそういう常会というか区会というか区にこういう団体については気をつけてくださいよということをお周知しておく必要が私はあると思いますので、その点についていかがでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

現段階におきましては、そのへんの部分につきましてはちょっと承知をしておりませんので今後そのへんの対応につきましては検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○副議長（望月秀哉君）

ほかに。

川口君。

○9番議員（川口福三君）

この議案第55号の暴力団の排除条例、これはあくまでも指定暴力団、先ほど同僚議員から話がありましたように、暴力団の組織争い等の、いわゆる暴力団というのは地域住民に対して迷惑行為をかけることが暴力団というような解釈だと思います。この条例の中には結局これはあくまでも指定暴力団的な内容で書かれております。しかしながら町民が望むのはいわゆる指定暴力団はもちろんです。暴力団的行為いわゆる暴力団のような迷惑をかけてはいけないよというような形の条例化にしたらどうかと私は思うわけです。現に町内においてもなかなか地域の人の意見も組み入れてくれないと自分で本位の行為をしている例もあります。ですからそれも言ってみれば暴力団と同じように迷惑をかけているわけですね。ですからこの暴力団排除条例の趣旨は分かりますが、あくまでも指定暴力団だけではなくてそうした暴力団行為というような形の中に条例化した条例を制定するというような方向にもっていったらいいかなものかなと。

この指定暴力団においても賛否両論があります。2月の十日市においても今年は全面排除してお祭りをしたと。ただ結果的には非常に人出が少なく、これはやはり今後、暴力団にお祭りの裏方として協力してもらわなければならないというような意見も出されております。

ですからあくまでも、いわゆる協力体制と本当に迷惑をかけるというような趣旨から、この条例はやはり内容等をもう少し検討して町民がこの条例が適用できるような形に、あくまでも指定暴力団だけではなくてそういう条例化したならばと私は望んでおります。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

これは別に答弁いいですね。要望ということでいいですね。

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

今回、本町でお示ししています身延町の暴力団排除条例につきましては県警のほうから暴力団排除条例の参考例もいただきました。それを受けまして県の町村会で法務研究会で検討を重ねてきた結果、なおかつまた峡南の5町、所轄の警察署は違いますけども、鯉沢署と南部署になりますけども、峡南5町は足並みをそろえてこのへんの条例の文言、内容について検討した

結果、今回の上程させていただきます条例の案となっておりますのでそのへんにつきましてはご理解のほうお願いしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

もちろんこの条例は条例として制定して、今、私が申し上げたようにいわゆる迷惑条例というような条例化をお考えかどうかお願いします。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

そのへんのことにつきましてはまた検討課題とさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

今、同僚議員がいろいろ質問しているわけですが、基本的にこの条例、僕は賛成なんですよね、これはもうあるべきだと思います。しかしながら町民側に立った場合に、指定暴力団に関してはこういう形で、指定暴力団ということで指定されていることに関しては、われわれもあそこは指定暴力団なんだ、この団体はそうなんだということは分かるんですよね。しかしながら個人的に、その幹部の方というのは分かるんでしょうけども、俗に言う下のほうにいった方というのは、先ほど芦澤議員も言ったようにそういう全然分からない部分があるわけですね。こういう条例が制定されて私たちも気をつけよう、そういうことはしないようにしようといっても実際には分からない部分というのは、その組織に加盟している人間は分からないという部分が非常にあると思うんです。ただそれをでは公表しろとかということになると個人情報の問題も出てくるでしょうし、そのへんの絡みが非常に難しい部分があると思うんですよね。そのへんの調整を今後、今回これを制定するにあたって警察のほうとの連携、それから調整、そういう話し合いをしているのかどうか。そのへんをちょっと伺いたいんですが。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

お答えします。

そのことについて直接警察との調整等につきましては、協議等につきましてはまだ行っておりません。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

一般の町民の方々はそういうところが一番怖いというか、なんと言うんですかね、そういう話が出たときにあとから報復を受けるのではないかとというようなところもあるんだと思うんですね。またそういう細かいところがこの人はどうなんだどうなんだということが分からないと、やはりその対応の仕様も違ってくるわけですし、だからそれをどういう形で情報を提供できる

のか、そのへんも含めて今後ぜひ早い時期に打ち合わせをするなりなんなりをしてそういう体制を整えておいていただかないと町民のほうも安心してこういう形の中でこの条例に沿ったような形ができない部分が出てくるのではないかと思いますので、そちらのほうをお願いします。

○副議長（望月秀哉君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

議案第56号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

この外国人登録法の廃止および住民基本台帳ということで、これはこの間、テレビでもやっていたけども、外国人の方々、町内にも結構在住なさっている方がいらっしゃると思うんですが、そういう方へも説明とかそういうものはどうなっていますか。

○副議長（望月秀哉君）

町民課長。

○町民課長（佐野文昭君）

外国人登録法、今回の改正でございますが、5月7日が基準日ということで仮住民票、在住者125名いらっしゃいまして仮住民票を作成しました。その後、個々に通知を差し上げまして、その中身としましては外国語表記の文書を入れさせてもらっております。日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語というような形で同封させていただきまして、それに基づいての中身の訂正、誤り等がありましたらご連絡くださいというような形でさせてもらっております。今のところ窓口で聞いたところ母国語で書いてきてくれて中身が分かったというようなことも聞いております。その部署で対応させてもらっているということでございます。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

やはりちゃんと周知をしていただきたいということが第一番と、中には本当に分かっていらっしゃるかどうかというのは、こちらのほうでは今のところつかめていない部分があると思うんですね。例えば必要に応じては説明会なりなんなりを開かなければいけない場面も出てくるのではないかなというふうに思っているんですが、そのへんも含めて今後対応をしっかりとお願いしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第57号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第58号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

河井君。

○3番議員（河井淳君）

この議案第58号につきましては国保税の改定の部分で減免の部分を今回、改定するという
ことでありますけども、本来であれば国保税自体を改定するときに同時にこの減免の部分も改
定しなければならないという部分であったと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○副議長（望月秀哉君）

税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

そのとおりでございます。

○副議長（望月秀哉君）

河井君。

○3番議員（河井淳君）

そういうことであれば今後このようなことが起こらないようにするために、なぜ今の時期に
なってしまったのかという原因、それから今後このようなことが起こらないようにするための
対策、そのようなものがとられたかどうか伺います。

○副議長（望月秀哉君）

税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

これにつきましては、本来、被保険者均等割額および世帯別平等割額の金額が改定されたと
きに同時に行うべきものでございましたけれども、そのところがその時点では気がつかな
かったということで今回、条例改正をお願いしたということでございます。よろしくご理解の
ほどをお願いします。

○副議長（望月秀哉君）

河井君。

○3番議員（河井淳君）

今回、本来やるべきときに気がつかずに今回出てきたというのは理解しているんですけども、
今後同じようなことが起こらないようにするために何か対策が取られたのか、そういう話がさ
れたのか、そこを伺います。

○副議長（望月秀哉君）

税務課長。

○税務課長（笠井祥一君）

これにつきましては、今後このようなことがないように十分気をつけて対応いたします。

○副議長（望月秀哉君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ないようですので、議案第58号の質疑を終結いたします。

議案第59号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第60号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂君。

○11番議員(穂坂英勝君)

ご説明があったと思われるんですけども、14ページの農業費の3目の中に19節の負担金で身延町有害鳥獣対策協議会補助金が盛られています。金額的には32万円というもので負担金ということで分かります。今、鳥獣害の対策としては当初予算で金額を盛られ、非常に予算をつぎ込みながらご努力をしていただいているんですけども、現在やはり私どものほうの地域を見ても、今年身延駅に近い地域の水田が今年はじめて全部、鳥獣害のためのシカ対策ですね。そのための防護柵を一切張らなければ、各戸がそれぞれ努力してみんなやっておりますけども、毎日シカを見ない日は当然ありませんでして、身延町で一番鳥獣害の被害を被っている点は身延の南部のほうでございまして、以前は考えられないシカとか獣が運んでくる山ビルも今までなかった身延線を超えた旧大河内地区のほうにまで蔓延しておりまして、一步農作業で外に出ると必ず山ビル対策をしていかなければやられてしまうというのが日常であります。そういう状況の中で、その対応を町としては大変やってくれたんですけども、ここの鳥獣害対策協議会へ負担金として出さなければならない、この鳥獣害対策協議会というものはどういうものなのかを1点お聞きしたいと思います。

それからこの中では9ページの総務管理費の4目企画費の中で報償費の中に定住対策婚活支援という形で委託料があるわけですけども、当然婚活の事業として別に予算は盛られてやっていくんですけど、この支援事業、イベント、横文字弱いものですから、ファシリテーター講師、ここでなんかのお話し合いのコーディネーターなのか講習会の講師なのか、よく分からないんですけど、この事業の報償費の内容をお尋ねさせていただきたいと思います。この2点でございます。

○副議長(望月秀哉君)

産業課長。

○産業課長(竹ノ内強君)

お答えします。

まず14ページの3目の農業振興費中19節の負担金補助及び交付金の中の鳥獣害対策協議会とはということでのご質問です。

本協議会の目的は野生獣による農林水産等の被害を防止し、もって農林水産業の発展を図るということです。構成の団体は身延町、町議会、農業委員会、峡南農務事務所、峡南林務事務所、JA、農済、猟友会、鳥獣保護員の代表者をもって組織されています。平成24年度の事業としては、サルによる農林作物の被害防除が難しく効果的な対策を実施することができていません。そこでサルに発信機を装着し生息状況と追ひ払いの講習の学習を富士見山山麓の1集落を対象として行いたいということでございます。事業費は63万円で県の補助金が31万円、町が32万円ということで事業を行う予定です。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

お答えさせていただきます。

今年度当初予算に人材育成研修で婚活支援事業を実施したらどうかということの提案がありまして、平成23年プロジェクトチームを立ち上げて今年度当初予算に婚活事業を計上させていただきました。今年は3回にわたって男女20名くらいずつとか24名くらいずつの参加をしていただく中で結婚に結びつけばいいなというような事業なんですけど、初めて男女がそのイベントに参加します。その際に人と人との効果的なコミュニケーションの場をつくり、一人ひとりのよさを最大限に引き出し気持ちを高めるための役割を担う人、そういう人をファシリテーターというんですが、そういう方にまとめ役として参加していただこうと。当初予算の中ではそれを委託料として計上させていただきました。そういう中で、できるだけ一般財源を減らす中で助成事業でいいものがないかということで探したところ該当する事業がありました。それでその該当する助成事業を導入するにあたっては委託料では該当しないということで報酬費へ変えさせていただきます。その中で金額もその報酬費に見合う金額をちょっと助成事業のほうでいただきましたので金額も上げながら実施させていただいております。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

内容はよく分かりました。そうすると鳥獣害の協議会の関係ですけども私ども議会も参画している協議会ということはまったく知りませんでした。大変申し訳ありません。なかなかいろいろこういうものがあって、たまたまこれについてお尋ねしたんですけども、議会が参画していることすら議会の、私だけだと思いますけども議会の議員も知らない。そういう状態というのは非常にいろいろの町の施策に携わるわれわれとしては反省しなければならないことだろうと今ご答弁の中で感じたところでございます。

たしかにこの組織が悪いとか良いとかそういう問題ではなくてこういう組織があって、それによってこういうことをやられているということ自体が私どもが認識をしていないという点が問題だろうと思ひましてご質問させていただきました。よく分かりました。ありがとうございました。

それから2番目の質問ですけども、これもよく分かりました。当然、財源を考えてここに改めてこういう形で計上してきたという意味がよく分かりました。ご努力ご苦労さまでございます。ありがとうございました。

○副議長（望月秀哉君）

ほかにございませんか。

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

すみません、3点ほど伺いたいと思います。

1点目が12ページ、5目の19節負担金補助及び交付金の件で、この介助用の自動車の購

入等の助成金ということで39万円、おそらく相当な介助用の車というとそれなりの高いものがあるんでしょうけども、それに39万円ということで、この中身、それからどういう形でどこにどういうふうな形なのか。車はどういうふうな感じなのか、そのへんをご説明いただきたいと思います。

それから次に14ページ、3目の11節、12節ですか、需用費それから役務費ですね、たしか説明ではマスタープランを作成するためというような話を聞いたんですが、その作成の組織、そういうものはもうすでにあるのかどうか。それともまた別の形でのマスタープラン策定をやるのか、そのへんの内容を伺いたいと思います。

それともう一つ、16ページ。消防費の1目の18節ですか、これは衛星携帯の発電機うんぬんということだったんですが、これを設置する場所はずっとやっていただいたんですが、これは全部消防の関係でしょうから、消防の機庫とかそういうところへ設置しておくのかどうかという、そのへんもちょっと詳しく伺いたいと思います。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

予算書12ページ、障害福祉費の負担金補助及び交付金39万円の内容についてであります。介助用自動車購入等の補助金ということで今回の対象自動車は軽自動車であります。介助用自動車購入等補助金交付要綱がございまして助成の対象者、これは障害等で車イス等を使用して移動しなければならない在宅の者、それからその人たちを介助する者、この人たちが助成対象者ということであります。

助成対象の経費、助成金の額につきましては自分が所有する自動車を改造する費用もしくは新たに購入する場合に通常の車を購入する価格と介助用の車として改造する費用その差額が対象額になります。今回の場合は58万6千円がその差額分になりますが、その補助率3分の2それが39万円になります。この39万円のうち県の補助が2分の1、助成対象経費についての3分の1になります。町と県で3分の1ずつ補助をするということで、その額を要求させていただきました。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

14ページの3目の11節、12節については地域農業マスタープランということで、予算書の歳入8ページになります。15款県支出金の4目農林水産業費県補助金、これが充てられるわけでございます。農林農業マスタープランとは平成23年10月、総理を本部長とする食と農林漁業の再生実現会議において国の食と農林漁業の再生のための戦略が掲げられました。その戦略の1番として持続可能な農業の実現のために新規就農の増大と農地集積の推進が重要であり、地域ごとに今後中心となる経営体を明確にし兼業農家や自給農家などを含めた地域農業のあり方を集落ごとに話し合いを行うということが言われております。このプランの作成を指示されたのが今年の5月に入ってから県のほうの指導を受け今回の6月補正へ計上させていただきました。どういう方法でやるのか具体的な方法につきましては今後役場の内部で話

をして進めてまいりたいということで今どうするかという案はありません。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

16ページの9款1目の防災費の18節備品購入費の機械器具費、衛星携帯電話8台と衛星携帯電話充電用の非常用発電機8台でございますけども、これにつきましては本会議のときに財政課長のほうから8地区の集落は説明させていただきましたけども、消防防災担当のほうでこれを設置するにあたりまして8地区の区長さんのほうにお願いをいたしまして各区で管理保管をするようお願いをさせていただいてあります。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。一番最初に質問しましたこの介助用の車の件ですが、これは個人で購入する、それから個人で介助を必要とする家族がいるからということで買うことに対しての補助金という理解でいいんでしょうか。

○副議長（望月秀哉君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（笠井喜孝君）

そのとおりです。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

分かりました。ありがとうございました。

そして2番目に質問させてもらいましたマスタープランですね。これは5月にそういう県からの指示があったということであれば、今後、先ほど説明にありましたけども地域ごと、また集落ごと、これからそういうふうな形で進まなければいけないということで、やはりその地域、集落の事情をよく分かった方、そういう方に集まっていただいて、このマスタープランを作成するにもそういう意見をぜひ取り入れていただきたいと思います。

それから先ほどの最後の携帯の件ですが、これは各区長さんをお願いして、区のほうに委託するという形なんですけども、その8つの区、例えば区の公共的な施設があるところでそこがちゃんとした管理がされていければいいんですけども、そういうところがない場合、これは区長さんのお宅に置くということもあり得ますね。そのへんはどうなんですか。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

その保管のところにつきましては直接お願いしてありますけども、保管場所につきましては区内に判断をお任せさせていただいております。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

信用しないわけではないんですけど、その管理はやはりその区内でお願いする、区長さんにお願いする、区にお願いするということはよく分かるんですけども、そのへんでの管理をやはりちゃんとしていただかないと、なんかあったときに使えないとかよくあるではないですか。預けたはいいけど充電していなくて使えなかったとかという、そういう部分もそれからまたそういう所在がはっきりしているような、そういう部分も今後やっぱりちゃんと含めた中での管理をお願いするべきではないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○副議長（望月秀哉君）

総務課長。

○総務課長（赤坂次男君）

ただいまの質問ですけども、当然、衛星携帯電話ですから年に何回か定時通話も行きますので、そんなような中で機材の確認はさせていただきたいと思えます。

○副議長（望月秀哉君）

ほかにございませんか。

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

変なことを聞くとおられてもいけませんけども、19ページの災害復旧費、町道大崩線道路災害復旧工事ですけども、たしかこれ延長が14メートルというふうにお聞きしたんですけども、14メートルで2千万円というのはなんかずいぶん大きいなというふうに考えたので、いろんな資材の運び込みとかそういうことで金がかかるのかなというふうに思ったんですが、私が聞き間違えたのかも分かりませんので、その点の確認と内容についてお伺いします。

それからちょっと戻りまして14ページなんですけど、農林水産業費、農業費の4目14節ですね、使用料及び賃借料で重機等借上料375万5千円というものがあります。これはたしか水路の土砂の取り除く除去というふうにお聞きしたと思うんですが、実は去年、常葉の松平というところで山が崩れまして、その土が水路に入ってしまったんですね。私はその山崩れのほうになんか重点がというか目がいってしまって、その水路の土砂を取り除くのもその中の一環かなというふうに考えたので、ちょっと勘違いしている部分もあったかなと思えますけども、水路の土砂の除去については産業課のほうにお願いすればよかったのかなと思えますので、その点について、もし間違いがあれば正していただきたいと思えます。

○副議長（望月秀哉君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えします。

大崩線の工事請負費2千万円ということだと思いますけども、復旧延長は確かに14メートルでございます。路側のブロック積みを5メートル積みまして、その下部のほうも土砂が崩落をしているということで二次災害を防止するためにブロック積みの下のほうも吹き付け法枠といたしまして、今あちこちで法面の安定を図るためにとられている工法ですけど、コンクリートの枠をつくりまして、その中が岩盤であればモルタルを吹いたり、土であれば厚層基材といたして緑化を促進するような材料を吹いたりということで、いずれにしても延長は確かに14メートルですけども、ブロック積み、それから下の吹き付け、それらの対策を講じていきたいとい

うことでこれだけの金額を必要とするという判断で計上をさせていただきました。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

14ページの4目の14節使用料及び賃借料の重機借上料ですが、この項目に入っているところは農業用施設、農業用の用排水路の土砂の撤去費用ということで載せてあります。桧平地内の水路が、どういう用途になっている水路なのかがちょっと私には分かりませんが、農業用水路であって土砂が人力で取れないということになれば私どもはこの使用料で対応させていただいているのが実情でございます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

大崩線はよく分かりました。今の水路の土砂状況の件ですけど、実はこれ去年の台風で、さっきも言いましたように山が崩れて延長で大体30メートル以上の水路、これはもちろん田用水で農業用水路です。そこが埋まってしまって皆さん困るということで話があったんですけども、結局、私こういうことに気がつかなかったというか産業課のほうにお願いすればよかったんだろうなと思いますけども、結局、集落の人たちが出てすべて人力で除去しました。これはたまたまその近所に建設会社がありまして、そこで重機を無料で貸し出してくれたので作業は割とスムーズにいったようなんですけども、今後はこういう場合には産業課へ行けばいいんだなということが分かりましたのでよろしくお願ひいたします。

○副議長（望月秀哉君）

ほかに質問はございませんか。

川口君。

○9番議員（川口福三君）

14ページの農業振興費、先ほど同僚議員からも質問がありましたが、有害鳥獣対策協議会の補助金ということで、この説明ではサルの調査というような説明を受けました。この調査の趣旨、また調査に基づいて今後の対策としてどのようなお考えでおられるのか伺います。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

お答えします。

今回はサルを対象にということで、町内サルの生息自体がよく把握されておりません。サルに発信機を装着して生態を見て集落をまわってくる時期とか、どこをどういうふうに行くのかとかそういうものを見ます。あとはサルの追い払いの講習を受けましてどういう方法でいけばどういう効果があるのかと、そういう学習も含めたことをやりたいということで今回の予算計上をお願いしたわけでございます。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

調査することも結構ですが、結局、今現在は動物の自然体系が狂っているわけですね。以前はもっとキツネが相当いたわけです。ところが最近どこへ行ってもキツネを見かけない。だからサルにしてもイノシシにしてもシカにしてもそうですが、産んだ子どもがそのまま育つ。そういうような、いわゆる生態系が崩れてきている。このへんの対策から考えていかないと、あくまでも調査をただけでは、いくら中山間事業で防護柵をつくったところでやはり動物、いわゆるそういうサルにしてもイノシシにしてもシカにしても増えていることは事実なんですよ。いかに捕獲撲滅をし、また今、言ったようにキツネでもつがいどこから取り寄せて繁殖して放すというような、いわゆる長期作戦も考える必要があるのではなからうかなと。やはりせっかくこれだけ予算を費やして農家の被害を食い止めようと努力はしているんですがやはり総合的な見地から今後町としても検討する必要があるのではなからうかなと私はこう思います。そのへんについて、課長どのような考えでおられるか。

○副議長（望月秀哉君）

産業課長。

○産業課長（竹ノ内強君）

獣害対策の対策としてはいろんな方法があります。まずはサルの被害ということで富士見山麓の集落の方はだいぶ昔から困っているということで、サルの生態を知らないことには防ぎようがない、防護する方法ということも考えなければいけないということで、今回はサルを重点的にやろうということで企画をして、こういうふうに予算どりをお願いしているわけでございます。

すべてがすべて全部いっぺんにやるということとはなかなかできるものではございませんので、まずはサルの行動から入りまして、やはりどうしたら自分たちが防げる手段があるのかという1つの方法を模索したいという考えで予算計上をいたしました。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

隣の早川町においてはNPO法人でサルの追い払い、モンキードックハンター、犬を訓練して集落に来たら犬が追い払う。また雨畑地域においては、大きな捕獲檻をつくってシカはたいがい群れになっているわけですね。集団行動。だからそこへ入ったら一気に捕獲して撲滅するというような計画をもって町で進めている。やはりそういった大々的な企画で地域を守ることも必要ではないかなと、こう思うわけです。かつて旧中富のほうは今の自然の里の下の地域へちょうど和室で言うと12間くらいのサルの捕獲檻をつくって設置して一度に5頭10頭を捕獲した経緯もあります。ですから今後のやはり対策というものを調査はもちろんですが地域においてはそうした施設の設置、捕獲、撲滅という方向をぜひ考えていただきたいとこのようにお願いします。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ないようですので、議案第60号についての質疑を終結いたします。

議案第61号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第62号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第63号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第64号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第65号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第66号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

7ページですね。一応説明はお伺いしたんですが、ポンプアップしていたものをそれをやめて2口分の湯泉を付ける、分湯泉を付けるということなんですけども、今までポンプアップしていたのに今度はそういうことをしないのかどうか。ちょっとそのへんについて詳しいご説明をお願いしたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

下部支所長。

○下部支所長（高野恒徳君）

今現在、井戸からポンプアップして、下流の分湯槽へいったん溜め、そこから各旅館、ホテルへ分湯しております。今回の工事の分湯口を設けるといことなんですけど、井戸から分湯槽までいったん流して供給しているんですけども、その分湯槽より上流にある旅館、ホテルにつきましては自家製のポンプで自分の施設へあげて使っているという状況です。今回の工事費の設置個所は井戸から分湯槽の間に設置しますので、ほとんど供給する施設と同じような高さ

のところから分湯しますのでポンプアップは必要ないと思います。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

芦澤君。

○4番議員（芦澤健拓君）

今の説明を聞けば大体分かるんですけど、当時というかはじめにこの説明をされたときにはただポンプアップというふうなあれがあったんですが、このポンプアップを要するに分湯槽へ送る前の温泉の湧き出ているところからポンプアップして分湯槽に送り込むというそういう意味のポンプアップだったわけですね。途中で今度はとるということは・・・違うんですか。ちょっともう1回、説明をお願いします。

○副議長（望月秀哉君）

下部支所長。

○下部支所長（高野恒徳君）

温泉井戸から揚湯しまして、そして下流の分湯槽がありますけど、そこへいったん溜めまして、そこから各旅館、ホテルへ配分、配っております。今回の取り出し口の工事は分湯槽より上流にある旅館、ホテルのためにいったん下がったものをまた上げるのではなく、途中から分湯してそして各旅館、ホテルへ供給したいということでその取り出し口の工事です。

○副議長（望月秀哉君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第67号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第68号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

議題の内容に関連してお聞きしたいんですけども、用地の取得が終わったあとですけども、発生土の捨て場所として利用できるのはいつごろの予定でいるのか。それまでには工事も伴うわけですよね。やたらなんでも用地確保して、そこへ放り出すわけではなくて工事も伴う。それらの予定が前に説明されたかなどと思っているんですけども、ご説明をお願いいたします。

○副議長（望月秀哉君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

お答えをさせていただきます。

まず処理場の用地が全部取得できました。登記を済ませたあと国交省さんと賃貸借、それから立木等の補償を町がいただく手続きをします。それが終わりましたら処理場の造成といいますが、一番末端にえん堤を入れて発生土を順に盛り込んでくるということで工事が進められる

んですが、現在搬入路の整備をしています。場内の搬入路も造っていかないと一番末端までいけません。今現在、平成25年を目安に搬入ができるように工事が進められる。そんな予定で今は進んでいるというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

分かりました。とすると土地の購入価格は1,780万円何がしかという金額でこれが出てはいるんですけど、まだ考えてみると立木等の補償も考えると土地の価格はこれに間違いはないんですけども、補償も取得する条件の買うものにするともまだまだお金がかかるということですよ。これで取得が終わったことは事実だけでも、ここまで終わったことは事実だけでも、立木の補償やなんかをしなければなんとか取得が完了したとは言えないわけですね。

○副議長（望月秀哉君）

建設課長。

○建設課長（藤田政士君）

今回のお願いをしているのは財産の取得ということですので、土地だけです。当然、補償する物件もございます。それは土地の契約と合わせて科目は違いますが一緒に補償契約をさせていただいておりますので、今回お願いするものですべての土地それから立木等の補償が解決をしているということでございます。

それから工事についてはすべて国交省さんのほうで工事をしていただくということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（望月秀哉君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、請願第1号については議員提出案件でありますので質疑・討論は省略いたします。

議事の途中ですけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時25分といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○副議長（望月秀哉君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

議案第55号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第56号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第57号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第58号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第59号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第60号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第61号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第62号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第63号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第64号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第65号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第66号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第67号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第68号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第55号 身延町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、議案第56号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第57号 身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第58号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第59号 身延町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第60号 平成24年度身延町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第61号 平成24年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号 平成24年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第63号について、原案のとおり可決決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第63号 平成24年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第64号 平成24年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第65号 平成24年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第66号 平成24年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第67号 平成24年度身延町広野村上外九山保護財産区特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第68号 財産の取得については、原案のとおり可決決定いたしました。

請願第1号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

挙手少数でございます。

よって、請願第1号 取り調べの全過程の可視化を求める意見書の採択を求める請願については原案を不採択することに決定いたしました。

・・・すみません、不手際で申し訳ございません。

それでは再度、請願第1号について提案を申し上げます。

請願第1号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

挙手少数であります。

よって、請願第1号 取り調べの全過程の可視化を求める意見書の採択を求める請願については原案を不採択とすることに決定いたしました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等調査検討特別委員会委員長より所管事務調査について議会議事規則第74条の規定により、お手元に配布いたしました申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上5委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第69号 財産の取得について

同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について
以上議案1件、同意5件を一括上程いたします。

追加日程第2 町長からの提出理由の説明を求めます。

議案第69号、同意第2号から同意第6号について、町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまご指名をいただきましたので提出案件の提案理由についてご説明を申し上げます。
今回の追加提出案件は財産の取得に関わる案件が1件、人事案件が5件の計6件となっております。
それではご説明を申し上げます。

まず議案第69号 財産の取得についてであります。

身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分範囲を定める条例第3条の規定に基づき下記のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 財 産 の 種 類 動産
2. 物品名および数量 町有バス（ふるさと号）1台
3. 購 入 金 額 1,106万円
4. 購 入 先 山梨県甲府市下曾根町408番地
三菱ふそうトラック・バス株式会社甲信ふそう
甲府支店長 深谷幸雄

平成24年6月12日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

町有バス（ふるさと号）を更新するにあたり議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町中山1876番地

氏 名 遠藤和美

生年月日 昭和21年12月15日

提出日と町長名は省略をいたします。

提案理由

平成24年9月30日に委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦する必要が生じました。ついては委員候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見が必要であります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町帯金 1 4 7 番地 1

氏 名 千須和百合子

生年月日 昭和 2 0 年 7 月 2 0 日

以下は省略をさせていただきます。

次に同意第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、議会の意見を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町梅平 2 4 8 番地

氏 名 望月さと子

生年月日 昭和 2 4 年 1 月 1 3 日

以下は省略をいたします。

以上の 3 名につきましては、引き続いて人権擁護委員をお願いする方でございます。

次に同意第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町常葉 1 0 9 8 番地

氏 名 渡邊力

生年月日 昭和 2 3 年 4 月 2 3 日

提案理由につきましては、平成 2 4 年 9 月 3 0 日に小林五百子委員の任期が満了するので、その後任委員に選任したい。

これが、この議案を提出する理由でございます。

すみません。生年月日、昭和 2 3 年 4 月 2 2 日でございます。失礼をいたしました。

次に同意第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町伊沼 7 1 9 番地

氏 名 深澤正史

生年月日 昭和 2 3 年 6 月 2 4 日

提案理由

平成 2 4 年 9 月 3 0 日に高野雅史委員の任期が満了しますので、その後任委員に選任したい。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、同意第 2 号から同意第 6 号につきましては 1 0 月 1 日付けの法務大臣委嘱に向け、7 月の中旬には法務局に候補者を推薦する必要があるがございます。このことから本定例会に追加提案をさせていただいたところでございます。

よろしくご審議の上ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（望月秀哉君）

町長の説明が終わりました。

次に担当課長より詳細説明を求めます。

議案第69号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第69号 財産の取得につきまして詳細説明をさせていただきます。

この議案につきましては、町有バスのふるさと号を1台購入する議案でございます。この予算としましては、平成24年の当初予算の一般管理費にふるさと号のバスの購入費1,229万2千円を計上したところでございます。6月の今回の補正予算で、さらに歳入のほうで20款の諸収入のほうにコミュニティ助成事業助成金として1千万円を自治総合センターから助成してくれるということで決定通知をいただきましたので、財源組み替えということで1千万円を計上したところでございます。

この助成事業は自治総合センターから共生の地域づくり助成金としていただけるものでございまして、県内では4市町村が申請し本町のみ決定をされたというものでございます。このふるさと号を購入するのに職員も財源的なものは何か補助金がないかということで一生懸命探しまして、市町村課等に連絡をしたりいたしまして今の1千万円をいただけることになったということでございます。これによりまして1,106万円のバスを1台購入するのに1千万円助成金があって本町の一般財源からは100万円ちょっとでふるさと号が1台買えるということでございますのでご理解を願いたいと思います。

財団法人自治総合センターにつきましては、宝くじの社会貢献広報事業としまして助成をするもので特に共生の地域づくり助成事業につきましては地域の創意工夫により地域の実情に応じ、子どもそれから女性、高齢者、障害者、外国人などのすべての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な事業に助成をしてくれるものでございます。

購入先につきましては三菱ふそうトラック・バス株式会社甲信ふそう甲府支店でありまして随意契約でございます。随意契約の理由でございますが、コミュニティバスふるさと号はすべての人が利用しやすくするために排ガス規制に適合したバスでオートドアのセットや電動補助ステップ、それから乗降車口の両側の手すり、それから車イスも積めるということで車イスを固定する金具等を設置し、高齢者、障害者の方々にも利用しやすい車両にするためスーパーロングボディ、全長7メートル73センチの規格でありますけども、このサイズの中型バスにするということで購入をしたところでございます。このバスのサイズにつきましては他社では製造していないため随意契約とさせていただきました。

以上が議案第69号の詳細でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○副議長（望月秀哉君）

なお、同意第2号から同意第6号につきましては人事案件でありますので詳細説明は省略いたします。

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑を行います。

議案第69号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

今の説明がありましたけども、この町有バスふるさと号ですが、車イスも乗せられるということなんですが、バスの高さはある程度あると思うんですが、それに対するリフトかなんか付けるんですか。そのへんはどうなんでしょう。

○副議長（望月秀哉君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

リフトは付けてございません。車イスを乗せるスペースがありまして、そこに車イスを止める施設を設けているということでご理解願いたいと思います。

○副議長（望月秀哉君）

松浦君。

○5番議員（松浦隆君）

そうすると車イスは人が乗って持ち上げて、そのまま乗せるということですか。それとも1回、車イスを抱いて乗せるというそういうパターンでしょうけど、そうすると逆に入り口が狭いかというそういう弊害はどうなんですか。そのへんも考慮してあるんでしょうね。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

お答えいたします。

後方から乗せられるような形をとっております。

○副議長（望月秀哉君）

ほかにございませんか。

川口君。

○9番議員（川口福三君）

1点だけ伺いますけど、車イスを畳んで車イスを乗せて固定されるというようなスペースもあって、定員はこれは何名の乗車になりますか。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

定員は28名であります。

○副議長（望月秀哉君）

川口君。

○9番議員（川口福三君）

28名というのは助手席も入って。それとも助手席は設けなくて28名ということですか。

○副議長（望月秀哉君）

政策室長。

○政策室長（丸山優君）

助手席はありません。

○副議長（望月秀哉君）

ほかにございませんか。

(な し)

ほかに質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

同意第2号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

同意第3号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

同意第4号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

同意第5号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

同意第6号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

追加日程第4 追加提出議案に対する討論を行います。

議案第69号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

同意第2号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

同意第3号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

同意第4号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

同意第5号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

同意第6号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

追加日程第5 追加提出議案に対する採決を行います。

議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員。

よって、議案第69号 財産の取得については原案のとおり可決決定いたしました。

同意第2号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員。

よって同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町中山1876番地、遠藤和美氏、昭和21年12月15日生まれを推薦することについて同意することに決定いたしました。

同意第3号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町帯金147番地1、千須和百合子氏、昭和20年7月20日生まれを推薦することについて同意することに決定いたしました。

同意第4号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町梅平248番地、望月さと子氏、昭和24年1月13日生まれを推薦することについて同意することに決定いたしました。

同意第5号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町常葉1098番地、渡邊力氏、昭和23年4月23日生まれを推薦することについて同意することに決定いたしました。

同意第6号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町伊沼719番地、深澤正史氏、昭和23年6月24日生まれを推薦することについて同意することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（望月仁司君）

大変お疲れさまでございました。

平成24年身延町議会第2回定例会の閉会にあたりまして、一言あいさつをさせていただきます。

本定例会は去る6月8日に開催され本日までの5日間、望月秀哉副議長のもとで私どもの提案いたしました22件の提出案件につきましてはご熱心にしかも真摯にご討論をいただき、ただいますべての提出議案につきまして、しかもすべての案件を全員のご同意をいただく中でご採決・ご同意をいただき閉会を迎えることができました。こんなにうれしいことはございません。議員の皆さんのご苦勞とご協力を敬意とお礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

今議会でご議決いただきました案件につきましては当然のことですが、町民の皆さんから一点の疑義をも持たれることのないよう行政運営を行ってまいりる覚悟でございますけれども、議員の皆さんには今後も厳しいご指導をいただければ幸いです。

今まさに梅雨の最中でございます。うっとうしい毎日が続いており議員の皆さんには健康に十分留意をいただいて、住民福祉のためにますますのご活躍をいただけますことをご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（望月秀哉君）

町長のあいさつが終わりました。

これをもちまして、本定例会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

会期5日間、議員各位には慎重審議をいただき心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

これからは日増しに暑くなり夏本番を迎えます。各位におかれましてはくれぐれもご自愛をいただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、これをもちまして平成24年身延町議会第2回定例会を閉会といたします。

議長不慣れなために、また不勉強なためにいろいろととちったりご迷惑をおかけいたしました心よりお詫びいたします。これからも一生懸命勉強して頑張りたいと思いますので今後ともよろしくご指導・ご鞭撻をお願いいたします。

大変ご苦勞さまでございました。

○議会事務局長（秋山和子君）

それでは相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時04分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長秋山和子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、副議長により署名する。

副 議 長

署 名 議 員

同 上

同 上